

2026. 2. 19

# ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型／安定成長型／成長型 愛称「ライフポイント<sup>®</sup>」

追加型投信／内外／資産複合

◆この目論見書により行う「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型」、「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型」および「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月18日に関東財務局長に提出しており、2026年2月19日にその効力が発生しております。

有価証券届出書提出日	: 2026年2月18日
発行者名	: ラッセル・インベストメント株式会社
代表者の役職氏名	: 代表取締役社長兼CEO 山本 圭志
本店の所在の場所	: 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
有価証券届出書（訂正届出書を含みます。） の写しを縦覧に供する場所	: 該当事項はありません。

ラッセル・インベストメント株式会社

投資信託は、金融機関の預金や保険契約とは商品性が異なります。

- 投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。  
また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 投資信託は、元金および利回り保証のいずれもありません。
- 投資信託をご購入されたお客様は、投資した資産の価値の減少を含むリスクを負います。

## － 目 次 －

	頁
第一部【証券情報】 .....	1
第二部【ファンド情報】 .....	3
第1【ファンドの状況】 .....	3
第2【管理及び運営】 .....	85
第3【ファンドの経理状況】 .....	91
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】 .....	196
第三部【委託会社等の情報】 .....	197
約款	

## 第一部【証券情報】

### (1)【ファンドの名称】

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

- ・以下、上記を総称して「ライフポイント」、「当ファンド」または「ファンド」ということがあります。また、各々については、正式名称ではなく、「各ファンド」または以下の略称および愛称を使用することがあります。

ファンドの名称	略称	愛称
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	安定型	ライフポイント 安定型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	安定成長型	ライフポイント 安定成長型
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	成長型	ライフポイント 成長型

### (2)【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。(以下「受益権」といいます。)
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

※ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンド、5兆円を上限とします。

### (4)【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

- ・基準価額につきましては、販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。また、原則として計算日（委託会社の営業日）の翌日付の日本経済新聞朝刊に当ファンドの基準価額が掲載されます。

### (5)【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。
- ・スイッチングについては、無手数料の取扱いとなります。

### (6)【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2026年2月19日から2026年8月18日までとします。

- ・上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号>0120-055-887 (フリーダイヤル)

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページアドレス><https://www.russellinvestments.com/jp/>

(9) 【払込期日】

- ・取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

(12) 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① ファンドの目的  
信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
- ② ファンドの基本的性格
  - 1) 商品分類

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式
	海外	債券
追加型投信		不動産投信
	内外	その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (部分ヘッジ)
	年6回 (隔月)	欧州	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
年12回 (毎月)	アジア			
日々	オセアニア			
不動産投信	その他 ( )	中南米		
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式・債 券)(資産配分固定 型)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）（資産配分固定型））））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

#### <商品分類の定義>

##### 1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

##### 2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5) 資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

##### 4. 独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MRF 及び MMF の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

#### <補足として使用する商品分類>

- (1) インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

#### <属性区分の定義>

##### 1. 投資対象資産による属性区分

###### (1) 株式

- ① 一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

###### (2) 債券

- ① 一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- ② 公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ③ 社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

###### (3) 不動産投信

これ以上の詳細な分類は行なわないものとする。

###### (4) その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

###### (5) 資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- ① 資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

## 2. 決算頻度による属性区分

- ①年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- ②年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- ③年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- ④年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑤年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑥日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- ⑦その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

## 3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- ①グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- ②日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ③北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ④欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑤アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑥オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑦中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑧アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑨中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- ⑩エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

## 4. 投資形態による属性区分

- ①ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- ②ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

## 5. 為替ヘッジによる属性区分

- ①為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるものをいう。
- ②為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行なう旨の記載がないものをいう。

## 6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- ①日経225
- ②TOPIX
- ③その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

## 7. 特殊型

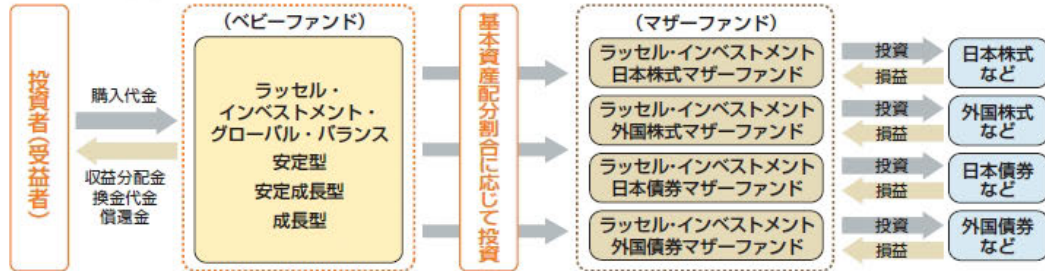
- ①ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- ②条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- ③ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- ④その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記①から③に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

※上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

③ ファンドの特色

**1** 日本株式、外国株式、日本債券および外国債券(為替ヘッジあり)を実質的な主要投資対象とします。

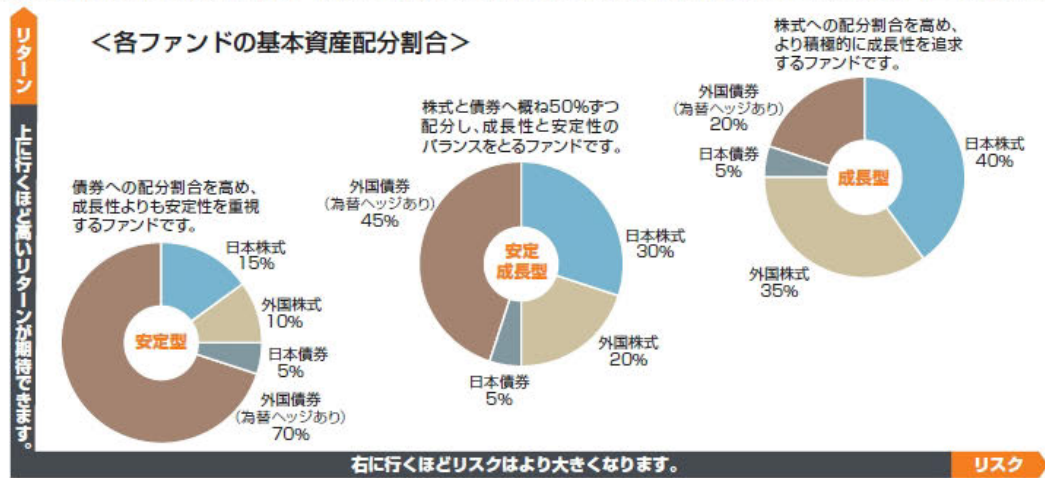
各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)は、ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)を主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用します。ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンド(各ファンド)とし、その資金をマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドへの投資部分については原則として為替ヘッジを行いません。ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドへの投資部分については為替ヘッジ\*を各ファンドで行います。  
 ※為替ヘッジについては、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーに外国為替予約取引の指図にかかる権限を委託します。

**2** 投資目的などに応じて資産配分割合の異なる3つのファンドから選択できます。

基本資産配分割合については、年2回見直しを行う他、運用環境の見直し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。また、委託会社の裁量により当該基本資産配分割合を±10%以内の範囲で変更することがあります。



※上記の基本資産配分割合からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。

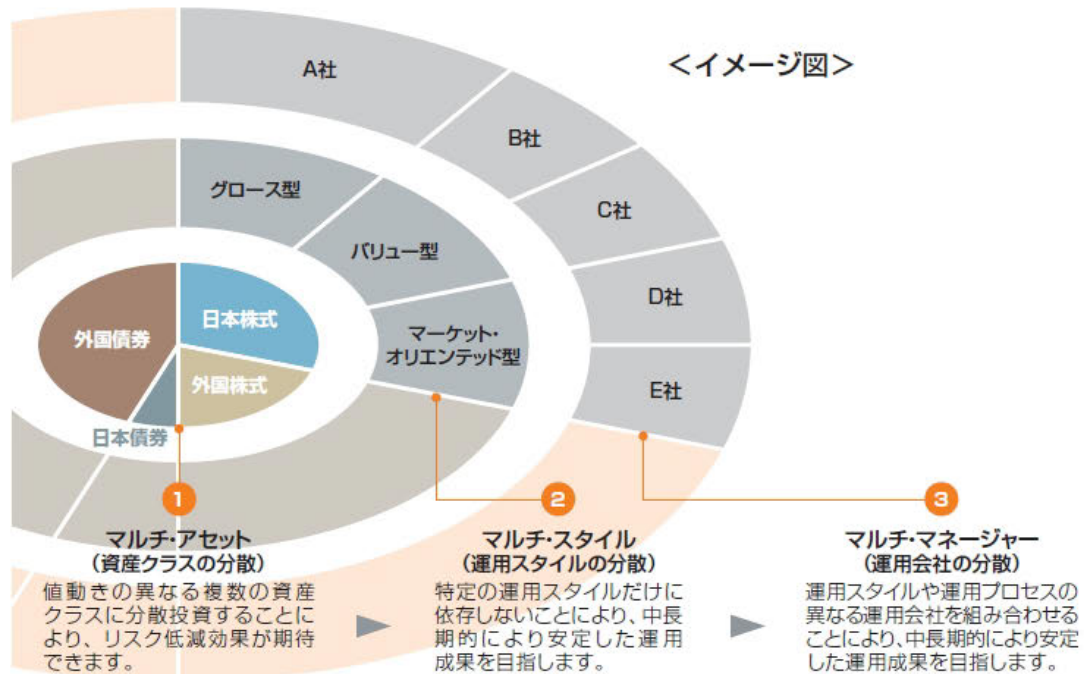
(注)上記の図は、各ファンドの基本資産配分割合とリスク・リターンの関係を示したイメージ図であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

### 3

## 3段階のリスク分散「マルチ・アセット、マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」

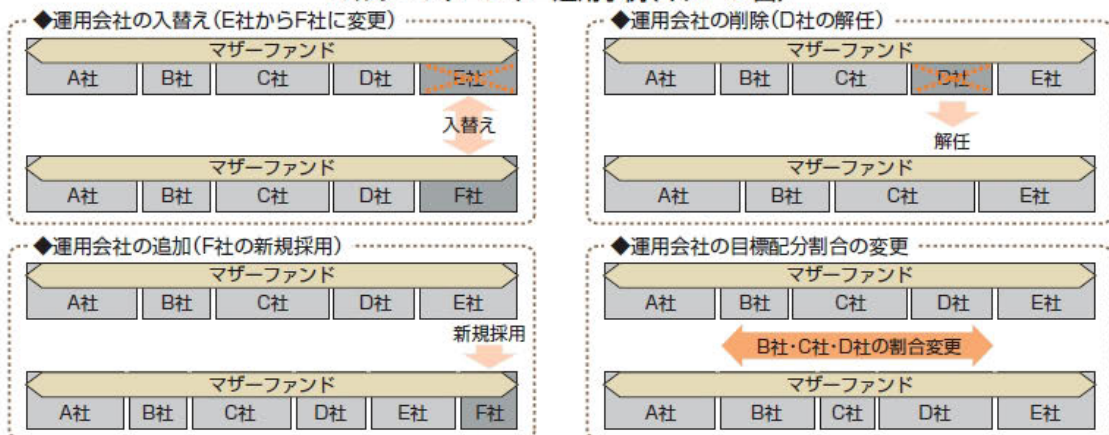
- マルチ・アセット(資産クラスの分散)、マルチ・スタイル(運用スタイルの分散)、マルチ・マネージャー(運用会社の分散)という3段階のリスク分散を行い、より安定した運用成果とリスクの低減を目指します。
- 世界中から厳選した複数の運用会社を、最適と判断される目標配分割合で組み合わせます。



- 運用会社を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。

以下はマルチ・マネージャー運用の代表的な事例のイメージ図です。運用に際しては、以下の事例とは異なる運用会社や目標配分割合の変更を行うことがあります。なお、各ファンドはマザーファンドにてマルチ・マネージャー運用を行います。

#### マルチ・マネージャー運用事例(イメージ図)



※「運用会社」について、運用の指図にかかる権限を委託する運用会社を「外部委託先運用会社」、外部委託先運用会社に投資助言を行う会社を「投資助言会社」ということがあります。また、「目標配分割合」とは、マルチ・マネージャー運用において運用会社を組み合わせる際に目安とする配分割合をいいます。

※運用会社および運用スタイルについては、後述の「マザーファンドの概要」および「運用スタイルについて」をご参照ください。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ マザーファンドの概要

●運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。

運用会社および目標配分割合に関する最新の情報は委託会社のホームページでご提供しております。なお、2026年2月18日現在の状況は以下のとおりです。

マザーファンド	基本方針	運用会社 (外部委託先運用会社/投資助言会社)	運用スタイル	目標配分割合 (マザーファンドベース)
ラッセル・インベストメント 日本株式 マザーファンド	日本の株式を主要 投資対象とし、TOPIX (配当込み)をベンチ マークとします。	アセットマネジメントOne株式会社 (日本)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	グロース (成長)型	16.0%
		ポリマー・キャピタル・ジャパン・リミテッド (ケイマン)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>		17.0%
		ウエリントン・マネジメンツ・カンパニー・ エル・エル・ピー(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	バリュー (割安)型	25.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・ サービシーズ・エル・エル・シー(米国)		10.0%
		スパークス・アセット・マネジメンツ 株式会社(日本)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	マーケット・ オリエンテッド型	12.0%
		M&Gインベストメンツ(ユー・エス・エー) インク(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>		15.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・ サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	ポートフォリオ 特性補強型 <sup>(注2)</sup>	5.0%
ラッセル・インベストメント 外国株式 マザーファンド	日本を除く世界先進 各国の株式を主要 投資対象とし、MSCI KOKUSAI(配当込 み)をベンチマーク とします。	バインストーン・アセット・マネジメンツ・インク(カナダ) 《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	グロース (成長)型	14.5%
		モルガン・スタンレー・インベストメント・ マネジメンツ・インク(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>		12.5%
		サンダース・キャピタル・エル・エル・シー (米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	バリュー (割安)型	16.5%
		ブリーナ・インベストメント・マネジメンツ・ エル・エル・シー(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>		16.5%
		ニューメリック・インベスターズ・ エル・エル・シー(米国)《投資助言》 <sup>(注1)</sup>	マーケット・ オリエンテッド型	18.0%
		ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・ サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	ポートフォリオ 特性補強型 <sup>(注2)</sup>	22.0%
ラッセル・インベストメント 日本債券 マザーファンド	日本の公社債を主要投 資対象とし、NOMURA- BPI総合指数をベンチ マークとします。	アセットマネジメントOne株式会社(日本)	広範囲型	50.0%
		PGIMジャパン株式会社(日本)	クレジット重視型	50.0%
ラッセル・インベストメント 外国債券 マザーファンド	日本を除く世界先進各 国の公社債を主要投資 対象とし、FTSE世界国 債インデックス(除く日 本、円ベース)をベンチ マークとします。	コルチェスター・グローバル・ インベスターズ・リミテッド(英国)	マクロ・ バリュー型	30.0%
		インサイト・インベストメント・マネジメンツ (グローバル)リミテッド(英国) インサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シー (米国)(再委託) <sup>(注3)</sup>	広範囲型	70.0%

(注1)各投資助言会社の投資助言に基づき、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」が運用の指図を行います。

(注2)ポートフォリオ特性補強型:採用している他の運用会社の運用戦略の特徴を活かしながら、マザーファンド全体としてのポートフォリオ特性を補強するために必要なファクター(バリューやクオリティ、モメンタム、低ボラティリティ、高配当など)の運用を行います。

(注3)インサイト・インベストメント・マネジメンツ(グローバル)リミテッドは運用の指図にかかる権限の一部をインサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シーに再委託(「再委託先運用会社」ということがあります。)します。

※運用会社の目標配分割合は各マザーファンドにおける比率で、マザーファンド毎で100%となります。したがって、各ファンド(安定型、安定成長型、成長型)における各運用会社の実質的な目標配分割合は、各ファンドの基本資産配分割合に当該運用会社の目標配分割合を乗じたものになります。

※各マザーファンドでは、マザーファンド全体の運用効率を高めること、各運用会社の入替え等に際しての資産の移転管理および一時的な運用、他の運用会社からの投資助言等に基づく運用、委託会社が必要と判断した場合におけるマザーファンドの一部についての運用等を行うため、「ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)」を採用しています。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 配分方針

年1回の決算時(毎年11月18日。休業日の場合は翌営業日。)に配分を行います。ただし、配分の有無および配分金額は、基準価額の水準等を勘案して委託会社が決定します。

※将来の配分金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ■ 主な投資制限

	安定型	安定成長型	成長型
株式への実質投資割合	純資産総額の45%以内	純資産総額の70%以内	純資産総額の95%以内
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。	純資産総額の85%以内	純資産総額の75%以内
投資信託証券への実質投資割合	純資産総額の5%以内 (マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)		

### <運用スタイルについて>

運用スタイルは、投資対象のどのような面に焦点をあて銘柄選択を行うか、付加価値を生み出すためにどのような要因に着目するかなどによって分類されます。株式を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

**グロース(成長)型**：特に企業の成長性に着目し、利益等の成長性が市場平均よりも高いと考える株式(グロース株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

**バリュー(割安)型**：特に株価水準に着目し、企業の資産価値などから判断して株価が過小評価されていると考える株式(バリュー株)を主な投資対象とする運用スタイルをいいます。

**マーケットオリエンテッド型**：「グロース(成長)型」や「バリュー(割安)型」のように、特定の傾向をもつ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式を投資対象とします。

債券では、国債や社債など投資の対象となる債券の発行主体の種類、デュレーション(金利感応度)やイールドカーブ(利回り曲線)などといった超過収益の源泉の組合せによって運用スタイルの分類が行われるのが一般的です。債券を主要投資対象とするファンドの場合、以下の運用スタイルなどがあります。

**広範囲型**：日本債券運用の場合は、金利戦略、クレジット/セクター戦略(クレジットに特化した運用を行い債券種別選択と銘柄選択から超過収益を求める運用手法です。)の両戦略を用いる運用スタイルをいいます。

また、外国債券運用の場合は、金利戦略やクレジット/セクター戦略の他、通貨戦略等も含めた各種戦略を幅広く用いる運用スタイルをいいます。

**クレジット重視型**：個別銘柄選択に基づくクレジット戦略での超過収益獲得を重視した運用スタイルです。

**マクロ・バリュー型**：各国の経済情勢や財政の健全性等のマクロ分析を通じて、相対的に高いリターンが見込める割安感の強い国の債券および通貨を発掘する運用スタイルです。

**一般債重視型**：国債や一般債等の多様な収益の源泉に幅広く投資を行う運用スタイルです。

資金動向、市況動向等により、上記のような運用ができない場合があります。

#### ④ 信託金限度額

- ・各ファンド、1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

## (2) 【ファンドの沿革】

2006年 4月 28日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始

2016年 7月 16日

- ・マザーファンド名称変更

新名称：ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド  
ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド  
ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド  
ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

旧名称：ラッセル 日本株式マザーファンド  
ラッセル 外国株式マザーファンド  
ラッセル 日本債券マザーファンド  
ラッセル 外国債券マザーファンド

2016年 8月 18日

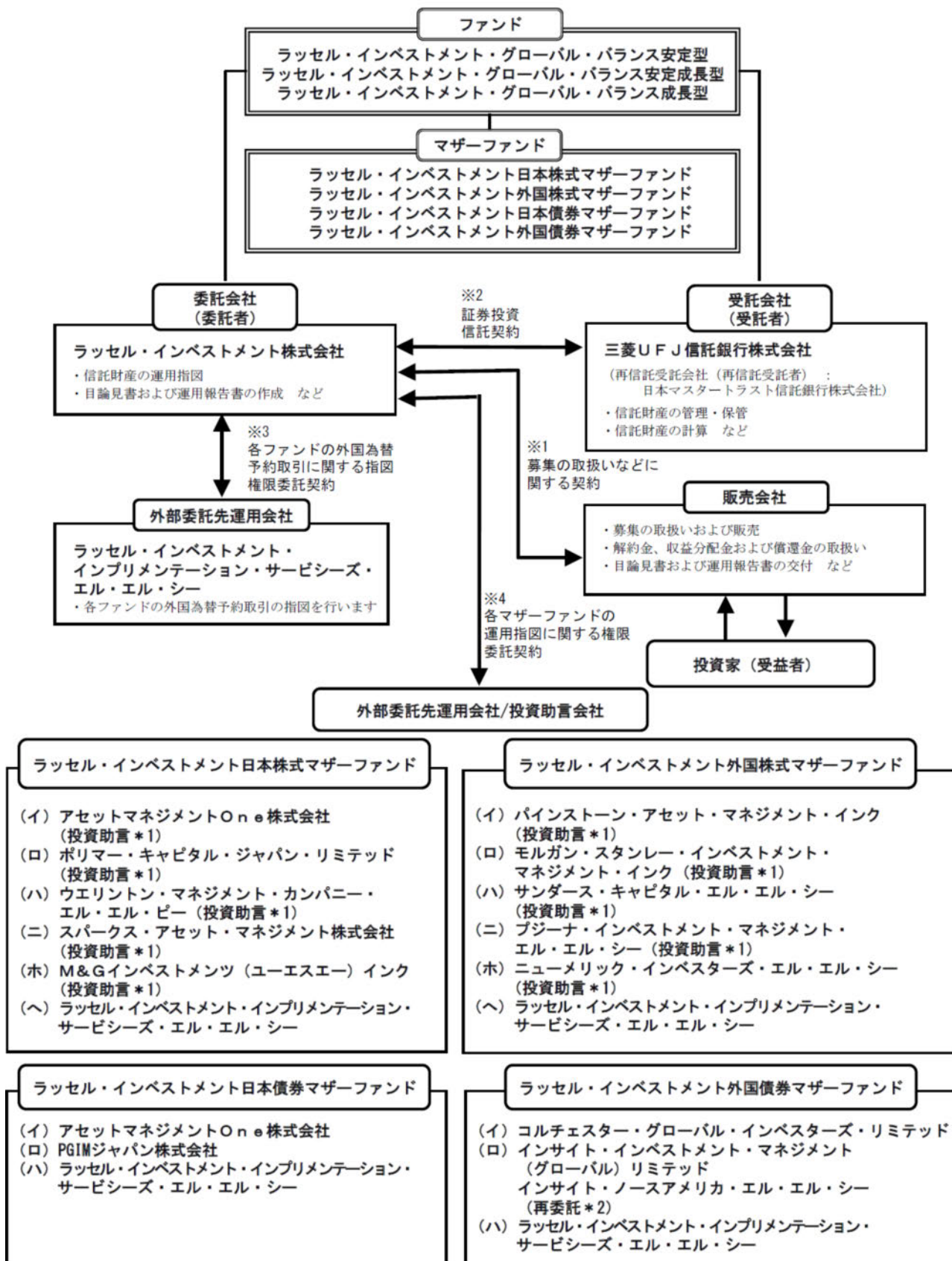
- ・ファンド名称変更

新名称：ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型  
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型  
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

旧名称：ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定型  
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 安定・成長型  
ラッセル グローバル・バランス・ファンド 成長型

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



\*1 各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

※2 インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは運用の指図にかかる権限の一部をインサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シーに再委託します。

(注) 上図は、2026年2月18日現在のものです。上記の外部委託先運用会社および投資助言会社は事前の告知なく随時変更され、2026年2月18日現在のものと異なることがあります。

- ※1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
  - ※2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。
  - ※3 委託会社と外部委託先運用会社との間で締結され、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券の外国為替予約取引に係る指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。
  - ※4 委託会社と各外部委託先運用会社の間で締結され、各マザーファンドの運用指図権限の委託に関する業務の内容を定めた契約です。なお、外部委託先運用会社によって、運用指図権限を委託する内容等は異なります。
- ※インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッドは運用の指図にかかる権限の一部をインサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シーに再委託します。  
 (参考：マザーファンドの運用における投資助言契約)  
 外部委託先運用会社と投資助言会社の間で締結され、外部委託先運用会社がマザーファンドの運用指図を行う際の投資助言の内容を定めた契約です。なお、投資助言会社によって、投資助言を受ける内容等は異なります。

② 委託会社の概況（2025年11月末現在）

1) 資本金の額

490 百万円

2) 沿革

- 1999年3月9日： フランク・ラッセル投信株式会社設立
- 1999年3月25日： 「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」に基づく証券投資信託委託業の認可取得
- 1999年11月15日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資顧問業者の登録
- 2000年1月27日： 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可取得
- 2002年7月18日： 「フランク・ラッセル株式会社」に商号変更
- 2006年2月16日： 「ラッセル・インベストメント証券投信投資顧問株式会社」に商号変更
- 2006年3月1日： ラッセル・インベストメント証券株式会社と合併
- 2007年12月21日： 「ラッセル・インベストメント株式会社」に商号変更

3) 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	持株比率
Russell Investments Japan Holdco 合同会社	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号	34,090株	100%

(参考)

ラッセル・インベストメント株式会社の概要

ラッセル・インベストメント株式会社は、ラッセル・インベストメント グループの日本拠点です。グローバルな事業展開により培ったノウハウをファンド運用に活かして、長期的に安定した収益を生み出すファンドを投資者の皆様へ提供することを目指しており、これまで世界各国で提供してきた“マルチ・マネージャー・ファンド”を日本で初めて設定・運用管理し、提供しております。

ラッセル・インベストメント グループの概要

ラッセル・インベストメント グループは、年金、金融機関および個人など様々な投資者の皆様を対象に、グローバルに総合的な資産運用ソリューションを提供しています。グローバルに行う運用会社調査をもとに、資産運用、オルタナティブ投資、確定拠出年金サービス、資産運用コンサルティング、売買執行管理など幅広く業務を行っており、当グループの運用資産総額（オーバーレイ運用を含みます。）は2025年9月末現在で約55兆円となっています。当グループの創立は1936年。米国ワシントン州シアトルを本拠地とします。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ①マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、外国株式、日本債券、外国債券に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の長期的成長を目指します。
- ②各ファンドの基本資産配分割合は以下のとおりです。  
ただし、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託会社の裁量により当該基本資産配分を±10%以内の範囲で変更するものとします。  
基本資産配分については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

資産クラス	日本株式	外国株式	日本債券	外国債券 (為替ヘッジあり)
マザーファンド	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド
安定型	15%	10%	5%	70%
安定成長型	30%	20%	5%	45%
成長型	40%	35%	5%	20%

- ③上記②の基本資産配分からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。
- ④ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券については為替ヘッジを行うことを基本とします。
- ⑤上記④の場合を除き、実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。
- ⑥資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

## 1) 運用のプロセス

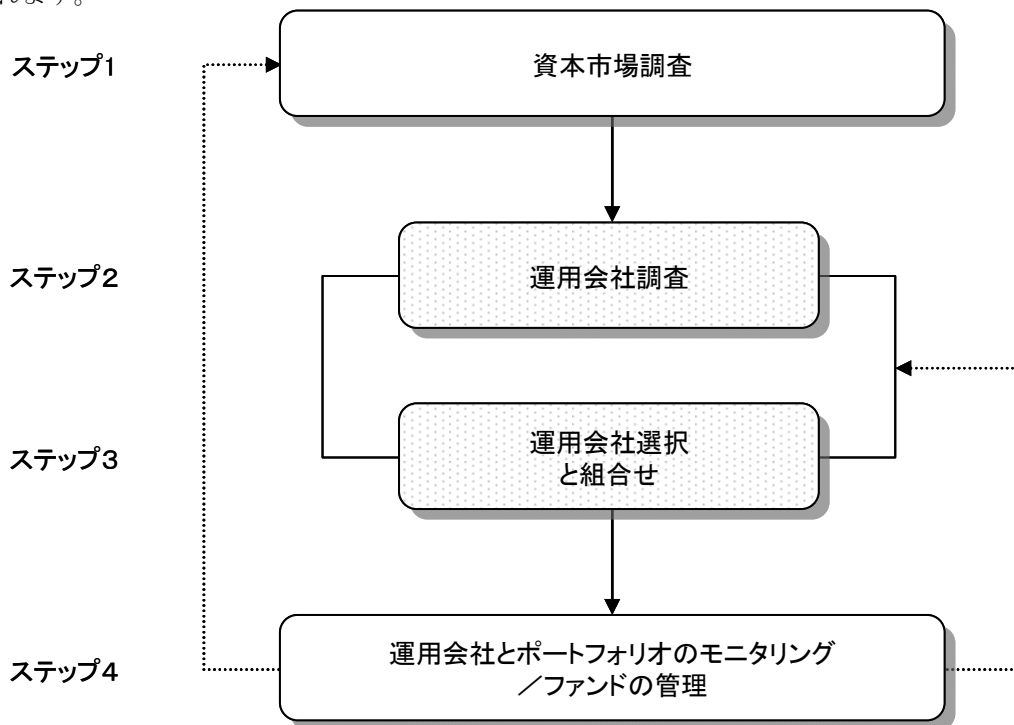
ライフポイントの運用プロセスは以下の2段階に大別されます。

### 1. マルチ・アセット（資産クラス分散）

各ファンドにおける純資産総額に対する基本資産配分割合は、ラッセル・インベストメントグループが資産クラス毎に独自に設定する数値（期待リターン、リスク、相関係数）を用いた最適化計算の結果に、定性判断を加えることにより決定されます。数値は年2回見直しを行い、その結果を受けて投資方針に定める範囲内で基本資産配分割合を変更することがあります。また、運用環境の見直し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

### 2. マルチ・スタイル（運用スタイル分散）およびマルチ・マネージャー（運用会社分散）

各マザーファンドにおける「マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー運用」は、以下のプロセスに基づき運用されます。



#### ステップ1：資本市場調査

資産クラス毎に超過収益獲得の可能性が高いと判断される運用戦略とそうでない運用戦略を峻別するなど、各市場の特性を把握することによってファンドの基本設計を行います。

#### ステップ2：運用会社調査

アメリカやヨーロッパなど世界各国の運用会社を定性・定量両面から綿密に調査・分析し、4段階の評価を行うことによって良好なパフォーマンスが期待できる優れた運用会社を厳選します。

#### ステップ3：運用会社選択と組合せ

ステップ2の運用会社調査において厳選された優れた運用会社の中から、最適と判断される運用会社の組合せと各運用会社への目標配分割合を見つけ出すために様々なシミュレーション等を実施することにより、ファンドで採用する運用会社とその目標配分割合を決定します。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。

#### ステップ4：運用会社とポートフォリオのモニタリングおよびファンドの管理

運用会社とそのポートフォリオを継続的にモニタリングします。そして運用会社の運用能力に変化が生じた場合など、必要に応じてファンドで採用している運用会社の変更や追加等を行うことによりファンドの管理を行います。

## (2)【投資対象】

<ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型>

<ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型>

<ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型>

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ) 有価証券

ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）

ハ) 金銭債権

ニ) 約束手形

ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

### ② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社からの運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）

- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③の1)から6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
  - ハ) 金銭債権
  - ニ) 約束手形
  - ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で 21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から 6) までの証券ならびに 14) の証券のうち投資法人債券ならびに 12) および 17) の証券または証書のうち 2) から 6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券および 14) の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で 5) の権利の性質を有するもの

### ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③の 1) から 6) に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

## <ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。

### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 1 項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第 2 条第 20 項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
  - ハ) 金銭債権
  - ニ) 約束手形
  - ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

### ② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券

- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
  - 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

### ③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③の1)から6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### <ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。

#### ① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限ります。）
  - ハ) 金銭債権

ニ) 約束手形

ホ) 匿名組合出資持分(イ)に該当するものを除きます。)

2) 次に掲げる特定資産以外の資産

イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社(委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。)は、信託金を、主として以下の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1) 株券または新株引受権証券

2) 国債証券

3) 地方債証券

4) 特別の法律により法人の発行する債券

5) 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10) コマーシャル・ペーパー

11) 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1)から11)までの証券または証書の性質を有するもの

13) 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)

14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

15) 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)

16) オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)

17) 預託証券(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)

18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19) 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

20) 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)

21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

1) 預金

2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

3) コール・ローン

4) 手形割引市場において売買される手形

5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③の1)から6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ) 有価証券
  - ロ) デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款に定めるものに限りません。）
  - ハ) 金銭債権
  - ニ) 約束手形
  - ホ) 匿名組合出資持分（イ）に該当するものを除きます。）
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ) 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者および委託を受けた者から再委託を受けた者を含みます。）は、信託金を、主として以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

- 1) 株券または新株引受権証券
  - 2) 国債証券
  - 3) 地方債証券
  - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
  - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
  - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
  - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
  - 8) 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
  - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
  - 10) コマーシャル・ペーパー
  - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
  - 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から 11) までの証券または証書の性質を有するもの
  - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
  - 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
  - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
  - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
  - 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
  - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証券
  - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りません。）
  - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
  - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
  - 22) 外国の者に対する権利で21)の有価証券の性質を有するもの
- なお、1)の証券または証書ならびに12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに14)の証券のうち投資法人債券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)の証券および14)の証券(投資法人債券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5)の権利の性質を有するもの

④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、上記③の1)から6)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

◆投資対象とするマザーファンドの概要

<ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	わが国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	<ol style="list-style-type: none"> <li>① わが国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。</li> <li>② 株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</li> <li>③ TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。</li> <li>④ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。</li> <li>⑤ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。</li> <li>⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。</li> </ol>
主な投資制限	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 株式への投資割合には制限を設けません。</li> <li>② 投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。</li> <li>③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。</li> </ol>
収益分配	収益分配は行いません。
<b>ファンドに係る費用</b>	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	<p>組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。</p> <p>※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。</p>
<b>その他</b>	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）>

2026年2月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	アセットマネジメントOne株式会社《日本》[投資助言]※
	投資助言内容：	グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
(ロ)	商号：	ポリマー・キャピタル・ジャパン・リミテッド《ケイマン》[投資助言]※
	投資助言内容：	グロース（成長）型株式に重点をおいた運用
(ハ)	商号：	ウエリントン・マネジメント・カンパニー・エル・エル・ピー《米国》 [投資助言]※
	投資助言内容：	バリュー（割安）型株式に重点をおいた運用
(ニ)	商号：	スパークス・アセット・マネジメント株式会社《日本》[投資助言]※
	投資助言内容：	マーケット・オリエンテッド型の運用
(ホ)	商号：	M&Gインベストメント（ユーエスエー）インク《米国》[投資助言]※
	投資助言内容：	マーケット・オリエンテッド型の運用
(ヘ)	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
	委託内容：	<p>1) キャッシュ・エクイタイゼーション（流動資金の株式化）—即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。</p> <p>2) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体にかかる適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用にかかる部分以外の信託財産の一部についての運用。</p> <p>3) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント<sup>(注)</sup>）</p> <p>4) 他の運用会社からの投資助言等に基づく運用。</p> <p>5) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用。</p> <p>(注) マザーファンドで行うマルチ・マネージャー運用では、委託会社は運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。その際、運用の効率化を図りながらポートフォリオの組替え等を行います（当ファンド設定後に当初ポートフォリオを構築することを含め、以下「トランジション・マネジメント」といいます。）。トランジション・マネジメントを行う場合には、比較的短期の間に通常よりも多くの有価証券等の取引が行われます。この間の意図せざる市場エクスポージャーや市場リスク、機会損失を最小限に抑えるため、委託会社は運用の指図に関する権限の一部をラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー（以下「R I I S」ということがあります。）に委託します。なお、R I I Sは、トランジション時の市場エクスポージャーとリスクを管理するためのトレーディング戦略の策定とその実施に特化したブローカー業務も行っており、多くの場合、R I I Sは自社の当該部門をトランジション・マネジメントにかかる有価証券等の取引のブローカーとして利用します。R I I Sはラッセル・インベストメントグループの各社が世界各国で設定・運用する他のファンドだけでなく同グループ外の顧客に対しても同様のサービスを提供しています。トレーディング戦略の策定とその実施の対価として同社に支払われる売買委託手数料の総額は、運用報告書（全体版）の「利害関係人との取引状況等」においてR I I Sを利害関係人に準ずるものとみなして開示されます。</p>

※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

<ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界先進各国の市場において取引されている株式を主要投資対象とします。
投資態度	① 日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 ② M S C I K O K U S A I (配当込み) をベンチマークとします。 ③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。 ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため (ヘッジ目的に限定されません。)、デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	① 株式への投資割合には制限を設けません。 ② 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 外貨建資産への投資割合へは、制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）>

2026年2月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	パインストーン・アセット・マネジメント・インク《カナダ》[投資助言]※
	投資助言内容：	外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
(ロ)	商号：	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク《米国》[投資助言]※
	投資助言内容：	外国株式を対象としたグロース（成長）型の運用
(ハ)	商号：	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー《米国》[投資助言]※
	投資助言内容：	外国株式を対象としたバリュウ（割安）型の運用
(ニ)	商号：	プジーナ・インベストメント・マネジメント・エル・エル・シー《米国》[投資助言]※
	投資助言内容：	外国株式を対象としたバリュウ（割安）型
(ホ)	商号：	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー《米国》[投資助言]※
	投資助言内容：	外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用
(ヘ)	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
	委託内容：	前述の「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」と同じ。

※各投資助言会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シーが運用の指図を行います。

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① 日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 ② NOMURA-BPI 総合指数をベンチマークとします。 ③ 外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託会社が適切と判断した場合に行うことがあります。 ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。 ⑤ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。 ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）>

2026年2月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	アセットマネジメントOne株式会社《日本》
	委託内容：	国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
(ロ)	商号：	PGIM ジャパン株式会社《日本》
	委託内容：	国債・事業債および金融債を中心とする債券運用
(ハ)	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
	委託内容：	1) 他の外部委託先運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の外部委託先運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。 2) 他の外部委託先運用会社の変更に際しての、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。（トランジション・マネジメント） 3) 委託会社が必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用（他の外部委託先運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。）。

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

運用の基本方針	
基本方針	この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
主な投資対象	日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債を主要投資対象とします。
投資態度	① 日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長を目指します。 ② FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。 ③ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。 ④ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。
主な投資制限	① 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。 ② 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ③ 外貨建資産への投資には制限を設けません。
収益分配	収益分配は行いません。
ファンドに係る費用	
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用など	組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税など。 ※上記費用に付随する消費税等相当額を含みます。
その他	
委託会社	ラッセル・インベストメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

<マザーファンドで採用している運用会社（外部委託先運用会社／投資助言会社）>

2026年2月18日現在、マザーファンドで採用している運用会社は以下のとおりです。

(イ)	商号：	コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド《英国》
	委託内容：	格付けの高い国の国債（またはこれに準ずる債券）への投資を中心とした運用
(ロ)	商号：	インサイト・インベストメント・マネジメント（グローバル）リミテッド《英国》
	委託内容：	国債や一般債に加え、通貨も含めた総合的な運用 (再委託先運用会社)
(ハ)	商号：	インサイト・ノースアメリカ・エル・エル・シー《米国》
	委託内容：	国債や一般債に加え、通貨も含めた総合的な運用の一部
(ハ)	商号：	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー《米国》
	委託内容：	前述の「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」と同じ。

各マザーファンドでは「マルチ・マネージャー運用」を行います。「マルチ・マネージャー運用」では、運用会社のパフォーマンス・運用状況等を継続的にモニタリングし、必要に応じて運用会社や目標配分割合の変更を行います。なお、運用会社や目標配分割合の変更は、原則として事前の告知なく随時行います。各マザーファンドで採用する運用会社に関する最新の情報については、販売会社または委託会社にお問い合わせ下さい。また、委託会社のホームページでも情報提供を行っております。

<委託会社の照会先>

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号>0120-055-887 (フリーダイヤル)

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

<ホームページアドレス><https://www.russellinvestments.com/jp/>

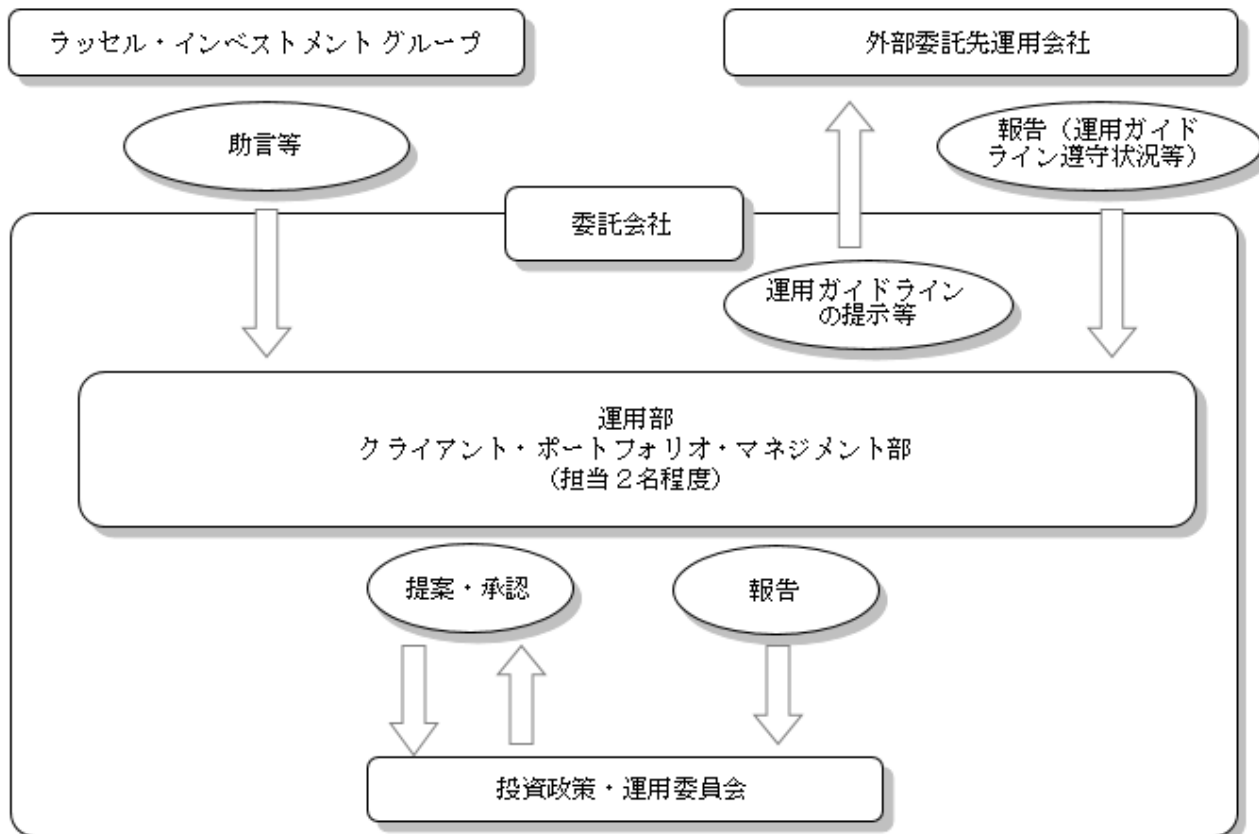
### (3) 【運用体制】

委託会社では、運用部が所管する、I D T o k y o ポリシー&プロシージャ（社内規程）に基づき、ファンドの運用体制を構築しています。

- ・委託会社の投資意思決定は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更および各マザーファンドで採用する外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。以下本項において同じ。）の採用・変更、目標配分割合の設定・変更、運用ガイドラインの作成・変更が中心となります。
- ・運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部は、各ファンドの基本資産配分割合の設定・変更などに関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。基本資産配分割合は、ラッセル・インベストメントグループが資産クラス毎に独自に設定する数値（期待リターン、リスク、相関係数）を用いた最適化計算の結果に定性判断を加えることにより決定されます。
- ・運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部は、委託会社が属するラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づき、各マザーファンドの外部委託先運用会社の採用・変更や目標配分割合の設定・変更等に関して投資政策・運用委員会に提案し、その承認を得ます。ただし、目標配分割合の変更に関しては、ラッセル・インベストメントグループに一定の基準に基づき委託がなされており、投資政策・運用委員会はそのモニタリングを行います。

(投資政策・運用委員会)

- ・投資政策・運用委員会は代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成されています。
- ・投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、外部委託先運用会社のガイドライン遵守状況等のモニタリングについて、報告およびその検証を行っています。



また、委託会社では、以下のようにファンド（マザーファンドを含みます。）の関係法人（販売会社を除く）に対する管理を行います。

- ・外部委託先運用会社  
委託会社は、運用に関わるリスク管理を重視した運用体制を構築しており、後述の「3 投資リスク（2）投資リスクに対する管理体制」に記載の外部委託先運用会社に対する管理体制を構築しています。
- ・受託会社  
オペレーション部（担当6名程度）が、内部統制等についての外部監査報告書を毎年受領し、受託会社の内部統制の状況を確認するほか、信託財産管理に係わるサービスの正確性・迅速性・システム対応力を随時検証し、必要と判断した場合には受託会社に個別説明等を求めることとしております。

※上記体制は2025年11月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

#### （4）【分配方針】

##### ① 収益分配方針

年1回の毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- 1) 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 2) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 3) 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

##### ② 収益分配金の支払い

<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース（一般コース）>

毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## (5)【投資制限】

### ① 約款に定める投資制限

＜ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型＞

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%以内とします。
- 2) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合へは、制限を設けません。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 5) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 投資する株式等の範囲
  - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
  - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
  - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
  - ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため(ヘッジ目的に限定されません。)、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号(ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。)に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

10) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

11) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) の 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

12) 公社債の空売りの指図範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

13) 公社債の借入れ

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

15) 外国為替予約取引の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

#### 16) 資金の借入れ

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型>

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以内とします。
- 2) 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以内とします。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 5) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 投資する株式等の範囲
  - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

## 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第 2 条第 22 項第 1 号から第 4 号（ただし、第 3 号に規定する「前 2 号及び第 5 号から第 7 号までに掲げる取引」は「前 2 号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

## 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## 10) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

## 11) 有価証券の貸付の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
  1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ) の 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

- 12) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  - ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
  - ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - ロ) イ)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - ハ) ロ)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 16) 資金の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
  - ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
  - ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型>

- 1) 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の95%以内とします。
- 2) 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以内とします。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

- 5) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 投資する株式等の範囲
- イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付けに係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- 10) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
  - ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
  - ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
    1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
    2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
  - ロ) イ) の 1. および 2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
  - ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ロ) イ) の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
  - ロ) イ) の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ) の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。
- 16) 資金の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡り日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ハ) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ニ) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### <ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 5) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 投資する株式等の範囲
  - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ロ) イ)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
  - ロ) イ)の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
  - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
  - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド>

- 1) 株式への投資割合には制限を設けません。
- 2) 投資信託証券(上場不動産投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 外貨建資産への投資割合へは、制限を設けません。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 5) 委託会社は、デリバティブ取引等(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 6) 投資する株式等の範囲
  - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 7) 信用取引の指図範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 8) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
  - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
  - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 9) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 10) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 12) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 13) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 14) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- 15) 外国為替予約取引の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 6) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 投資する株式等の範囲
  - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の指図範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
  - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
  - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 10) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 14) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

- 16) 外国為替予約取引の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
  - ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
  - ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

<ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド>

- 1) 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます）への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- 2) 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 3) 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 4) 外貨建資産への投資には制限を設けません。
- 5) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。
- 6) 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- 7) 投資する株式等の範囲
  - イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
  - ロ) イ) の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- 8) 信用取引の指図範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
  - ロ) イ) の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
  - ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ) の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 9) 先物取引等の運用指図・目的・範囲
  - イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
    - ロ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
    - ハ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

- ニ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。
- 10) スワップ取引の運用指図・目的・範囲
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 11) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図
- イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ロ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ) 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ニ) 委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うに当たり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- 12) 有価証券の貸付の指図および範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
  2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ロ) イ)の1. および2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ハ) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- 13) 公社債の空売りの指図範囲
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ロ) イ)の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。
- 14) 公社債の借入れ
- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うに当たり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- ロ) イ)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ハ) 信託財産の一部解約等の事由により、ロ)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ニ) イ)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。
- 15) 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

16) 外国為替予約取引の指図および範囲

- イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ) イ) の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ) ロ) の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

② 法令による投資制限

同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律）

同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう投資信託全体で、当該株式の議決権の過半数を保有することとなる取引は行ないません。

3【投資リスク】

(1) 基準価額の主な変動要因およびその他の留意点

取得申込みに際しては、ファンドのリスクおよび留意点を十分ご理解のうえご検討いただきますよう、お願いいたします。

ファンドの基準価額は、実質的に投資を行っている有価証券等の値動きや為替変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者のみなさまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、金融商品取引業者（従来の証券会社）以外でご購入いただいた場合、投資者保護基金の対象とはなりません。

ファンドの主なリスクとしては、以下のようなものがあげられます。

<主な変動要因>

① 株価変動リスク

株価は国内外の景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受けます。一般に、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

② 株式の発行会社の信用リスク

株式の発行会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が下落した場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 金利変動リスク

債券は、金利の変動により価格が変動します。一般に金利が上昇した場合、債券の価格は下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 債券の発行体の信用リスク

債券の発行体が経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）場合、もしくは債務不履行に陥ると予想される場合、債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

⑤ 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

ファンドでは、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通じて投資する外国債券に係る部分について、為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジを行う際、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストが発生します。

⑥ カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、ファンドの基準価額が下落する要因になり、また投資方針に沿った運用ができない可能性があります。

⑦ 流動性リスク

ファンドで短期間に相当金額の換金申込みがあった場合、組入れている株式や債券を売却することで換金代金の手当てを行います。組入れている株式や債券の市場における流動性が低いときには、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

- ① ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ② ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や投資対象国・地域の取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ③ ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、マザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ④ 市況動向や資金動向等によっては、投資方針に沿った運用ができない可能性があります。
- ⑤ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、取得申込み、換金申込みの各受付を中止することおよび既に受付けた取得申込み、換金申込みの各受付を取り消すことができます。
- ⑥ 法令・税制・会計方法等は今後変更される可能性もあります。
- ⑦ 分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息と異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額が下落します。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。

投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## (2) 投資リスクに対する管理体制

運用に関わるリスクの管理は、ラッセル・インベストメント グループの協力を得て、①外部委託先運用会社の管理、②ファンド全体の管理の 2 段階にわたって行われます。

### ①外部委託先運用会社の管理

- ・外部委託先運用会社の運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が、外部委託先運用会社毎に運用リスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。
- ・委託会社は、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。例えば、外部委託先運用会社は運用ガイドラインに違反した場合には直ちに当社グループに報告する義務があります。また、定期的に各外部委託先運用会社から違反がなかった旨の確認をとっており、その結果が投資政策・運用委員会に報告されます。
- ・外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。採用後も定期的に、外部委託先運用会社から法令および社内規程遵守状況について確認をとっています。
- ・外部委託先運用会社が投資助言会社の投資助言に基づいて運用の指図を行う場合は、当該投資助言会社に対しても、必要な管理を行います。
- ・グループ会社に対しても、必要な監督を行っています。

### ②ファンド全体の管理

ファンドの運用リスクについては、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎にリスク分析・管理、パフォーマンス評価等を行っています。ファンド全体での管理は、更に、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを通じて行っています。

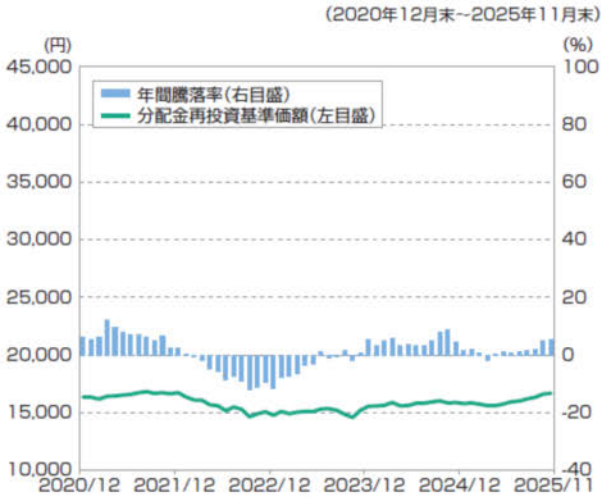
①および②のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

※上記体制は 2025 年 11 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## 参考情報

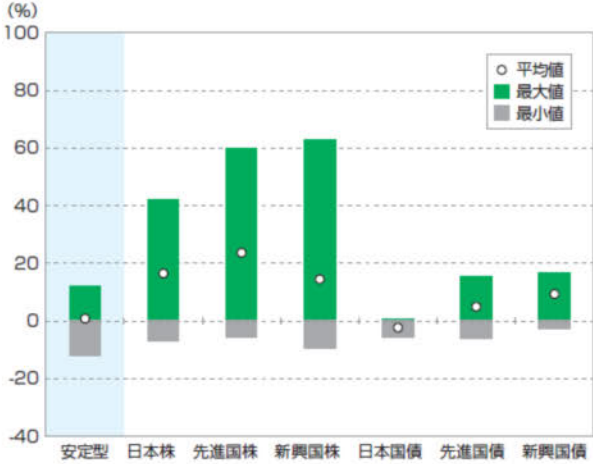
### 《安定型》

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

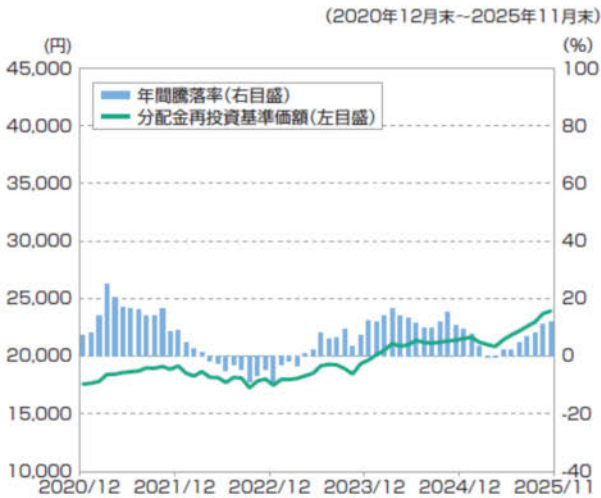
(2020年12月末～2025年11月末)



(単位:%)	安定型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	0.8	16.5	23.6	14.5	-2.3	4.9	9.3
最大値	12.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	16.6
最小値	-12.2	-7.1	-5.8	-9.7	-5.5	-6.1	-2.9

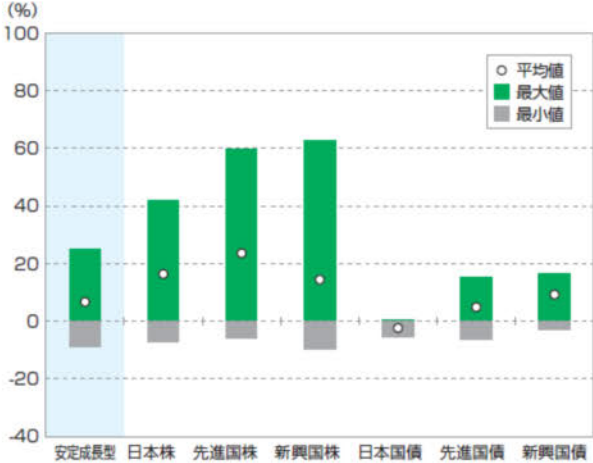
### 《安定成長型》

#### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年12月末～2025年11月末)

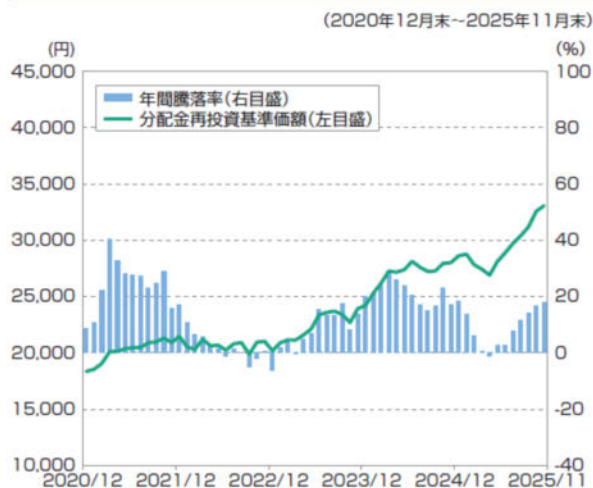


(単位:%)	安定成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	6.8	16.5	23.6	14.5	-2.3	4.9	9.3
最大値	25.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	16.6
最小値	-8.9	-7.1	-5.8	-9.7	-5.5	-6.1	-2.9

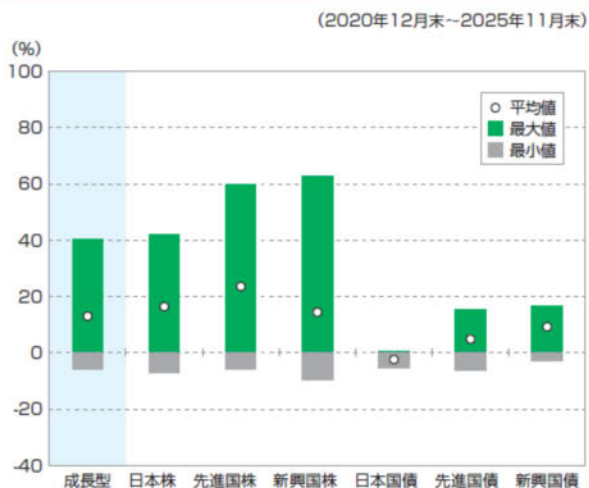
●上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## 《成長型》

### ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(単位:%)	成長型	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	13.1	16.5	23.6	14.5	-2.3	4.9	9.3
最大値	40.3	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	16.6
最小値	-6.0	-7.1	-5.8	-9.7	-5.5	-6.1	-2.9

※各ファンドの分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したもので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

※各ファンドの年間騰落率は分配金再投資基準価額に基づいて計算しています。

※左グラフにおける年間騰落率は、各ファンドの5年間の各月末における直近1年間の騰落率で、その推移を棒グラフで表示しています。

※右グラフは、各ファンドおよび代表的な資産クラスの5年間での各月末における直近1年間の騰落率を元に、その平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、右グラフは各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、すべての資産クラスが各ファンドの投資対象とは限りません。

※各資産クラスの年間騰落率の計算に際しては、以下の指数を使用しています。なお、各指数については、後述の《各マザーファンドのベンチマークと「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に用いた指数について》をご参照ください。

日本株…TOPIX(配当込み)

先進国株…MSCI KOKUSAI(配当込み)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

日本国債…NOMURA-BPI 国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債…FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

●上記は過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

## ＜各マザーファンドのベンチマークと「ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較」に 用いた指数について＞

### ◆TOPIX(配当込み)

TOPIX(配当込み)は日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。TOPIXの指数値および商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、すべての権利はJPXが所有しています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものではありませんが、JPXはその確実性および完結性に責任を負うものではありません。

### ◆MSCI KOKUSAI(配当込み)

MSCI KOKUSAI(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。当該インデックスに関する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属しており、その許諾なしにコピーを含め電子的、機械的な一切の手段その他、あらゆる形態を用い、インデックスの全部または一部を複製、配付、使用することは禁じられています。また、これらの情報は信頼のおける情報源から得たものでありますが、その確実性および完結性をMSCI Inc.は何ら保証するものではありません。

### ◆NOMURA-BPI総合指数

NOMURA-BPI総合指数は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社(以下「NFRFC」といいます。)が公表する、国内で発行された公募利付債券の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRFCが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRFCに帰属しています。また、NFRFCは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

### ◆NOMURA-BPI 国債

NOMURA-BPI 国債は、NFRFCが公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数です。NOMURA-BPIは、NFRFCが作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利はNFRFCに帰属しています。また、NFRFCは、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

### ◆FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

### ◆FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。当該インデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。当該インデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

#### 4 【手数料等及び税金】

##### (1) 【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は2.2%（税抜2.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。
- ・スイッチングについては、無手数料の取扱いとなります。

※申込手数料は、商品説明や購入申込受付に係る事務手続き等の対価です。

##### (2) 【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料  
ありません。
- ② 信託財産留保額  
ありません。

##### (3) 【信託報酬等】

###### ① 信託報酬

各ファンドの計算期間を通じて毎日、各ファンドの純資産総額に対し、以下の率を乗じて得た金額が信託報酬として計算され、信託財産の費用として計上されます。

安定型	安定成長型	成長型
年率 1.232% (税抜 1.120%)	年率 1.254% (税抜 1.140%)	年率 1.287% (税抜 1.170%)

###### ② 信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	安定型	安定成長型	成長型
委託会社	年率 0.682% (税抜 0.620%)	年率 0.704% (税抜 0.640%)	年率 0.737% (税抜 0.670%)
販売会社	年率 0.440% (税抜 0.400%)		
受託会社	年率 0.110% (税抜 0.100%)		

役務の内容	
委託会社	各ファンドの運用等の対価
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、口座内での各ファンドに係る管理事務、購入後の情報提供等の対価
受託会社	各ファンドの資産管理等の対価

委託会社の報酬には、各ファンドの外国為替予約取引の指図に関する権限の委託および各マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた各外部委託先運用会社への報酬が含まれています。その報酬額は委託会社と当該外部委託先運用会社との間で別途定められ、委託会社が受ける報酬から各外部委託先運用会社に対して支弁されます。再委託先運用会社への報酬は、運用の再委託を行う外部委託先運用会社と再委託先運用会社との間で別途定められ、当該外部委託先運用会社が受ける報酬から再委託先運用会社に対して支弁されます。また、投資助言会社への報酬額は、その助言に基づき運用を行う外部委託先運用会社と各投資助言会社との間で別途定められ、外部委託先運用会社が受ける報酬から各投資助言会社に対して支弁されます。

グループ会社であるR I I Sへの報酬額については、他の外部委託先運用会社と同様に、委託会社との間で別途定められ、委託会社が受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。また、R I I Sが他の運用会社からの助言に基づき運用を行う場合においては、当該運用会社への報酬額はR I I Sと当該運用会社との間で別途定められ、R I I Sが受け取る報酬から支弁するものとし、信託財産中からの直接的な支弁は行いません。

③ 支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。
- ② 各ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支弁されます。
- ③ 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁されます。

※その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※各ファンドの費用（手数料等）の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

### 《確定拠出年金の場合》

確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。

なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

### 《確定拠出年金でない場合》

#### ① 個人受益者の場合

##### 1) 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

##### 2) 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）\*については譲渡所得として、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税 15.315%および地方税 5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

\*解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

※確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

#### ② 法人受益者の場合

##### 1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

##### 2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

※買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

#### ③ 個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

#### ④ 普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

##### 2) 受益者が収益分配金を受け取る際

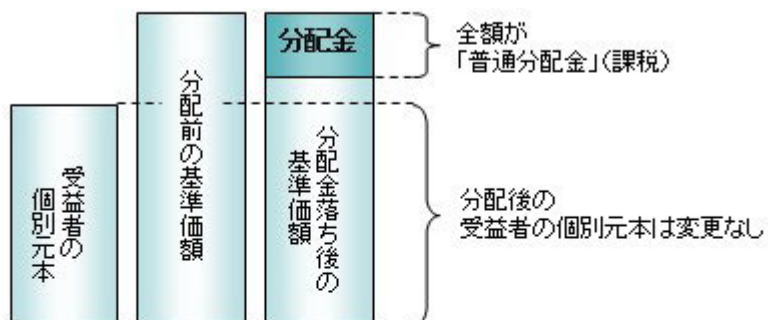
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

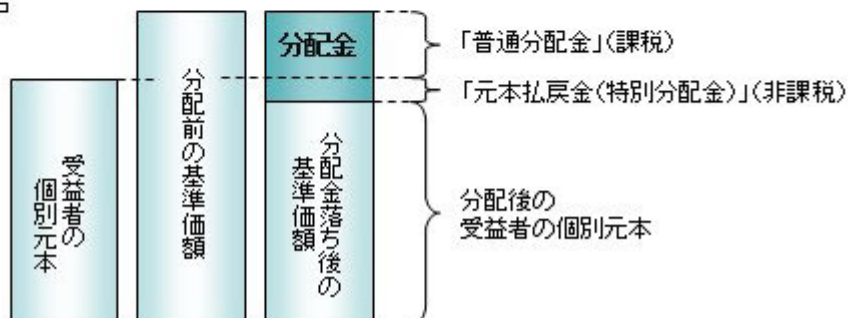
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

## <分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は 2025 年 11 月末現在のものですので、税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

## (参考情報)各ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間における各ファンドの総経費率(年率)は以下の通りです。

対象期間：2024年11月19日～2025年11月18日

ファンド	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
安定型	1.27%	1.23%	0.04%
安定成長型	1.28%	1.25%	0.03%
成長型	1.32%	1.29%	0.03%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等にかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5 【運用状況】

### 【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型】

以下の運用状況は 2025 年 11 月 28 日現在です。

#### (1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	331,699,596	100.45
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△1,477,520	△0.45
合計(純資産総額)		330,222,076	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### (2) 【投資資産】

##### ① 【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	49,044,649	4.6861	229,828,450	4.7526	233,089,598	70.59
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	4,995,770	9.4749	47,334,422	9.7726	48,821,661	14.78
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	5,431,518	5.8678	31,871,062	6.1337	33,315,301	10.09
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	12,604,665	1.3103	16,515,893	1.3069	16,473,036	4.99

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

##### 投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.45
合計		100.45

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

##### ② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

##### ③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

### (3) 【運用実績】

#### ① 【純資産の推移】

2025年11月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
11期	(2016年11月18日)	178,850,404	178,850,404	1.3693	1.3693
12期	(2017年11月20日)	266,448,498	266,448,498	1.4640	1.4640
13期	(2018年11月19日)	270,755,258	270,755,258	1.4256	1.4256
14期	(2019年11月18日)	419,283,878	419,283,878	1.5221	1.5221
15期	(2020年11月18日)	670,701,337	670,701,337	1.6136	1.6136
16期	(2021年11月18日)	693,769,658	693,769,658	1.6779	1.6779
17期	(2022年11月18日)	591,730,400	591,730,400	1.5002	1.5002
18期	(2023年11月20日)	554,247,849	554,247,849	1.5113	1.5113
19期	(2024年11月18日)	437,544,215	437,544,215	1.5750	1.5750
20期	(2025年11月18日)	326,778,364	326,778,364	1.6487	1.6487
	2024年11月末日	435,238,598	—	1.5863	—
	12月末日	410,502,617	—	1.5770	—
	2025年1月末日	404,075,509	—	1.5832	—
	2月末日	392,645,131	—	1.5720	—
	3月末日	369,796,899	—	1.5600	—
	4月末日	365,695,570	—	1.5588	—
	5月末日	368,577,753	—	1.5737	—
	6月末日	369,220,590	—	1.5931	—
	7月末日	355,803,687	—	1.5994	—
	8月末日	356,583,386	—	1.6170	—
	9月末日	347,646,650	—	1.6314	—
	10月末日	333,805,014	—	1.6599	—
	11月末日	330,222,076	—	1.6675	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（%）
11期	△0.4
12期	6.9
13期	△2.6
14期	6.8
15期	6.0
16期	4.0
17期	△10.6
18期	0.7
19期	4.2
20期	4.7

(注1)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2)収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
11 期	25,577,569	62,902,036
12 期	68,222,874	16,840,105
13 期	39,327,985	31,405,306
14 期	119,882,595	34,347,196
15 期	343,960,265	203,764,326
16 期	152,680,835	154,854,045
17 期	82,097,391	101,146,858
18 期	24,980,865	52,673,338
19 期	17,732,635	106,655,215
20 期	6,112,812	85,725,538

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型】

以下の運用状況は 2025 年 11 月 28 日現在です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	2,685,010,099	100.48
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△12,896,672	△0.48
合計(純資産総額)		2,672,113,427	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	252,249,015	4.6861	1,182,076,341	4.7526	1,198,838,668	44.86
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	110,518,634	5.8682	648,545,449	6.1337	677,888,145	25.37
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	69,206,159	9.4749	655,727,168	9.7726	676,324,109	25.31
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	100,971,136	1.3103	132,308,306	1.3069	131,959,177	4.94

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.48
合計		100.48

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年11月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
11期	(2016年11月18日)	720,926,189	720,926,189	1.3618	1.3618
12期	(2017年11月20日)	880,519,892	880,519,892	1.5390	1.5390
13期	(2018年11月19日)	1,045,956,132	1,045,956,132	1.5048	1.5048
14期	(2019年11月18日)	1,240,930,979	1,240,930,979	1.6115	1.6115
15期	(2020年11月18日)	1,327,561,400	1,327,561,400	1.7210	1.7210
16期	(2021年11月18日)	1,744,244,537	1,744,244,537	1.9269	1.9269
17期	(2022年11月18日)	2,022,682,690	2,022,682,690	1.7949	1.7949
18期	(2023年11月20日)	2,362,298,193	2,362,298,193	1.9308	1.9308
19期	(2024年11月18日)	2,462,814,816	2,462,814,816	2.1287	2.1287
20期	(2025年11月18日)	2,615,122,401	2,615,122,401	2.3457	2.3457
	2024年11月末日	2,459,755,634	—	2.1384	—
	12月末日	2,460,053,385	—	2.1559	—
	2025年1月末日	2,466,300,113	—	2.1650	—
	2月末日	2,426,163,349	—	2.1222	—
	3月末日	2,419,497,435	—	2.1010	—
	4月末日	2,418,487,396	—	2.0855	—
	5月末日	2,388,030,798	—	2.1426	—
	6月末日	2,438,017,827	—	2.1836	—
	7月末日	2,470,412,392	—	2.2186	—
	8月末日	2,526,008,896	—	2.2590	—
	9月末日	2,570,816,656	—	2.2982	—
	10月末日	2,653,335,017	—	2.3695	—
	11月末日	2,672,113,427	—	2.3937	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率（%）
11期	△2.3
12期	13.0
13期	△2.2
14期	7.1
15期	6.8
16期	12.0
17期	△6.9
18期	7.6
19期	10.2
20期	10.2

(注1)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2)収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
11 期	92,567,050	63,128,969
12 期	108,064,907	65,322,513
13 期	223,950,172	101,022,276
14 期	232,833,780	157,848,886
15 期	246,755,234	245,396,192
16 期	288,632,391	154,833,672
17 期	345,711,052	123,992,018
18 期	246,329,348	149,749,343
19 期	150,360,044	216,886,942
20 期	144,668,387	186,805,953

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型】

以下の運用状況は 2025 年 11 月 28 日現在です。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	日本	952,908,941	100.25
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	△2,372,029	△0.25
合計(純資産総額)		950,536,912	100.00

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

国／地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	39,016,829	9.4750	369,684,455	9.7726	381,295,863	40.11
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	55,092,179	5.8679	323,275,398	6.1337	337,918,898	35.55
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	40,094,768	4.6861	187,888,092	4.7526	190,554,394	20.05
日本	親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	33,009,248	1.3103	43,253,701	1.3069	43,139,786	4.54

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	国内	100.25
合計		100.25

(注) 投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2025年11月末日および同日1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額 (円)		1口当たり純資産額 (円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
11期	(2016年11月18日)	462,037,836	462,037,836	1.3171	1.3171
12期	(2017年11月20日)	501,951,489	501,951,489	1.5719	1.5719
13期	(2018年11月19日)	501,100,203	501,100,203	1.5429	1.5429
14期	(2019年11月18日)	514,754,673	514,754,673	1.6517	1.6517
15期	(2020年11月18日)	516,345,222	516,345,222	1.7779	1.7779
16期	(2021年11月18日)	640,268,117	640,268,117	2.1582	2.1582
17期	(2022年11月18日)	735,153,413	735,153,413	2.0955	2.0955
18期	(2023年11月20日)	832,972,536	832,972,536	2.3965	2.3965
19期	(2024年11月18日)	929,649,796	929,649,796	2.7965	2.7965
20期	(2025年11月18日)	923,217,088	923,217,088	3.2151	3.2151
	2024年11月末日	929,756,603	—	2.8014	—
	12月末日	860,622,574	—	2.8625	—
	2025年1月末日	862,705,551	—	2.8779	—
	2月末日	830,713,792	—	2.7828	—
	3月末日	819,935,954	—	2.7437	—
	4月末日	804,507,560	—	2.6908	—
	5月末日	828,559,091	—	2.8128	—
	6月末日	847,824,267	—	2.8886	—
	7月末日	872,214,687	—	2.9707	—
	8月末日	891,132,664	—	3.0396	—
	9月末日	907,947,742	—	3.1188	—
	10月末日	940,449,866	—	3.2580	—
	11月末日	950,536,912	—	3.3078	—

②【分配の推移】

期	1口当たりの分配金 (円)
11期	0.0000
12期	0.0000
13期	0.0000
14期	0.0000
15期	0.0000
16期	0.0000
17期	0.0000
18期	0.0000
19期	0.0000
20期	0.0000

③【収益率の推移】

期	収益率 (%)
11期	△4.8
12期	19.3
13期	△1.8
14期	7.1
15期	7.6
16期	21.4
17期	△2.9
18期	14.4
19期	16.7
20期	15.0

(注1)収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて算出しています。

(注2)収益率は、小数点第2位を四捨五入しています。

#### (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

期	設定口数 (口)	解約口数 (口)
11 期	55,269,727	53,069,356
12 期	70,408,103	101,886,369
13 期	76,540,087	71,101,103
14 期	52,512,778	65,631,403
15 期	77,221,778	98,454,549
16 期	60,798,957	54,555,951
17 期	68,978,041	14,813,046
18 期	63,526,775	66,781,551
19 期	37,215,816	52,358,530
20 期	12,924,045	58,201,529

(注)本邦外における設定、解約の実績はありません。

(参考)

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 11 月 28 日現在です。

#### 投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	日本	44,908,360,790	95.74
投資証券	日本	148,622,100	0.32
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	1,847,520,972	3.94
合計(純資産総額)		46,904,503,862	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	日本	1,757,340,000	3.75

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	ソニーグループ	電気機器	379,700	3,136.52	1,190,936,644	4,575.00	1,737,127,500	3.70
2	日本	株式	オリックス	その他金融業	291,000	2,913.61	847,861,411	4,243.00	1,234,713,000	2.63
3	日本	株式	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	508,300	1,817.69	923,931,833	2,423.50	1,231,865,050	2.63
4	日本	株式	日立製作所	電気機器	188,300	3,439.63	647,682,329	4,968.00	935,474,400	1.99
5	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	292,600	2,617.03	765,742,978	3,133.00	916,715,800	1.95
6	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	417,100	2,044.16	852,619,136	2,148.00	895,930,800	1.91
7	日本	株式	ソフトバンクグループ	情報・通信業	52,000	7,514.72	390,765,440	16,825.00	874,900,000	1.87
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	25,100	23,601.04	592,386,104	31,800.00	798,180,000	1.70
9	日本	株式	信越化学工業	化学	153,700	4,537.81	697,462,756	4,702.00	722,697,400	1.54
10	日本	株式	NTT	情報・通信業	4,069,600	152.51	620,654,696	155.80	634,043,680	1.35
11	日本	株式	第一三共	医薬品	148,800	3,701.28	550,751,198	3,864.00	574,963,200	1.23
12	日本	株式	日本電気	電気機器	97,600	3,259.58	318,135,008	5,891.00	574,961,600	1.23
13	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	70,100	7,463.19	523,170,114	8,006.00	561,220,600	1.20
14	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	99,800	4,202.81	419,440,438	5,473.00	546,205,400	1.16
15	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	417,500	1,010.98	422,084,150	1,218.50	508,723,750	1.08
16	日本	株式	KDDI	情報・通信業	187,100	2,462.38	460,713,126	2,689.50	503,205,450	1.07
17	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	80,000	5,293.97	423,517,600	5,509.00	440,720,000	0.94
18	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	240,800	1,763.03	424,539,365	1,812.50	436,450,000	0.93
19	日本	株式	三菱地所	不動産業	118,100	2,681.49	316,683,969	3,685.00	435,198,500	0.93
20	日本	株式	いすゞ自動車	輸送用機器	179,700	1,920.94	345,194,712	2,373.50	426,517,950	0.91
21	日本	株式	ゆうちょ銀行	銀行業	226,900	1,459.70	331,205,930	1,877.50	426,004,750	0.91
22	日本	株式	三井海洋開発	機械	26,700	4,129.49	110,257,383	15,685.00	418,789,500	0.89
23	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	67,400	3,131.18	211,041,532	6,141.00	413,903,400	0.88
24	日本	株式	三井住友トラストグループ	銀行業	90,800	3,434.01	311,808,108	4,521.00	410,506,800	0.88
25	日本	株式	MS&ADインシュアランスグループホール	保険業	116,300	3,155.79	367,018,867	3,465.00	402,979,500	0.86
26	日本	株式	豊田通商	卸売業	75,600	3,541.99	267,774,444	5,054.00	382,082,400	0.81
27	日本	株式	三菱重工業	機械	95,400	2,687.10	256,349,340	3,947.00	376,543,800	0.80
28	日本	株式	スズキ	輸送用機器	148,400	2,083.67	309,217,113	2,441.00	362,244,400	0.77
29	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	227,200	1,427.53	324,335,149	1,572.00	357,158,400	0.76
30	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	177,400	1,397.24	247,870,376	1,969.00	349,300,600	0.74

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

投資有価証券種類別および業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	水産・農林業	0.02
		鉱業	0.35
		建設業	3.75
		食料品	1.83
		繊維製品	0.32
		パルプ・紙	0.08
		化学	5.43
		医薬品	4.57
		石油・石炭製品	0.21
		ゴム製品	0.36
		ガラス・土石製品	1.78
		鉄鋼	0.63
		非鉄金属	1.26
		金属製品	0.11
		機械	5.76
		電気機器	17.62
		輸送用機器	7.25
		精密機器	1.22
		その他製品	0.90
		電気・ガス業	0.88
		陸運業	1.75
		海運業	0.55
		空運業	0.02
		倉庫・運輸関連業	0.07
		情報・通信業	7.77
		卸売業	4.26
		小売業	4.87
		銀行業	8.19
		証券、商品先物取引業	0.48
		保険業	4.12
その他金融業	3.26		
不動産業	2.51		
サービス業	3.56		
投資証券	国内	—	0.32
合計			96.06

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	東証株価指数先物	買建	52	日本円	1,730,844,777	1,757,340,000	3.75

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

## ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

以下の運用状況は2025年11月28日現在です。

## 投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	アメリカ	64,944,106,884	60.54
	カナダ	1,786,852,404	1.67
	ブラジル	179,163,209	0.17
	ドイツ	2,187,229,107	2.04
	イタリア	872,683,284	0.81
	フランス	4,516,539,783	4.21
	オランダ	2,767,377,215	2.58
	スペイン	54,667,329	0.05
	オーストリア	40,748,970	0.04
	ルクセンブルク	965,765,236	0.90
	フィンランド	460,603,133	0.43
	アイルランド	2,472,852,312	2.31
	イギリス	5,040,372,661	4.70
	スイス	4,092,257,472	3.82
	スウェーデン	54,553,127	0.05
	ノルウェー	337,834,392	0.31
	デンマーク	749,415,557	0.70
	ケイマン諸島	1,806,314,522	1.68
	オーストラリア	491,415,310	0.46
	バミューダ	176,305,631	0.16
ニュージーランド	11,194,400	0.01	
香港	740,307,510	0.69	
シンガポール	677,919,448	0.63	
タイ	101,271,989	0.09	
韓国	1,237,484,558	1.15	

	台湾	4,088,665,730	3.81
	インド	1,047,764,376	0.98
	イスラエル	447,717,053	0.42
	ジャージー	14,428,626	0.01
	ガーンジー	354,206,653	0.33
	小計	102,718,017,881	95.76
新株予約権証券	カナダ	0	0.00
投資証券	アメリカ	362,860,294	0.34
	オーストラリア	14,536,082	0.01
	小計	377,396,376	0.35
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,171,866,510	3.89
合計(純資産総額)		107,267,280,767	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	買建	アメリカ	10,159,961,580	9.47
	買建	カナダ	1,105,887,232	1.03
	買建	オーストラリア	750,774,774	0.70
	売建	アメリカ	6,474,116,289	△6.04
	売建	ドイツ	673,627,040	△0.63
	売建	イタリア	39,290,068	△0.04
	売建	フランス	147,177,720	△0.14
	売建	オランダ	68,363,683	△0.06
	売建	スペイン	59,469,278	△0.06
	売建	スイス	249,704,925	△0.23
	売建	スウェーデン	101,704,460	△0.09
	売建	香港	156,669,777	△0.15
	売建	シンガポール	96,084,612	△0.09

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

## 投資資産

### 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	業種	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	アメリカ	株式	MICROSOFT CORP	ソフトウェア・サービス	47,710	58,478.26	2,789,998,090	76,043.86	3,628,052,799	3.38
2	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL A	メディア・娯楽	60,180	23,843.78	1,434,918,975	50,113.76	3,015,846,588	2.81
3	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	半導体・半導体製造装置	66,005	23,904.56	1,577,820,519	45,416.43	2,997,711,779	2.79
4	アメリカ	株式	META PLATFORMS INC-CLASS A	メディア・娯楽	25,840	81,109.80	2,095,877,304	99,242.33	2,564,421,918	2.39
5	アメリカ	株式	APPLE INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	46,557	30,860.80	1,436,786,680	43,472.65	2,023,956,469	1.89
6	アメリカ	株式	ALPHABET INC-CL C	メディア・娯楽	37,659	24,399.82	918,872,875	50,165.45	1,889,180,923	1.76
7	アメリカ	株式	AMAZON.COM INC	一般消費財・サービス流通・小売り	50,833	27,321.92	1,388,855,576	35,893.33	1,824,565,685	1.70
8	アメリカ	株式	MASTERCARD INC - A	金融サービス	20,513	81,525.35	1,672,329,707	85,352.38	1,750,833,492	1.63
9	アメリカ	株式	NVIDIA CORP	半導体・半導体製造装置	59,800	16,129.75	964,559,492	28,234.12	1,688,400,603	1.57
10	アメリカ	株式	MOODY'S CORP	金融サービス	14,465	67,628.20	978,242,008	76,299.17	1,103,667,522	1.03
11	台湾	株式	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	半導体・半導体製造装置	152,293	4,687.68	713,902,166	7,163.51	1,090,953,951	1.02
12	アメリカ	株式	AUTOZONE INC	一般消費財・サービス流通・小売り	1,724	565,415.50	974,776,330	621,500.00	1,071,466,015	1.00
13	オランダ	株式	ASML HOLDING NV	半導体・半導体製造装置	6,351	109,371.77	694,620,133	162,931.52	1,034,778,084	0.96
14	韓国	株式	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	93,188	5,895.70	549,408,492	11,074.50	1,032,010,506	0.96
15	アメリカ	株式	UBER TECHNOLOGIES INC	運輸	72,386	12,259.47	887,414,356	13,416.92	971,197,591	0.91
16	アメリカ	株式	CME GROUP INC	金融サービス	21,700	41,684.17	904,546,563	43,992.66	954,640,898	0.89
17	フランス	株式	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	耐久消費財・アパレル	8,145	95,152.88	775,020,257	113,935.84	928,007,417	0.87
18	アイルランド	株式	ACCENTURE PLC-CL A	ソフトウェア・サービス	22,867	42,909.65	981,214,977	38,820.74	887,713,987	0.83
19	アメリカ	株式	JOHNSON & JOHNSON	医薬品・バイオテクノロジー・ライ	26,627	24,909.40	663,262,637	32,510.12	865,647,040	0.81

				フサイエ ンス						
20	アメリカ	株式	HCA HEALTHCARE INC	ヘルスケ ア機器・ サービ ス	10,565	52,472.61	554,373,191	80,626.85	851,822,763	0.79
21	アメリカ	株式	BROADCOM INC	半導体・ 半導体製 造装置	13,255	28,777.62	381,447,485	62,271.38	825,407,263	0.77
22	スイス	株式	ROCHE HOLDING AG- GENUSSCHEIN	医薬品・ バイオテ クノロジ ー・ライ フサイエ ンス	13,187	49,726.97	655,749,685	60,174.31	793,518,692	0.74
23	アメリカ	株式	VISA INC-CLASS A SHARES	金融サー ビス	15,074	51,626.81	778,222,599	52,281.52	788,091,749	0.73
24	オランダ	株式	ING GROEP NV	銀行	188,582	2,990.95	564,039,710	4,083.27	770,032,355	0.72
25	スイス	株式	NESTLE SA-REG	食品・飲 料・タバ コ	47,567	17,080.45	812,466,015	15,548.43	739,592,455	0.69
26	アメリカ	株式	APPLIED MATERIALS INC	半導体・ 半導体製 造装置	18,457	26,431.31	487,842,735	39,152.80	722,643,250	0.67
27	アメリカ	株式	MERCADOLIBRE INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	2,207	330,058.24	728,438,547	318,478.91	702,882,958	0.66
28	アメリカ	株式	TJX COMPANIES INC	一般消費 財・サー ビス流 通・小売 り	28,151	19,989.12	562,713,734	23,984.75	675,194,751	0.63
29	アメリカ	株式	PEPSICO INC	食品・飲 料・タバ コ	28,966	21,981.45	636,714,802	23,178.10	671,377,059	0.63
30	アメリカ	株式	DOORDASH INC - A	消費者サ ービス	21,322	28,788.32	613,824,640	30,696.34	654,507,519	0.61

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 投資有価証券種類別および業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	不動産管理・開発	0.32
		エネルギー	1.52
		素材	2.61
		資本財	6.79
		商業・専門サービス	1.76
		運輸	2.48
		自動車・自動車部品	1.32
		耐久消費財・アパレル	2.88
		消費者サービス	3.26
		メディア・娯楽	8.79
		一般消費財・サービス流通・小売り	5.64
		生活必需品流通・小売り	1.53
		食品・飲料・タバコ	3.07
		家庭用品・パーソナル用品	1.32

		ヘルスケア機器・サービス	5.71
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	5.45
		銀行	7.29
		金融サービス	7.26
		保険	1.95
		ソフトウェア・サービス	8.38
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.80
		電気通信サービス	0.77
		公益事業	0.68
		半導体・半導体製造装置	9.18
新株予約権証券	外国	—	0.00
投資証券	外国	—	0.35
合計			96.11

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種または種類の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	アメリカ	シカゴ商業取引所	S&P500 EMINI	買建	190	米ドル	63,300,299.39	9,914,725,896	64,866,000	10,159,961,580	9.47
	アメリカ	ニューヨーク先物取引所	miniMSCI Emg	売建	505	米ドル	33,972,585.27	5,321,126,026	34,650,575	5,427,319,560	△5.06
	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	FTSE 100	売建	52	英ポンド	4,833,191.47	1,002,065,585	5,048,940	1,046,796,729	△0.98
	カナダ	モントリオール取引所	S&P/TSX 60	買建	27	カナダドル	9,349,117.43	1,043,174,523	9,911,160	1,105,887,232	1.03
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	DAX INDEX	売建	1	ユーロ	607,347.4	110,294,287	595,300	108,106,480	△0.10
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO STOXX 50	売建	55	ユーロ	3,049,061.95	553,709,649	3,114,100	565,520,560	△0.53
	イタリア	イタリア証券取引所	FTSE/MIB IDX	売建	1	ユーロ	210,144.25	38,162,195	216,355	39,290,068	△0.04
	フランス	Euronext	CAC40 10 EUR	売建	10	ユーロ	797,320	144,793,312	810,450	147,177,720	△0.14
	オーストラリア	シドニー先物取引所	SPI 200	買建	34	オーストラリアドル	7,568,094	774,670,103	7,334,650	750,774,774	0.70
	スイス	ユーレックス・チューリッヒ取引所	SWISS MKT	売建	10	スイスフラン	1,241,759	241,584,213	1,283,500	249,704,925	△0.23
	香港	香港先物取引所	HANG SENG	売建	6	香港ドル	7,761,463.97	156,238,269	7,782,900	156,669,777	△0.15
	シンガポール	シンガポール取引所	MSCI SING IX	売建	18	シンガポールドル	791,938.98	95,642,470	795,600	96,084,612	△0.09
	オランダ	ヨーロッパ・オプション取引所	AMS IDX FUT	売建	2	ユーロ	373,777.94	67,878,073	376,452	68,363,683	△0.06
スペイン	スペイン金融先物取引所(マドリッド)	IBEX 35 IDX	売建	2	ユーロ	316,435.2	57,464,631	327,474	59,469,278	△0.06	
スウェーデン	ストックホルム・オプション取引所	OMXS30 IND	売建	22	スウェーデンクローネ	5,886,566.84	97,363,815	6,149,000	101,704,460	△0.09	

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 11 月 28 日現在です。

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	7,270,081,516	57.37
社債券	日本	4,024,931,000	31.76
	フランス	398,419,000	3.14
	イギリス	99,680,000	0.79
	小計	4,523,030,000	35.69
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	879,829,396	6.94
合計(純資産総額)		12,672,940,912	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	買建	シンガポール	715,977,000	5.65

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	第477回 利付国債(2年)	425,000,000	100.17	425,735,300	100.08	425,344,250	1	2027/10/1	3.36
2	日本	国債証券	第180回 利付国債(5年)	390,000,000	99.43	387,796,500	99.20	386,895,600	1.1	2030/6/20	3.05
3	日本	国債証券	第380回 利付国債(10年)	360,000,000	99.42	357,923,300	99.16	356,997,600	1.7	2035/9/20	2.82
4	日本	国債証券	第379回 利付国債(10年)	350,000,000	98.06	343,238,000	97.63	341,719,000	1.5	2035/6/20	2.70
5	日本	国債証券	第369回 利付国債(10年)	344,000,000	93.56	321,855,350	93.17	320,525,440	0.5	2032/12/20	2.53
6	日本	国債証券	第157回 利付国債(5年)	325,000,000	98.30	319,475,000	98.20	319,156,500	0.2	2028/3/20	2.52
7	日本	国債証券	第478回 利付国債(2年)	300,000,000	100.04	300,135,000	100.05	300,168,000	1	2027/11/1	2.37
8	日本	国債証券	第192回 利付国債(20年)	284,000,000	94.98	269,751,720	94.51	268,419,760	2.4	2045/3/20	2.12
9	日本	国債証券	第179回 利付国債(5年)	270,000,000	98.92	267,104,600	98.75	266,633,100	1	2030/6/20	2.10
10	日本	国債証券	第178回 利付国債(5年)	260,000,000	99.15	257,799,600	98.93	257,241,400	1	2030/3/20	2.03
11	日本	国債証券	第181回 利	246,000,000	100.22	246,558,420	99.95	245,886,840	1.3	2030/9/20	1.94

			付国債（5年）								
12	日本	国債証券	第4回 利付国債（40年）	291,000,000	82.85	241,119,730	82.55	240,237,960	2.2	2051/3/20	1.90
13	日本	国債証券	第194回 利付国債（20年）	203,000,000	98.57	200,100,660	98.41	199,776,360	2.7	2045/9/20	1.58
14	フランス	社債券	第27回 ルノー一円貨社債（2025）	200,000,000	99.97	199,952,000	99.79	199,588,000	2.17	2028/11/14	1.57
15	日本	社債券	第21回 株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債	200,000,000	99.80	199,614,000	99.43	198,862,000	2.164	2030/6/15	1.57
16	日本	国債証券	第378回 利付国債（10年）	200,000,000	97.46	194,932,000	97.00	194,014,000	1.4	2035/3/20	1.53
17	日本	国債証券	第375回 利付国債（10年）	178,000,000	95.86	170,637,920	95.41	169,835,140	1.1	2034/6/20	1.34
18	日本	国債証券	第30回 利付国債（30年）	165,000,000	101.50	167,476,650	101.08	166,782,000	2.3	2039/3/20	1.32
19	日本	国債証券	第29回 利付国債（30年）	155,000,000	103.24	160,023,550	102.87	159,450,050	2.4	2038/9/20	1.26
20	日本	国債証券	第34回 利付国債（30年）	152,000,000	97.53	148,259,280	97.10	147,605,680	2.2	2041/3/20	1.16
21	日本	国債証券	第33回 利付国債（30年）	134,000,000	95.72	128,275,520	95.47	127,935,160	2	2040/9/20	1.01
22	日本	国債証券	第26回 利付国債（物価連動・10年）	100,000,000	103.70	116,945,600	103.15	116,255,204	0.005	2031/3/10	0.92
23	日本	国債証券	第18回 利付国債（40年）	128,000,000	90.89	116,349,440	90.60	115,979,520	3.1	2065/3/20	0.92
24	日本	国債証券	第61回 利付国債（30年）	188,000,000	61.91	116,402,080	61.52	115,674,520	0.7	2048/12/20	0.91
25	日本	国債証券	第72回 利付国債（30年）	198,000,000	56.07	111,030,480	55.72	110,339,460	0.7	2051/9/20	0.87
26	日本	国債証券	第187回 利付国債（20年）	129,000,000	81.01	104,513,220	80.56	103,927,560	1.3	2043/12/20	0.82
27	日本	社債券	第3回 住友化学株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	103.53	103,533,000	103.35	103,358,000	3.3	2059/9/12	0.82
28	日本	社債券	日本航空株式会社第1回 利払繰延条項・任意償還条項付無担保永	100,000,000	101.60	101,600,000	101.45	101,451,000	3.218	2030/4/16	0.80
29	日本	社債券	第2回 ニプロ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	100.66	100,666,000	100.51	100,511,000	3.067	2060/7/25	0.79
30	日本	国債証券	第193回 利付国債（20年）	105,000,000	96.20	101,015,250	95.66	100,448,250	2.5	2045/6/20	0.79

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率 (%)
国債証券	国内	57.37
社債券	国内	31.76

	外国	3.93
合計		93.06

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

#### その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

資産の種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	シンガポール取引所	SGX 10YR MINI J GB FUT DEC 25	買建	53	日本円	717,872,290	715,977,000	5.65

(注1)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2)評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

以下の運用状況は 2025 年 11 月 28 日現在です。

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	アメリカ	8,791,482,958	43.07
	カナダ	244,613,553	1.20
	メキシコ	643,978,448	3.15
	チリ	84,030,585	0.41
	コロンビア	25,215,237	0.12
	パナマ	33,418,890	0.16
	ドイツ	657,650,461	3.22
	イタリア	1,458,875,769	7.15
	フランス	490,182,351	2.40
	オランダ	509,549,984	2.50
	スペイン	610,482,064	2.99
	オーストリア	168,610,679	0.83
	フィンランド	83,983,190	0.41
	アイルランド	55,101,054	0.27
	ギリシャ	34,503,226	0.17
	ポルトガル	72,639,201	0.36
	スロベニア	50,534,672	0.25
	イギリス	1,079,436,783	5.29
	スウェーデン	32,266,562	0.16
	ノルウェー	615,428,650	3.02
	デンマーク	29,202,387	0.14
	ハンガリー	84,133,733	0.41
	ポーランド	416,333,767	2.04
	エストニア	40,189,950	0.20
	クロアチア	51,787,655	0.25
	オーストラリア	371,281,577	1.82
	ニュージーランド	676,083,725	3.31
	シンガポール	60,404,311	0.30
	マレーシア	397,815,576	1.95
	インドネシア	239,440,629	1.17
中国	1,072,908,448	5.26	
ナイジェリア	32,802,343	0.16	
	小計	19,214,368,418	94.13
地方債証券	ドイツ	83,752,743	0.41
特殊債券	オーストラリア	129,434,099	0.63

	国際機関	126,869,762	0.62
	小計	256,303,861	1.26
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	857,658,296	4.20
合計(純資産総額)		20,412,083,318	100.00

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

#### その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
債券先物取引	買建	アメリカ	1,592,629,733	7.80
	買建	カナダ	164,906,313	0.81
	買建	ドイツ	734,724,544	3.60
	売建	アメリカ	1,140,635,700	△5.59
	売建	ドイツ	624,820,224	△3.06

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 時価は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

#### 投資資産

##### 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	12,170,000	15,674.02	1,907,528,545	15,941.38	1,940,066,599	4	2030/2/28	9.50
2	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	4,120,000	15,743.56	648,634,790	16,142.67	665,078,390	4.25	2031/2/28	3.26
3	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,908,100	15,771.29	616,357,976	16,022.14	626,161,554	4.25	2029/2/28	3.07
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	3,250,000	15,131.99	491,789,703	15,421.93	501,212,943	2.75	2028/2/15	2.46
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,870,000	15,166.89	435,289,819	15,625.67	448,456,958	3.875	2034/8/15	2.20
6	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,920,000	14,368.96	419,573,834	14,904.93	435,224,108	2.875	2032/5/15	2.13
7	イギリス	国債証券	UK TSY	3,910,000	9,304.33	363,799,499	9,526.81	372,498,409	1.5	2053/7/31	1.82
8	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	2,100,000	16,026.38	336,554,013	16,482.24	346,127,214	4.625	2035/2/15	1.70
9	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	14,150,000	2,209.71	312,675,087	2,172.96	307,474,117	1.61	2035/2/15	1.51
10	ノルウェー	国債証券	NORWEGIAN GOVERNMENT	19,712,000	1,493.96	294,491,251	1,506.07	296,876,612	3.75	2035/6/12	1.45
11	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,621,000	18,116.59	293,670,047	18,186.94	294,810,450	2.7	2030/10/1	1.44
12	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,895,000	15,341.90	290,729,166	15,557.15	294,808,038	3.125	2027/8/31	1.44
13	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	12,500,000	2,241.17	280,147,262	2,250.17	281,271,584	2.05	2029/4/15	1.38
14	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,650,000	15,320.37	252,786,135	15,815.95	260,963,321	4	2034/2/15	1.28
15	フランス	国債証券	FRANCE GOVERNMENT	1,315,000	19,708.68	259,169,216	19,584.30	257,533,635	4.5	2041/4/25	1.26
16	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,600,000	15,579.79	249,276,646	16,043.56	256,696,992	4.25	2034/11/15	1.26
17	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,570,000	15,764.56	247,503,667	15,998.28	251,173,091	4.25	2035/8/15	1.23
18	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,233,000	18,697.28	230,537,567	18,999.06	234,258,466	3.7	2030/6/15	1.15
19	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,503,300	15,120.83	227,311,526	15,418.63	231,788,298	1.5	2026/8/15	1.14

20	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,160,000	18,268.05	211,909,403	18,248.53	211,682,948	4.3	2054/10/1	1.04
21	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B	1,400,000	14,361.40	201,059,665	14,832.73	207,658,340	1.25	2028/5/31	1.02
22	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	1,100,000	18,118.05	199,298,554	18,346.86	201,815,530	2.7	2030/1/31	0.99
23	オランダ	国債証券	NETHERLANDS GOVERNMENT	1,250,000	15,365.35	192,066,970	15,914.18	198,927,364	0.5	2032/7/15	0.97
24	ポーランド	国債証券	POLAND GOVERNMENT BOND	4,705,000	3,763.64	187,313,899	3,910.09	197,644,471	2	2036/8/25	0.97
25	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,110,000	17,540.38	194,698,227	17,676.54	196,209,644	2.2	2034/2/15	0.96
26	中国	国債証券	CHINA GOVERNMENT BOND	8,870,000	2,194.14	194,620,362	2,199.34	195,082,169	1.45	2030/4/25	0.96
27	イタリア	国債証券	BUONI POLIENNALI DEL TES	1,000,000	18,575.86	185,758,640	18,534.99	185,349,966	3.45	2027/7/15	0.91
28	ドイツ	国債証券	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND	1,073,208	16,260.31	174,507,053	16,375.20	175,740,019	0	2030/8/15	0.86
29	スペイン	国債証券	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO	865,000	19,214.78	166,207,886	19,694.30	170,355,712	4.2	2037/1/31	0.83
30	オーストリア	国債証券	REPUBLIC OF AUSTRIA	1,030,000	15,850.65	163,261,759	16,369.96	168,610,679	0.9	2032/2/20	0.83

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価比率をいいます。

#### 投資有価証券種類別投資比率

種類	国内／外国	投資比率 (%)
国債証券	外国	94.13
地方債証券	外国	0.41
特殊債券	外国	1.26
合計		95.80

(注) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の時価比率をいいます。

#### 投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(有価証券先物取引等)

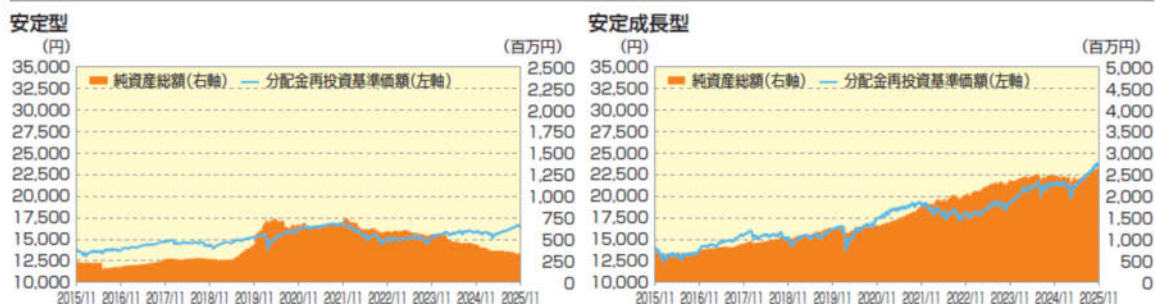
資産の種類	地域	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	通貨	帳簿価額	帳簿価額 (円)	評価額	評価額 (円)	投資比率 (%)
債券先物取引	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 5YR NOTE	買建	24	米ドル	2,623,344.24	410,894,408	2,637,187.44	413,062,668	2.02
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 2YR NOTE	買建	21	米ドル	4,384,275.84	686,709,125	4,387,523.28	687,217,771	3.37
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US 10YR ULT	買建	27	米ドル	3,116,933.73	488,205,330	3,143,390.76	492,349,294	2.41
	アメリカ	シカゴ商品取引所	US ULTRA	売建	40	米ドル	4,788,024.05	749,948,204	4,860,000	761,221,800	△3.73
	アメリカ	インターコンチネンタル取引所	LONG GILT	売建	20	英ポンド	1,799,384	373,066,284	1,830,000	379,413,900	△1.86
	カナダ	モントリオール取引所	CAN 10Y BOND	買建	12	カナダドル	1,466,670.6	163,651,105	1,477,920	164,906,313	0.81
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BTP	買建	9	ユーロ	1,070,558.55	194,413,433	1,092,600	198,416,160	0.97
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-OAT	売建	28	ユーロ	3,371,465.52	612,258,138	3,440,640	624,820,224	△3.06
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO-BUND	買建	22	ユーロ	2,817,494.73	511,657,044	2,839,100	515,580,560	2.53
	ドイツ	ユーレックス・ドイツ金融先物取引所	EURO BUXL 30	買建	1	ユーロ	112,480.97	20,426,545	114,140	20,727,824	0.10

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(注2) 評価金額は、原則として計算日に知り得る直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

## 運用実績 (2025年11月末現在)

### 基準価額・純資産の推移 (2015年11月末～2025年11月末)



### 分配の推移 (1万口当たり、税引前)

	安定型	安定成長型	成長型
第16期(2021年11月)	0円	0円	0円
第17期(2022年11月)	0円	0円	0円
第18期(2023年11月)	0円	0円	0円
第19期(2024年11月)	0円	0円	0円
第20期(2025年11月)	0円	0円	0円
設定来累計	0円	0円	0円

※分配金再投資基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。なお、各ファンドは分配実績がないため、分配金再投資基準価額は基準価額と同じになります。

### 主要な資産の状況 ※比率は各ファンドの純資産総額に対する投資比率です。

#### 組入銘柄一覧

銘柄名	比率		
	安定型	安定成長型	成長型
ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	10.1%	25.4%	35.6%
ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	14.8%	25.3%	40.1%
ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	5.0%	4.9%	4.5%
ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	70.6%	44.9%	20.0%

※マザーファンドについては、後述の「各マザーファンドの主要な資産の状況」をご参照ください。

### 年間収益率の推移 (暦年ベース) ※各ファンドにベンチマークはありません。



※各ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

※2025年は11月末までの収益率を表示しています。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。

●最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

## 各マザーファンドの主要な資産の状況

### ■ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

#### ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	日本	95.7%
投資証券	日本	0.3%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		3.9%
合計(純資産総額)		100.0%

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	3.7%
2	オリックス	株式	日本	その他金融業	2.6%
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	2.6%
4	日立製作所	株式	日本	電気機器	2.0%
5	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	2.0%
6	セブン&アイ・ホールディングス	株式	日本	小売業	1.9%
7	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	1.9%
8	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	1.7%
9	信越化学工業	株式	日本	化学	1.5%
10	NTT	株式	日本	情報・通信業	1.4%

#### 組入上位5業種

業種	比率
電気機器	17.6%
銀行業	8.2%
情報・通信業	7.8%
輸送用機器	7.2%
機械	5.8%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

### ■ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

#### ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
株式	アメリカ	69.7%
	フランス	4.5%
	イギリス	4.2%
	スイス	3.6%
	オランダ	2.8%
	その他	10.9%
	小計	95.8%
新株予約権証券	カナダ	0.0%
投資証券	アメリカ	0.3%
	オーストラリア	0.0%
	小計	0.4%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		3.9%
合計(純資産総額)		100.0%

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率
1	MICROSOFT CORP	株式	アメリカ	ソフトウェア・サービス	3.4%
2	ALPHABET INC-CL A	株式	アメリカ	メディア・娯楽	2.8%
3	TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	2.8%
4	META PLATFORMS INC-CLASS A	株式	アメリカ	メディア・娯楽	2.4%
5	APPLE INC	株式	アメリカ	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.9%
6	ALPHABET INC-CL C	株式	アメリカ	メディア・娯楽	1.8%
7	AMAZON.COM INC	株式	アメリカ	一般消費財・サービス流通・小売り	1.7%
8	MASTERCARD INC - A	株式	アメリカ	金融サービス	1.6%
9	NVIDIA CORP	株式	アメリカ	半導体・半導体製造装置	1.6%
10	MOODY'S CORP	株式	アメリカ	金融サービス	1.0%

#### 組入上位5業種

業種	比率
半導体・半導体製造装置	9.2%
メディア・娯楽	8.8%
ソフトウェア・サービス	8.4%
銀行	7.3%
金融サービス	7.3%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

## 各マザーファンドの主要な資産の状況

### ■ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

#### ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	日本	57.4%
社債券	日本	31.8%
	フランス	3.1%
	その他	0.8%
	小計	35.7%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		6.9%
合計(純資産総額)		100.0%

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	第477回 利付国債(2年)	国債証券	日本	2027/10/1	3.4%
2	第180回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2030/6/20	3.1%
3	第380回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2035/9/20	2.8%
4	第379回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2035/6/20	2.7%
5	第369回 利付国債(10年)	国債証券	日本	2032/12/20	2.5%
6	第157回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2028/3/20	2.5%
7	第478回 利付国債(2年)	国債証券	日本	2027/11/1	2.4%
8	第192回 利付国債(20年)	国債証券	日本	2045/3/20	2.1%
9	第179回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2030/6/20	2.1%
10	第178回 利付国債(5年)	国債証券	日本	2030/3/20	2.0%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

### ■ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

#### ポートフォリオの状況

資産の種類	国/地域	比率
国債証券	アメリカ	43.1%
	イタリア	7.1%
	その他	43.9%
	小計	94.1%
特殊債券	オーストラリア	0.6%
	国際機関	0.6%
	小計	1.3%
地方債証券	ドイツ	0.4%
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		4.2%
合計(純資産総額)		100.0%

#### 組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	償還期限	比率
1	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2030/2/28	9.5%
2	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2031/2/28	3.3%
3	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2029/2/28	3.1%
4	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2028/2/15	2.5%
5	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2034/8/15	2.2%
6	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2032/5/15	2.1%
7	UK TSY	国債証券	イギリス	2053/7/31	1.8%
8	US TREASURY N/B	国債証券	アメリカ	2035/2/15	1.7%
9	CHINA GOVERNMENT BOND	国債証券	中国	2035/2/15	1.5%
10	NORWEGIAN GOVERNMENT	国債証券	ノルウェー	2035/6/12	1.5%

※比率は、当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率です。

- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
- 最新の運用実績は委託会社のホームページで提供しております。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。なお、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、当該規定に従うものとします。

※販売会社によっては、一部のファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (2) コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞と＜分配金受取りコース（一般コース）＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース（一般コース）＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

※販売会社によっては、取扱コースの名称が異なる場合があります。

#### (3) スイッチング

- ・ライフポイントを構成する各ファンド間において、スイッチング（各ファンドの換金による手取り額をもって換金のお申込みと同時にライフポイントを構成する他のファンドの取得申込みを行なうこと。以下同じ。）を行なうことができます。スイッチングにより取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日<sup>※1</sup>の翌営業日の基準価額とします。ただし、販売会社によっては一部または全部のファンドのスイッチングの取扱いができない場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- ・スイッチングに際しては、申込手数料がかかりませんが、スイッチングにより換金されるファンドについては、通常の換金と同様に税金<sup>※2</sup>がかかりますので、ご注意ください。

※1 取得申込不可日を除きます。

※2 詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

#### (4) 申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

#### (5) 取扱時間

原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。

※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (6) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日が毎年12月25日に該当する場合は、取得の申込み（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### (7) 申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

※＜分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）＞において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (8) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。ただし、確定拠出年金制度上の取得申込みを行なう場合は、1円以上1円単位とします。

#### (9) 申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

#### (10) 受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所<sup>※</sup>等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込み（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

## 2【換金（解約）手続等】

### <解約請求による換金>

- (1) 解約の受付  
販売会社の営業日に受け付けます。
- (2) 取扱時間  
原則として、午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。  
※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (3) 解約請求不可日  
販売会社の営業日であっても、解約請求日が毎年12月25日に該当する場合は、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 解約制限  
ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口のご換金には制限を設ける場合があります。
- (5) 解約価額  
解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。  
・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

#### <委託会社の照会先>

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号>0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページアドレス><https://www.russellinvestments.com/jp/>

- (6) 手取額  
1口当たりの手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた金額となります。  
※確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税はかかりません。  
※税法または確定拠出年金法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。
- (7) 解約単位  
販売会社が定める単位とします。  
※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (8) 解約代金の支払い  
原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
- (9) 受付の中止および取消  
・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託会社が判断したときは、委託会社の判断により、解約請求（スイッチングを含みます。以下同じ。）の受け付けを中止することおよびすでに受付けた解約請求の受け付けを取り消すことができます。  
・解約請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の解約請求を撤回できません。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

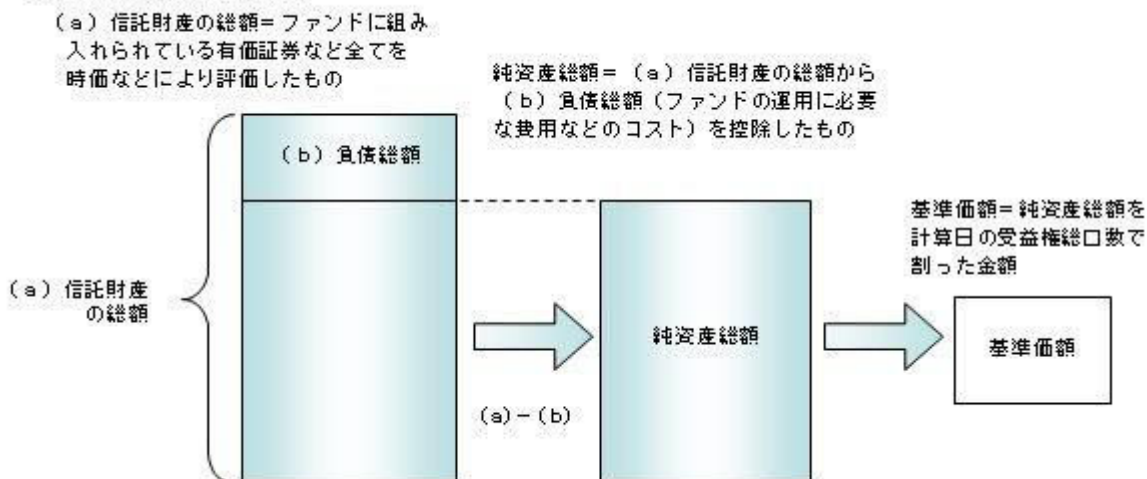
### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### ① 基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口当たりには換算した価額で表示することがあります。

##### <基準価額算出の流れ>



##### ② 有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価します。

##### <主な資産の評価方法>

##### ◇マザーファンド受益証券

基準価額計算日の基準価額で評価します。

##### ◇外国株式

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における外国金融商品市場の最終相場で評価します。

##### ◇国内上場株式

原則として、基準価額計算日におけるわが国の金融商品取引所の最終相場で評価します。

##### ◇公社債（国内・外国）

原則として、基準価額計算日\*における以下のいずれかの価額で評価します。

- ・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）
- ・金融商品取引業者（第一種金融商品取引業者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。）、銀行などの提示する価額（売気配相場を除きます。）
- ・価格情報会社の提供する価額

※残存期間1年以内の公社債などについては、一部償却原価法により評価することができます。

\*外国公社債については、基準価額計算日に知りうる直近の日とします。

- ・外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客相場の仲値によって計算します。

##### ③ 基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

##### <委託会社の照会先>

ラッセル・インベストメント株式会社

<電話番号>0120-055-887（フリーダイヤル）

（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

<ホームページアドレス><https://www.russellinvestments.com/jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします（2006年4月28日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年11月19日から翌年11月18日までとします。ただし、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

(5) 【その他】

① 信託の終了（繰上償還）

- 1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
  - イ) 信託契約の一部を解約することにより、当初設定から1年経過後、各ファンドの信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合
  - ロ) 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
  - ハ) やむを得ない事情が発生したとき
- 2) この場合、あらかじめ、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヵ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
  - イ) 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告および書面の交付が困難な場合
  - ロ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
  - ハ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立の結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
  - ニ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- 5) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

② 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日まで）から受益者に支払います。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

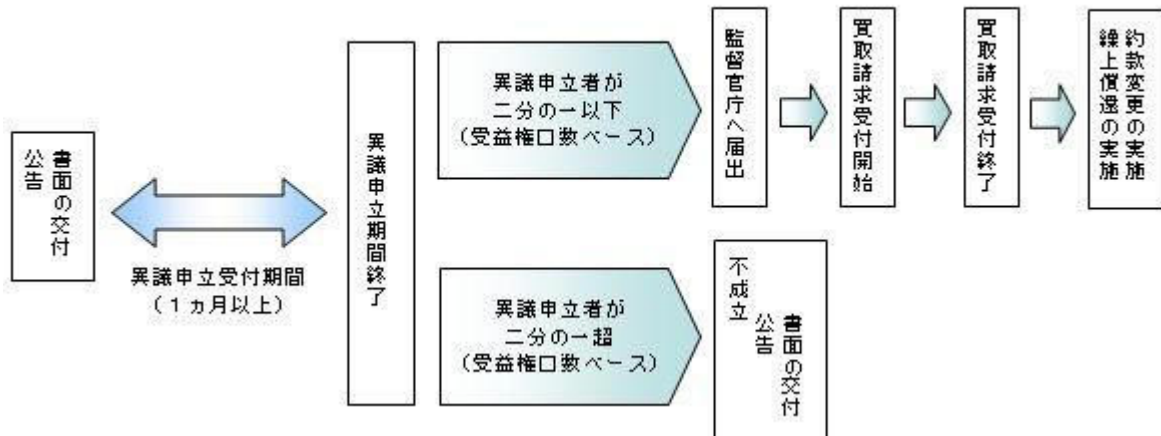
③ 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、その旨およびその内容などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べるすることができます。（後述の「異議の申立て」をご覧ください。）
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「異議の申立て」の規定を適用します。

④ 異議の申立て

- 1) 繰上償還または信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続きにより異議を述べることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるとときは、繰上償還または信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還または信託約款の変更を行わない場合は、その旨およびその理由などを公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己に帰属する受益権を信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

<繰上償還、信託約款の重大な変更を行なう場合の手続きの流れ>



⑤ 公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページアドレス <https://www.russellinvestments.com/jp/>

※なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

⑥ 運用報告書の作成

- ・委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
  - ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
  - ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。
- ホームページアドレス <https://www.russellinvestments.com/jp/>

⑦ 関係法人との契約について

- ・委託会社と販売会社との間で締結される「募集・販売の取扱い等に関する契約書」は、当該契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方からの別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- ・委託会社と外部委託先運用会社との間で締結される外国為替予約取引に係る指図権限の委託に関する投資顧問契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は各ファンドの償還日に終了するものとします。
- ・委託会社と各外部委託先運用会社との間で締結された、各マザーファンドの運用指図に関する権限委託契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約は各マザーファンドの償還日に終了するものとします。

（参考：マザーファンドにおける外部委託先運用会社との投資助言契約）

外部委託先運用会社と投資助言会社との間で締結される投資助言契約は、契約の諸条件に従い、当事者の一方の相手方に対して解約通知がなされた場合等に、契約が終了します。ただし、当該契約はマザーファンドの償還日に終了するものとします。

#### 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

(3) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期計算期間(2024年11月19日から2025年11月18日まで)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保直毅

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2024年11月19日から2025年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型の2025年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し

て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

1 【財務諸表】

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	2,749,530	2,142,569
親投資信託受益証券	444,077,837	333,775,115
派生商品評価勘定	242,565	7,681
未収入金	16,627	3,620,184
未収利息	8	20
流動資産合計	447,086,567	339,545,569
資産合計	447,086,567	339,545,569
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,710,390	198,091
未払金	-	7,473,293
未払解約金	26,175	2,900,130
未払受託者報酬	250,523	196,045
未払委託者報酬	2,555,264	1,999,646
流動負債合計	9,542,352	12,767,205
負債合計	9,542,352	12,767,205
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	277,814,134	198,201,408
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	159,730,081	128,576,956
(分配準備積立金)	44,865,240	37,685,946
元本等合計	437,544,215	326,778,364
純資産合計	437,544,215	326,778,364
負債純資産合計	447,086,567	339,545,569

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	第 19 期		第 20 期	
	自	2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 18 日	自	2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 11 月 18 日
<b>営業収益</b>				
受取利息		777		3,617
有価証券売買等損益		56,456,653		39,153,338
為替差損益		△27,229,398		△18,151,278
営業収益合計		29,228,032		21,005,677
<b>営業費用</b>				
支払利息		396		-
受託者報酬		542,331		410,800
委託者報酬		5,531,669		4,190,116
その他費用		5,960		5,940
営業費用合計		6,080,356		4,606,856
営業利益又は営業損失(△)		23,147,676		16,398,821
経常利益又は経常損失(△)		23,147,676		16,398,821
当期純利益又は当期純損失(△)		23,147,676		16,398,821
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		6,169,983		1,862,935
期首剰余金又は期首欠損金(△)		187,511,135		159,730,081
剰余金増加額又は欠損金減少額		9,910,626		3,604,449
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		9,910,626		3,604,449
剰余金減少額又は欠損金増加額		54,669,373		49,293,460
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		54,669,373		49,293,460
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		159,730,081		128,576,956

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第19期 2024年11月18日現在	第20期 2025年11月18日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第19期 2024年11月18日現在	第20期 2025年11月18日現在
1. 期首元本額	366,736,714円	277,814,134円
期中追加設定元本額	17,732,635円	6,112,812円
期中一部解約元本額	106,655,215円	85,725,538円
2. 計算期間末日における受益権の総数	277,814,134口	198,201,408口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自2023年11月21日 至2024年11月18日	第20期 自2024年11月19日 至2025年11月18日																																																													
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>8,171,960円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>150,609,503円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>36,693,280円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>195,474,743円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>277,814,134口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>7,036.16円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,171,960円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円	収益調整金額	C	150,609,503円	分配準備積立金額	D	36,693,280円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	195,474,743円	当ファンドの期末残存口数	F	277,814,134口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,036.16円	1万口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>6,495,261円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>108,285,058円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>31,190,685円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>145,971,004円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>198,201,408口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>7,364.76円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		項目			費用控除後の配当等収益額	A	6,495,261円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円	収益調整金額	C	108,285,058円	分配準備積立金額	D	31,190,685円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	145,971,004円	当ファンドの期末残存口数	F	198,201,408口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,364.76円	1万口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
項目																																																														
費用控除後の配当等収益額	A	8,171,960円																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円																																																												
収益調整金額	C	150,609,503円																																																												
分配準備積立金額	D	36,693,280円																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	195,474,743円																																																												
当ファンドの期末残存口数	F	277,814,134口																																																												
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,036.16円																																																												
1万口当たり分配金額	H	0円																																																												
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																												
項目																																																														
費用控除後の配当等収益額	A	6,495,261円																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	0円																																																												
収益調整金額	C	108,285,058円																																																												
分配準備積立金額	D	31,190,685円																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	145,971,004円																																																												
当ファンドの期末残存口数	F	198,201,408口																																																												
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	7,364.76円																																																												
1万口当たり分配金額	H	0円																																																												
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																												
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	2. 同左																																																													

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。</li><li>・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。</li><li>・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。</li></ul>

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	38,029,356	33,878,553
合計	38,029,356	33,878,553

(デリバティブ取引等に関する注記)  
 取引の時価等に関する事項  
 通貨関連  
 第19期(2024年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	25,710,911	—	25,826,470	115,559
	米ドル	16,151,166	—	16,382,869	231,703
	カナダドル	331,045	—	330,787	△258
	ユーロ	6,950,923	—	6,861,369	△89,554
	英ポンド	1,870,373	—	1,846,145	△24,228
	オーストラリアドル	407,404	—	405,300	△2,104
	売建	333,956,385	—	340,539,769	△6,583,384
	米ドル	199,435,460	—	205,741,977	△6,306,517
	カナダドル	6,378,920	—	6,456,952	△78,032
	ユーロ	104,980,765	—	105,172,668	△191,903
	英ポンド	17,879,604	—	17,895,557	△15,953
	オーストラリアドル	5,281,636	—	5,272,615	9,021
	合計		359,667,296	—	366,366,239

第20期(2025年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	880,528	—	882,481	1,953
	ユーロ	880,528	—	882,481	1,953
	売建	238,305,409	—	238,497,772	△192,363
	米ドル	113,651,720	—	113,755,935	△104,215
	カナダドル	4,781,406	—	4,789,265	△7,859
	ユーロ	75,072,119	—	75,080,834	△8,715
	英ポンド	13,475,291	—	13,481,443	△6,152
	オーストラリアドル	3,588,696	—	3,582,968	5,728
	オフショア元	27,736,177	—	27,807,327	△71,150
合計		239,185,937	—	239,380,253	△190,410

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第19期 自 2023年11月21日 至 2024年11月18日	第20期 自 2024年11月19日 至 2025年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第19期 2024年11月18日現在	第20期 2025年11月18日現在
1口当たり純資産額	1,5750円	1,6487円
(1万口当たり純資産額)	(15,750円)	(16,487円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	5,430,329	31,864,627	
	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	5,161,326	48,903,563	
	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	50,488,893	236,596,001	
	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	12,523,599	16,410,924	
合計		73,604,147	333,775,115	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保直毅

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2024年11月19日から2025年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型の2025年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し

て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	15,102,182	15,761,963
親投資信託受益証券	2,485,279,808	2,650,170,811
派生商品評価勘定	789,419	29,357
未収入金	2,391,858	7,967,085
未収利息	45	151
流動資産合計	2,503,563,312	2,673,929,367
資産合計	2,503,563,312	2,673,929,367
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	22,999,339	970,291
未払金	-	37,910,347
未払解約金	2,391,858	4,074,035
未払受託者報酬	1,347,135	1,390,561
未払委託者報酬	14,010,164	14,461,732
流動負債合計	40,748,496	58,806,966
負債合計	40,748,496	58,806,966
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,156,972,141	1,114,834,575
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	1,305,842,675	1,500,287,826
(分配準備積立金)	476,577,598	638,903,188
元本等合計	2,462,814,816	2,615,122,401
純資産合計	2,462,814,816	2,615,122,401
負債純資産合計	2,503,563,312	2,673,929,367

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	第 19 期		第 20 期	
	自	2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 18 日	自	2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 11 月 18 日
<b>営業収益</b>				
受取利息		4,264		24,861
有価証券売買等損益		345,241,699		361,758,021
為替差損益		△80,538,402		△87,150,810
営業収益合計		264,707,561		274,632,072
<b>営業費用</b>				
支払利息		1,967		-
受託者報酬		2,661,879		2,718,901
委託者報酬		27,683,452		28,276,408
その他費用		6,059		5,940
営業費用合計		30,353,357		31,001,249
営業利益又は営業損失(△)		234,354,204		243,630,823
経常利益又は経常損失(△)		234,354,204		243,630,823
当期純利益又は当期純損失(△)		234,354,204		243,630,823
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		23,286,400		8,917,872
期首剰余金又は期首欠損金(△)		1,138,799,154		1,305,842,675
剰余金増加額又は欠損金減少額		158,868,795		170,676,890
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		158,868,795		170,676,890
剰余金減少額又は欠損金増加額		202,893,078		210,944,690
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		202,893,078		210,944,690
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		1,305,842,675		1,500,287,826

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第19期 2024年11月18日現在	第20期 2025年11月18日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第19期 2024年11月18日現在	第20期 2025年11月18日現在
1. 期首元本額	1,223,499,039円	1,156,972,141円
期中追加設定元本額	150,360,044円	144,668,387円
期中一部解約元本額	216,886,942円	186,805,953円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,156,972,141口	1,114,834,575口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自2023年11月21日 至2024年11月18日	第20期 自2024年11月19日 至2025年11月18日																																																													
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>49,507,892円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td> <td>B</td> <td>156,295,349円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>896,411,098円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>270,774,357円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,372,988,696円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,156,972,141口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>11,867.05円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	49,507,892円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	156,295,349円	収益調整金額	C	896,411,098円	分配準備積立金額	D	270,774,357円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,372,988,696円	当ファンドの期末残存口数	F	1,156,972,141口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,867.05円	1万口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>53,328,126円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td> <td>B</td> <td>181,384,825円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>919,313,084円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>404,190,237円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,558,216,272円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>1,114,834,575口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>13,977.10円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		項目			費用控除後の配当等収益額	A	53,328,126円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	181,384,825円	収益調整金額	C	919,313,084円	分配準備積立金額	D	404,190,237円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,558,216,272円	当ファンドの期末残存口数	F	1,114,834,575口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	13,977.10円	1万口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
項目																																																														
費用控除後の配当等収益額	A	49,507,892円																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	156,295,349円																																																												
収益調整金額	C	896,411,098円																																																												
分配準備積立金額	D	270,774,357円																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,372,988,696円																																																												
当ファンドの期末残存口数	F	1,156,972,141口																																																												
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	11,867.05円																																																												
1万口当たり分配金額	H	0円																																																												
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																												
項目																																																														
費用控除後の配当等収益額	A	53,328,126円																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	181,384,825円																																																												
収益調整金額	C	919,313,084円																																																												
分配準備積立金額	D	404,190,237円																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	1,558,216,272円																																																												
当ファンドの期末残存口数	F	1,114,834,575口																																																												
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	13,977.10円																																																												
1万口当たり分配金額	H	0円																																																												
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																												
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	2. 同左																																																													

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。</li><li>・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。</li><li>・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。</li></ul>

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	292,392,958	335,322,927
合計	292,392,958	335,322,927

(デリバティブ取引等に関する注記)  
 取引の時価等に関する事項  
 通貨関連  
 第19期(2024年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	70,531,788	—	71,016,595	484,807
	米ドル	46,518,628	—	47,275,888	757,260
	カナダドル	843,420	—	844,496	1,076
	ユーロ	16,351,647	—	16,148,036	△203,611
	英ポンド	5,650,418	—	5,585,180	△65,238
	オーストラリアドル	1,167,675	—	1,162,995	△4,680
	売建	1,147,904,179	—	1,170,598,906	△22,694,727
	米ドル	687,153,804	—	708,883,851	△21,730,047
	カナダドル	21,979,412	—	22,248,282	△268,870
	ユーロ	358,967,295	—	359,639,222	△671,927
	英ポンド	61,605,387	—	61,660,353	△54,966
	オーストラリアドル	18,198,281	—	18,167,198	31,083
	合計	1,218,435,967	—	1,241,615,501	△22,209,920

第20期(2025年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	1,217,113,882	—	1,218,054,816	△940,934
	米ドル	582,808,592	—	583,131,691	△323,099
	カナダドル	24,508,284	—	24,548,568	△40,284
	ユーロ	380,141,925	—	380,352,573	△210,648
	英ポンド	69,079,472	—	69,111,006	△31,534
	オーストラリアドル	18,394,744	—	18,365,387	29,357
	オフショア元	142,180,865	—	142,545,591	△364,726
合計	1,217,113,882	—	1,218,054,816	△940,934	

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 19 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 18 日	第 20 期 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 11 月 18 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
1口当たり純資産額	2,1287 円	2,3457 円
(1万口当たり純資産額)	(21,287 円)	(23,457 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	110,112,169	646,127,196	
	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	69,181,645	655,496,086	
	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	259,796,844	1,217,433,990	
	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	100,056,120	131,113,539	
合計		539,146,778	2,650,170,811	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

# 独立監査人の監査報告書

2026年1月23日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

東京事務所  
指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保直毅

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2024年11月19日から2025年11月18日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型の2025年11月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際し

て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

ラッセル・インベストメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

区分	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	5,844,171	5,670,816
親投資信託受益証券	933,456,624	928,593,266
派生商品評価勘定	45,681	4,516
未収入金	1,629,568	767,376
未収利息	17	54
流動資産合計	940,976,061	935,036,028
資産合計	940,976,061	935,036,028
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,753,242	435,533
未払金	-	5,541,459
未払解約金	1,629,568	129,435
未払受託者報酬	507,995	488,256
未払委託者報酬	5,435,460	5,224,257
流動負債合計	11,326,265	11,818,940
負債合計	11,326,265	11,818,940
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	332,429,896	287,152,412
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	597,219,900	636,064,676
(分配準備積立金)	331,813,343	393,412,172
元本等合計	929,649,796	923,217,088
純資産合計	929,649,796	923,217,088
負債純資産合計	940,976,061	935,036,028

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

区分	第 19 期		第 20 期	
	自	2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 18 日	自	2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 11 月 18 日
<b>営業収益</b>				
受取利息		1,393		8,770
有価証券売買等損益		156,352,212		147,804,003
為替差損益		△12,776,462		△12,756,654
営業収益合計		143,577,143		135,056,119
<b>営業費用</b>				
支払利息		528		-
受託者報酬		977,161		949,708
委託者報酬		10,455,524		10,161,721
その他費用		5,972		5,940
営業費用合計		11,439,185		11,117,369
営業利益又は営業損失(△)		132,137,958		123,938,750
経常利益又は経常損失(△)		132,137,958		123,938,750
当期純利益又は当期純損失(△)		132,137,958		123,938,750
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)		8,956,697		4,983,114
期首剰余金又は期首欠損金(△)		485,399,926		597,219,900
剰余金増加額又は欠損金減少額		62,235,489		24,477,453
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		-		-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		62,235,489		24,477,453
剰余金減少額又は欠損金増加額		73,596,776		104,588,313
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		73,596,776		104,588,313
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		-		-
分配金		-		-
期末剰余金又は期末欠損金(△)		597,219,900		636,064,676

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第19期 2024年11月18日現在	第20期 2025年11月18日現在
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	第19期 2024年11月18日現在	第20期 2025年11月18日現在
1. 期首元本額	347,572,610円	332,429,896円
期中追加設定元本額	37,215,816円	12,924,045円
期中一部解約元本額	52,358,530円	58,201,529円
2. 計算期間末日における受益権の総数	332,429,896口	287,152,412口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第19期 自2023年11月21日 至2024年11月18日	第20期 自2024年11月19日 至2025年11月18日																																																													
1. 分配金の計算過程	1. 分配金の計算過程																																																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>17,160,369円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td> <td>B</td> <td>106,020,892円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>271,134,397円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>208,632,082円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>602,947,740円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>332,429,896口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>18,137.57円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	17,160,369円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	106,020,892円	収益調整金額	C	271,134,397円	分配準備積立金額	D	208,632,082円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	602,947,740円	当ファンドの期末残存口数	F	332,429,896口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,137.57円	1万口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>16,551,417円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額</td> <td>B</td> <td>102,404,219円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>246,414,434円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>274,456,536円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>639,826,606円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数</td> <td>F</td> <td>287,152,412口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額</td> <td>G=E/F×10,000</td> <td>22,281.75円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額</td> <td>H</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H/10,000</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table>		項目			費用控除後の配当等収益額	A	16,551,417円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	102,404,219円	収益調整金額	C	246,414,434円	分配準備積立金額	D	274,456,536円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	639,826,606円	当ファンドの期末残存口数	F	287,152,412口	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	22,281.75円	1万口当たり分配金額	H	0円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円
項目																																																														
費用控除後の配当等収益額	A	17,160,369円																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	106,020,892円																																																												
収益調整金額	C	271,134,397円																																																												
分配準備積立金額	D	208,632,082円																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	602,947,740円																																																												
当ファンドの期末残存口数	F	332,429,896口																																																												
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	18,137.57円																																																												
1万口当たり分配金額	H	0円																																																												
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																												
項目																																																														
費用控除後の配当等収益額	A	16,551,417円																																																												
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	B	102,404,219円																																																												
収益調整金額	C	246,414,434円																																																												
分配準備積立金額	D	274,456,536円																																																												
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	639,826,606円																																																												
当ファンドの期末残存口数	F	287,152,412口																																																												
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	22,281.75円																																																												
1万口当たり分配金額	H	0円																																																												
収益分配金金額	I=F×H/10,000	0円																																																												
2. 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として、当該委託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者報酬の中から支弁しております。	2. 同左																																																													

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、売買目的で保有する親投資信託受益証券とデリバティブ取引等であります。</p> <p>親投資信託受益証券を主要投資対象として運用を行うため、親投資信託受益証券と同様のリスクに晒されております。親投資信託受益証券には、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、金利変動リスク、債券の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクがあり、当該リスクは結果的に当ファンドに影響を及ぼします。</p> <p>デリバティブ取引等には為替予約取引が含まれており、為替変動リスクがあります。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。</li><li>・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。</li><li>・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。</li></ul>

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品 同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
親投資信託受益証券	139,987,440	138,700,680
合計	139,987,440	138,700,680

(デリバティブ取引等に関する注記)  
取引の時価等に関する事項  
通貨関連  
第19期(2024年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	3,668,013	—	3,699,072	31,059
	米ドル	2,924,974	—	2,965,532	40,558
	ユーロ	157,136	—	154,487	△2,649
	英ポンド	518,836	—	512,169	△6,667
	オーストラリアドル	67,067	—	66,884	△183
	売建	189,199,222	—	192,937,842	△3,738,620
	米ドル	113,247,095	—	116,827,949	△3,580,854
	カナダドル	3,639,241	—	3,683,583	△44,342
	ユーロ	59,160,313	—	59,269,800	△109,487
	英ポンド	10,153,709	—	10,162,769	△9,060
	オーストラリアドル	2,998,864	—	2,993,741	5,123
合計		192,867,235	—	196,636,914	△3,707,561

第20期(2025年11月18日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	186,886,827	—	187,317,844	△431,017
	米ドル	89,436,961	—	89,675,886	△238,925
	カナダドル	3,769,404	—	3,775,599	△6,195
	ユーロ	58,362,747	—	58,492,222	△129,475
	英ポンド	10,623,451	—	10,628,300	△4,849
	オーストラリアドル	2,829,087	—	2,824,571	4,516
	オフショア元	21,865,177	—	21,921,266	△56,089
合計		186,886,827	—	187,317,844	△431,017

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。
- ・ 計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

第 19 期 自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 18 日	第 20 期 自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 11 月 18 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	第 19 期 2024 年 11 月 18 日現在	第 20 期 2025 年 11 月 18 日現在
1口当たり純資産額	2,7965 円	3,2151 円
(1万口当たり純資産額)	(27,965 円)	(32,151 円)

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

(単位：円)

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド	55,102,860	323,338,072	
	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド	39,557,182	374,804,299	
	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド	40,094,768	187,888,092	
	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド	32,480,772	42,562,803	
合計		167,235,582	928,593,266	

(注)親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

(参考)

「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型」、「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型」及び「ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型」は、「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」、「ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド」及び「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

同親投資信託の状況は次の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

#### 貸借対照表

(単位：円)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	787,056	236,457
コール・ローン	740,736,415	2,959,554,163
株式	38,557,934,170	42,814,792,270
投資証券	-	145,942,500
派生商品評価勘定	35,468,373	13,480,137
未収配当金	370,846,871	412,826,817
未収利息	2,232	28,379
差入委託証拠金	24,831,620	76,881,624
流動資産合計	39,730,606,737	46,423,742,347
資産合計	39,730,606,737	46,423,742,347
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	104,800	53,212,112
未払解約金	15,156,054	1,471,026,622
流動負債合計	15,260,854	1,524,238,734
負債合計	15,260,854	1,524,238,734
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	8,676,448,489	7,651,774,159
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	31,038,897,394	37,247,729,454
元本等合計	39,715,345,883	44,899,503,613
純資産合計	39,715,345,883	44,899,503,613
負債純資産合計	39,730,606,737	46,423,742,347

(注)「ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2024年11月18日及び2025年11月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券 株式及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</li> </ul>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
<p>開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	<p>同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資 信託の元本額	9,530,113,735 円	8,676,448,489 円
期中追加設定元本額	911,007,246 円	849,037,411 円
期中一部解約元本額	1,764,672,492 円	1,873,711,741 円
元本の内訳		
ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅠーⅡ (適格機関投資家限定)	3,862,857,038 円	3,251,021,047 円
ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅡ (適格機関投資家限定)	1,390,139,274 円	1,225,866,593 円
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド (DC向け)	2,736,360,052 円	2,582,714,725 円
ラッセル・インベストメント国内株式マルチ・マネージャーF	469,611,937 円	421,526,436 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	9,463,443 円	5,430,329 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	136,672,797 円	110,112,169 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	71,343,948 円	55,102,860 円
計	8,676,448,489 円	7,651,774,159 円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受 益権の総数	8,676,448,489 口	7,651,774,159 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、流動性リスクに晒されております。  デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。  ・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。 外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。  ・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。  ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	54,224,962	7,094,783,577
投資証券	0	1,841,033
合計	54,224,962	7,096,624,610

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)  
 取引の時価等に関する事項  
 株式関連

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,015,249,627	—	1,050,660,000	35,410,373
合計		1,015,249,627	—	1,050,660,000	35,410,373

(2025年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買建	1,917,702,375	—	1,878,040,000	△39,662,375
合計		1,917,702,375	—	1,878,040,000	△39,662,375

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年11月21日 至 2024年11月18日	自 2024年11月19日 至 2025年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1口当たり純資産額	4.5774円	5.8679円
(1万口当たり純資産額)	(45,774円)	(58,679円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

次表の通りです。

(単位：円)

銘柄	株式数	評価額		備考
		単価	金額	
ニッセイ	8,100	1,197	9,699,750	
I N P E X	45,400	3,080	139,832,000	
石油資源開発	8,500	1,349	11,466,500	
ウエストホールディングス	42,400	1,408	59,699,200	
ショーボンドホールディングス	1,100	4,941	5,435,100	
ミライト・ワン	2,800	3,100	8,680,000	
安藤・間	5,200	1,758	9,141,600	
コムシスホールディングス	2,300	4,045	9,303,500	
大林組	11,300	2,830	31,984,650	
清水建設	57,400	2,432	139,596,800	
長谷工コーポレーション	5,200	2,835	14,742,000	
鹿島建設	31,500	5,474	172,431,000	
奥村組	700	5,590	3,913,000	
戸田建設	6,600	1,095	7,227,000	
熊谷組	66,900	1,472	98,476,800	
五洋建設	169,200	1,500	253,800,000	
住友林業	124,100	1,579	196,015,950	
大和ハウス工業	25,600	5,213	133,452,800	
積水ハウス	99,200	3,289	326,268,800	
関電工	2,400	4,624	11,097,600	
きんでん	2,600	6,170	16,042,000	
エクシオグループ	4,000	2,321	9,286,000	
クラフティア	1,000	7,296	7,296,000	
日揮ホールディングス	56,200	1,835	103,155,100	
インフロニア・ホールディングス	7,500	1,846	13,845,000	
日清製粉グループ本社	6,800	1,833	12,467,800	
江崎グリコ	1,200	5,280	6,336,000	
カルビー	1,100	2,945	3,240,050	

ヤクルト本社	31,900	2,600	82,955,950
明治ホールディングス	3,700	3,195	11,821,500
日本ハム	2,600	6,835	17,771,000
アサヒグループホールディングス	240,800	1,761	424,048,800
キリンホールディングス	10,100	2,420	24,442,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパンホールデ	3,100	2,760	8,557,550
ライフドリンク カンパニー	13,100	1,966	25,754,600
サントリー食品インターナショナル	1,600	4,968	7,948,800
味の素	6,200	3,650	22,630,000
キューピー	3,200	4,363	13,961,600
ハウス食品グループ本社	1,700	2,914	4,954,650
カゴメ	1,000	2,663	2,663,500
ニチレイ	3,800	1,915	7,277,000
東洋水産	8,800	10,355	91,124,000
日清食品ホールディングス	4,900	2,839	13,913,550
日本たばこ産業	6,500	5,670	36,855,000
東レ	146,500	983	144,112,050
王子ホールディングス	44,600	781	34,868,280
クラレ	12,000	1,540	18,480,000
旭化成	28,300	1,254	35,488,200
レゾナック・ホールディングス	17,100	5,736	98,085,600
住友化学	72,600	461	33,533,940
日産化学	44,400	5,085	225,774,000
東ソー	17,600	2,223	39,124,800
トクヤマ	3,800	3,764	14,303,200
デンカ	1,300	2,367	3,077,750
信越化学工業	153,700	4,480	688,576,000
エア・ウォーター	4,500	2,143	9,645,750
日本触媒	5,200	1,797	9,344,400
カネカ	2,000	4,131	8,262,000
三菱瓦斯化学	89,500	2,511	224,779,250
三井化学	7,200	3,512	25,286,400
三菱ケミカルグループ	63,300	830	52,564,320
ダイセル	8,200	1,237	10,147,500
住友ベークライト	17,300	4,792	82,901,600
積水化学工業	32,300	2,530	81,719,000

日本ゼオン	5,900	1,665	9,826,450	
アイカ工業	1,700	3,430	5,831,000	
UBE	3,900	2,389	9,319,050	
日本化薬	4,400	1,495	6,580,200	
ADEKA	53,100	3,517	186,752,700	
日油	52,500	2,720	142,800,000	
花王	3,200	6,561	20,995,200	
日本ペイントホールディングス	44,500	963	42,853,500	
中国塗料	19,700	4,325	85,202,500	
富士フイルムホールディングス	30,700	3,229	99,130,300	
ライオン	4,800	1,573	7,552,800	
小林製薬	1,000	5,296	5,296,000	
ユニ・チャーム	9,600	923	8,869,440	
協和キリン	30,300	2,499	75,719,700	
武田薬品工業	45,300	4,346	196,873,800	
アステラス製薬	186,000	1,894	352,284,000	
塩野義製薬	124,600	2,706	337,167,600	
中外製薬	27,300	8,300	226,590,000	
小野薬品工業	5,900	2,007	11,844,250	
ツムラ	2,400	3,824	9,177,600	
第一三共	148,800	3,443	512,318,400	
大塚ホールディングス	33,500	8,307	278,284,500	
ペプチドリーム	31,400	1,676	52,626,400	
出光興産	49,900	1,122	56,012,750	
ENEOSホールディングス	34,500	997	34,403,400	
コスモエネルギーホールディングス	1,600	3,898	6,236,800	
横浜ゴム	20,200	5,695	115,039,000	
TOYO TIRE	1,200	4,152	4,982,400	
ブリヂストン	4,300	7,107	30,560,100	
住友ゴム工業	3,400	2,078	7,065,200	
AGC	23,400	5,197	121,609,800	
日本電気硝子	2,400	5,552	13,324,800	
太平洋セメント	3,000	3,667	11,001,000	
東洋炭素	48,200	4,655	224,371,000	
日本碍子	39,200	2,996	117,462,800	
日本特殊陶業	2,200	6,446	14,181,200	

MARUWA	5,500	44,620	245,410,000	
フジインコーポレーテッド	4,900	2,261	11,078,900	
ニチアス	1,800	5,883	10,589,400	
日本製鉄	129,100	610	78,751,000	
神戸製鋼所	13,600	1,865	25,370,800	
JFEホールディングス	25,700	1,790	46,003,000	
大和工業	12,900	9,636	124,304,400	
丸一鋼管	3,300	1,322	4,362,600	
三菱マテリアル	7,100	3,012	21,385,200	
住友金属鉱山	11,000	4,792	52,712,000	
DOWAホールディングス	1,000	5,772	5,772,000	
東邦チタニウム	27,000	1,261	34,047,000	
UACJ	25,200	1,978	49,845,600	
古河電気工業	800	9,350	7,480,000	
住友電気工業	67,400	5,941	400,423,400	
SUMCO	11,200	1,237	13,860,000	
LIXIL	9,900	1,745	17,280,450	
リンナイ	2,400	3,724	8,937,600	
日本発條	4,400	2,317	10,197,000	
日本製鋼所	19,500	9,662	188,409,000	
アマダ	9,200	1,760	16,192,000	
FUJI	2,600	3,299	8,577,400	
牧野フライス製作所	600	11,320	6,792,000	
DMG森精機	27,400	2,621	71,829,100	
ディスコ	1,400	45,800	64,120,000	
野村マイクロ・サイエンス	10,200	3,135	31,977,000	
エヌ・ピー・シー	124,200	725	90,045,000	
三井海洋開発	32,500	14,000	455,000,000	
SMC	1,200	53,030	63,636,000	
小松製作所	2,200	5,029	11,063,800	
住友重機械工業	4,200	4,020	16,884,000	
クボタ	55,000	2,004	110,247,500	
荏原製作所	52,100	3,910	203,711,000	
ダイキン工業	4,300	19,190	82,517,000	
平和	1,200	1,972	2,366,400	
SANKYO	3,500	2,548	8,918,000	

アマノ	2,500	3,992	9,980,000
グローリー	1,100	3,731	4,104,100
セガサミーホールディングス	91,200	2,527	230,508,000
日本精工	11,200	877	9,824,640
ジェイテクト	8,700	1,555	13,532,850
THK	45,000	3,816	171,720,000
三井E&S	17,300	6,081	105,201,300
カナデビア	49,300	929	45,799,700
三菱重工業	95,400	4,022	383,698,800
I H I	90,900	2,769	251,747,550
キオクシアホールディングス	11,700	10,260	120,042,000
日清紡ホールディングス	3,100	1,203	3,729,300
イビデン	10,200	12,140	123,828,000
コニカミノルタ	11,300	617	6,973,230
日立製作所	188,300	4,770	898,191,000
三菱電機	59,200	4,060	240,352,000
富士電機	14,300	10,425	149,077,500
シンフォニアテクノロジー	18,800	8,800	165,440,000
湖北工業	23,500	3,300	77,550,000
ソシオネクスト	35,400	2,129	75,366,600
マブチモーター	2,200	2,646	5,822,300
ニデック	39,000	2,043	79,677,000
JVCケンウッド	3,800	1,159	4,404,200
ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,100	3,835	4,218,500
日本電気	97,600	5,616	548,121,600
富士通	58,300	3,953	230,459,900
沖電気工業	117,800	1,858	218,872,400
ルネサスエレクトロニクス	76,600	1,872	143,395,200
セイコーエプソン	11,400	1,869	21,306,600
アルバック	30,700	6,502	199,611,400
パナソニック ホールディングス	132,100	1,745	230,514,500
アンリツ	46,700	2,260	105,565,350
ソニーグループ	385,700	4,409	1,700,551,300
TDK	61,900	2,414	149,457,550
アルプスアルパイン	3,100	1,932	5,989,200
ヒロセ電機	600	17,600	10,560,000

古野電気	26,200	7,770	203,574,000	
日本光電工業	3,500	1,556	5,447,750	
アドバンテスト	2,300	19,260	44,298,000	
キーエンス	5,200	53,100	276,120,000	
フェローテック	1,300	4,600	5,980,000	
レーザーテック	3,500	26,920	94,220,000	
スタンレー電気	7,300	2,981	21,761,300	
ウシオ電機	78,800	2,303	181,476,400	
カシオ計算機	3,600	1,215	4,374,000	
ファナック	41,200	4,856	200,067,200	
ローム	66,700	2,008	133,933,600	
浜松ホトニクス	32,800	1,530	50,184,000	
京セラ	75,500	2,009	151,717,250	
太陽誘電	25,800	3,128	80,702,400	
村田製作所	33,000	2,991	98,703,000	
小糸製作所	9,700	2,215	21,490,350	
S C R E E Nホールディングス	4,800	12,530	60,144,000	
キヤノン	6,600	4,400	29,040,000	
リコー	26,600	1,349	35,896,700	
東京エレクトロン	25,100	31,480	790,148,000	
トヨタ紡織	3,800	2,326	8,838,800	
ジャパンエンジンコーポレーション	21,100	12,450	262,695,000	
豊田自動織機	8,200	17,170	140,794,000	
デンソー	64,700	2,011	130,111,700	
川崎重工業	1,000	10,150	10,150,000	
名村造船所	49,300	4,475	220,617,500	
日産自動車	118,900	351	41,769,570	
いすゞ自動車	179,700	2,261	406,301,700	
トヨタ自動車	292,600	3,029	886,285,400	
三菱自動車工業	14,500	360	5,231,600	
NOK	1,800	2,563	4,614,300	
アイシン	66,200	2,667	176,588,500	
マツダ	24,400	1,044	25,485,800	
本田技研工業	227,200	1,491	338,868,800	
スズキ	148,400	2,255	334,716,200	
S U B A R U	29,700	3,333	98,990,100	

ヤマハ発動機	113,200	1,097	124,180,400	
豊田合成	1,600	3,723	5,956,800	
テイ・エス テック	2,000	1,731	3,462,000	
L i b e r a w a r e	22,800	1,430	32,604,000	
テルモ	12,500	2,341	29,262,500	
島津製作所	5,900	4,207	24,821,300	
東京精密	8,500	10,300	87,550,000	
ニコン	51,700	1,757	90,862,750	
オリンパス	32,700	2,024	66,201,150	
HOYA	9,400	23,070	216,858,000	
シチズン時計	4,900	1,209	5,924,100	
ニプロ	3,200	1,462	4,680,000	
TOPPANホールディングス	12,300	3,982	48,978,600	
大日本印刷	2,300	2,469	5,679,850	
アシックス	19,800	3,574	70,765,200	
ビジョン	4,900	1,603	7,854,700	
任天堂	19,700	13,200	260,040,000	
コクヨ	9,200	877	8,072,080	
中部電力	24,800	2,266	56,196,800	
関西電力	41,200	2,508	103,329,600	
中国電力	4,000	969	3,879,200	
北陸電力	5,700	913	5,206,950	
東北電力	10,200	1,082	11,036,400	
九州電力	15,500	1,593	24,691,500	
北海道電力	3,300	1,104	3,643,200	
電源開発	3,600	2,907	10,467,000	
東京瓦斯	1,700	5,933	10,086,100	
大阪瓦斯	30,600	5,094	155,876,400	
東武鉄道	3,900	2,501	9,753,900	
京成電鉄	48,400	1,225	59,290,000	
東日本旅客鉄道	61,000	3,800	231,800,000	
西日本旅客鉄道	22,200	3,034	67,354,800	
東海旅客鉄道	39,900	4,068	162,313,200	
阪急阪神ホールディングス	17,500	3,877	67,847,500	
名古屋鉄道	2,900	1,582	4,589,250	
ヤマトホールディングス	31,800	2,197	69,864,600	

山九	5,800	8,280	48,024,000	
センコーグループホールディングス	4,000	1,823	7,294,000	
ニッコンホールディングス	2,600	3,482	9,053,200	
セイノーホールディングス	5,800	2,208	12,806,400	
九州旅客鉄道	2,600	3,888	10,108,800	
NIPPON EXPRESSホールディン	9,200	3,226	29,679,200	
日本郵船	22,500	4,877	109,732,500	
商船三井	17,700	4,356	77,101,200	
川崎汽船	32,600	2,058	67,090,800	
ANAホールディングス	3,300	2,905	9,586,500	
三菱倉庫	10,000	1,095	10,950,000	
住友倉庫	2,600	3,290	8,554,000	
上組	2,800	4,858	13,602,400	
システナ	43,900	495	21,730,500	
日鉄ソリューションズ	32,300	3,654	118,024,200	
Synspective	38,700	1,012	39,164,400	
TIS	4,400	5,025	22,110,000	
GMOペイメントゲートウェイ	13,400	9,497	127,259,800	
野村総合研究所	5,000	6,064	30,320,000	
ラクスル	30,600	1,057	32,344,200	
Finatextホールディングス	58,700	1,022	59,991,400	
フジ・メディア・ホールディングス	6,200	3,400	21,080,000	
オービック	4,600	4,954	22,788,400	
日本オラクル	1,100	13,630	14,993,000	
大塚商会	4,300	2,965	12,749,500	
QPS研究所	17,100	1,683	28,779,300	
BIPROGY	5,000	5,792	28,960,000	
TBSホールディングス	35,700	5,544	197,920,800	
日本テレビホールディングス	6,500	3,773	24,524,500	
スカパーJSATホールディングス	116,600	1,694	197,520,400	
NTT	4,069,600	152	621,834,880	
KDDI	187,100	2,664	498,434,400	
ソフトバンク	475,800	224	106,864,680	
光通信	6,500	42,190	274,235,000	
東宝	8,400	8,605	72,282,000	
DTS	5,200	1,155	6,006,000	

S C S K	2,700	5,678	15,330,600	
N S D	1,800	3,505	6,309,000	
ソフトバンクグループ	52,000	18,820	978,640,000	
双日	11,600	4,321	50,123,600	
アルフレッサ ホールディングス	7,100	2,285	16,223,500	
神戸物産	14,600	3,914	57,144,400	
メディopalホールディングス	8,000	2,591	20,732,000	
伊藤忠商事	28,800	9,021	259,804,800	
丸紅	44,300	3,791	167,941,300	
長瀬産業	2,200	3,509	7,719,800	
豊田通商	75,600	4,723	357,058,800	
兼松	2,400	3,199	7,677,600	
三井物産	80,300	3,973	319,031,900	
住友商事	6,500	4,701	30,556,500	
三菱商事	81,200	3,596	291,995,200	
キヤノンマーケティングジャパン	1,600	6,495	10,392,000	
阪和興業	1,500	6,470	9,705,000	
稲畑産業	800	3,505	2,804,000	
東邦ホールディングス	1,200	4,780	5,736,000	
因幡電機産業	1,600	4,625	7,400,000	
ミスミグループ本社	128,600	2,159	277,711,700	
スズケン	800	5,793	4,634,400	
エービーシー・マート	47,200	2,631	124,183,200	
アンドエスティHD	28,700	2,805	80,503,500	
エディオン	7,600	1,984	15,078,400	
D C Mホールディングス	1,900	1,484	2,819,600	
J. フロント リテイリング	3,000	2,141	6,423,000	
マツキヨココカラ&カンパニー	39,600	2,821	111,731,400	
三越伊勢丹ホールディングス	34,800	2,323	80,857,800	
ウエルシアホールディングス	3,900	3,153	12,296,700	
ネクステージ	30,900	2,568	79,351,200	
セブン&アイ・ホールディングス	417,100	2,029	846,504,450	
ツルハホールディングス	3,000	2,756	8,269,500	
パン・パシフィック・インターナショナルホ	222,200	918	204,179,580	
サイゼリヤ	15,100	5,140	77,614,000	
スギホールディングス	3,900	3,599	14,036,100	

日本瓦斯	2,000	2,981	5,963,000	
しまむら	10,200	10,565	107,763,000	
高島屋	6,200	1,610	9,985,100	
エイチ・ツー・オー リテイリング	2,700	2,011	5,431,050	
丸井グループ	27,800	3,053	84,873,400	
イオン	45,200	2,529	114,333,400	
ケーズホールディングス	4,100	1,517	6,221,750	
ヤマダホールディングス	40,200	458	18,411,600	
ファーストリテイリング	2,600	53,520	139,152,000	
サンドラッグ	2,100	4,241	8,906,100	
いよぎんホールディングス	51,100	2,299	117,478,900	
しずおかフィナンシャルグループ	11,900	2,094	24,924,550	
楽天銀行	7,500	6,925	51,937,500	
京都フィナンシャルグループ	8,300	3,207	26,618,100	
めぶきフィナンシャルグループ	123,900	930	115,276,560	
九州フィナンシャルグループ	5,400	879	4,746,600	
ゆうちょ銀行	226,900	1,705	386,864,500	
横浜フィナンシャルグループ	37,700	1,177	44,372,900	
ひろぎんホールディングス	5,700	1,446	8,242,200	
あおぞら銀行	2,100	2,303	4,836,300	
三菱UFJフィナンシャル・グループ	489,600	2,345	1,148,112,000	
りそなホールディングス	133,700	1,514	202,488,650	
三井住友トラストグループ	90,800	4,232	384,265,600	
三井住友フィナンシャルグループ	48,500	4,359	211,411,500	
千葉銀行	7,200	1,507	10,850,400	
群馬銀行	5,400	1,577	8,518,500	
七十七銀行	23,900	6,687	159,819,300	
ふくおかフィナンシャルグループ	6,200	4,410	27,342,000	
八十二銀行	15,200	1,519	23,088,800	
ほくほくフィナンシャルグループ	2,100	4,106	8,622,600	
セブン銀行	17,300	284	4,918,390	
みずほフィナンシャルグループ	104,600	5,046	527,811,600	
山口フィナンシャルグループ	3,700	1,717	6,352,900	
北洋銀行	98,100	723	70,926,300	
SBIホールディングス	2,000	6,350	12,700,000	
ジャフコグループ	1,900	2,409	4,578,050	

大和証券グループ本社	6,400	1,232	7,884,800
野村ホールディングス	170,400	1,075	183,180,000
かんぽ生命保険	39,100	4,096	160,153,600
SOMPOホールディングス	46,000	4,553	209,438,000
MS&ADインシュアランスグループホール	116,300	3,288	382,394,400
ソニーフィナンシャルグループ	24,600	149	3,685,080
第一生命ホールディングス	417,500	1,220	509,558,750
東京海上ホールディングス	80,000	5,800	464,000,000
T&Dホールディングス	52,100	3,216	167,553,600
全国保証	1,200	3,056	3,667,200
クレディセゾン	23,900	3,586	85,705,400
芙蓉総合リース	1,500	4,005	6,007,500
みずほリース	2,200	1,259	2,769,800
東京センチュリー	4,000	1,889	7,556,000
アイフル	158,800	483	76,700,400
イオンフィナンシャルサービス	2,000	1,489	2,978,000
オリックス	285,500	3,946	1,126,583,000
三菱HCキャピタル	26,600	1,195	31,800,300
日本取引所グループ	33,200	1,717	57,021,000
大東建託	60,100	2,929	176,062,950
ヒューリック	10,800	1,636	17,668,800
野村不動産ホールディングス	29,600	899	26,610,400
東急不動産ホールディングス	11,300	1,344	15,192,850
飯田グループホールディングス	9,500	2,326	22,097,000
霞ヶ関キャピタル	8,700	7,930	68,991,000
三井不動産	173,400	1,682	291,658,800
三菱地所	118,100	3,250	383,825,000
東京建物	8,200	3,217	26,379,400
住友不動産	7,800	6,918	53,960,400
アストロスケールホールディングス	216,100	678	146,515,800
オープンアップグループ	35,700	1,750	62,475,000
パーソルホールディングス	794,000	280	222,478,800
ALSOK	7,700	1,159	8,928,150
ディップ	83,000	2,109	175,047,000
クラシル	17,800	1,380	24,564,000
電通グループ	20,900	3,469	72,502,100

オリエンタルランド	3,900	3,005	11,719,500	
ユー・エス・エス	11,900	1,690	20,111,000	
サイバーエージェント	61,400	1,369	84,087,300	
リクルートホールディングス	70,100	7,695	539,419,500	
日本郵政	31,500	1,415	44,588,250	
リログループ	59,700	1,702	101,609,400	
東京都競馬	13,700	5,170	70,829,000	
セコム	3,400	5,232	17,788,800	
メイテックグループホールディングス	1,800	3,334	6,001,200	
ダイセキ	1,900	3,390	6,441,000	
合計	19,772,400		42,814,792,270	

②株式以外の有価証券  
次表の通りです。

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	ラサールロジポート投資法人	957	145,942,500	
	合計	957	145,942,500	

(注1) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	924,117,596	1,679,129,407
コール・ローン	3,168,713,471	1,708,017,381
株式	84,708,581,569	99,824,462,743
新株予約権証券	0	0
投資証券	337,869,881	328,566,939
派生商品評価勘定	1,119,819,100	554,918,832
未収入金	-	590,690
未収配当金	55,139,108	74,152,034
未収利息	9,549	16,378
差入委託証拠金	262,258,950	1,280,523,090
流動資産合計	90,576,509,224	105,450,377,494
資産合計	90,576,509,224	105,450,377,494
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	368,529,071	592,978,895
未払解約金	86,903,046	584,071,264
その他未払費用	1,279,167	1,842,988
流動負債合計	456,711,284	1,178,893,147
負債合計	456,711,284	1,178,893,147
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	11,040,012,931	11,004,963,216
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	79,079,785,009	93,266,521,131
元本等合計	90,119,797,940	104,271,484,347
純資産合計	90,119,797,940	104,271,484,347
負債純資産合計	90,576,509,224	105,450,377,494

(注)「ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド」の計算期間は毎年4月19日から翌年4月18日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2024年11月18日及び2025年11月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券 株式、新株予約権証券及び投資証券は移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</li> </ul>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2) 為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024 年 11 月 18 日現在	2025 年 11 月 18 日現在
<p>開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	<p>同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資 信託の元本額	10,979,028,033 円	11,040,012,931 円
期中追加設定元本額	2,024,164,442 円	1,923,203,894 円
期中一部解約元本額	1,963,179,544 円	1,958,253,609 円
元本の内訳		
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ－Ⅱ (適格機関投資家限定)	1,612,745,006 円	1,341,933,156 円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ (適格機関投資家限定)	324,965,572 円	321,735,372 円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ－Ⅳ A (為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	126,169,107 円	111,988,714 円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅠ－Ⅳ B (為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	965,547,298 円	944,731,639 円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド (DC向け)	7,654,976,459 円	7,974,356,985 円
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド	223,872,012 円	196,317,197 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	7,998,810 円	5,161,326 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	78,206,505 円	69,181,645 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	45,532,162 円	39,557,182 円
計	11,040,012,931 円	11,004,963,216 円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受 益権の総数	11,040,012,931 口	11,004,963,216 口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、株価変動リスク、株式の発行会社の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。  デリバティブ取引等には、株式関連では株価指数先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。  ・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。  ・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。  ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等 「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券 同左</p> <p>デリバティブ取引等 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

(単位：円)

種類	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
株式	7,738,570,905	15,063,202,068
新株予約権証券	0	0
投資証券	49,046,479	9,792,374
合計	7,787,617,384	15,072,994,442

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

株式関連

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	9,079,305,835	—	9,383,173,024	303,867,189
	売建	5,033,362,519	—	4,940,840,856	92,521,663
合計		14,112,668,354	—	14,324,013,880	396,388,852

(2025年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引				
	買建	11,628,787,731	—	11,674,133,338	45,345,607
	売建	7,827,531,121	—	8,013,554,342	△186,023,221
合計		19,456,318,852	—	19,687,687,680	△140,677,614

(注) 1. 株価指数先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

## 通貨関連

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益	
			うち1年超			
市場取引以外の取引	為替予約取引					
	買建	8,546,519,797	—	9,259,294,667	712,774,870	
	米ドル	6,127,883,679	—	6,704,504,910	576,621,231	
	カナダドル	383,308,955	—	405,832,960	22,524,005	
	ユーロ	645,095,664	—	676,957,800	31,862,136	
	英ポンド	27,346,740	—	29,139,000	1,792,260	
	スウェーデンクローネ	290,935,813	—	301,344,398	10,408,585	
	オーストラリアドル	1,071,948,946	—	1,141,515,599	69,566,653	
	売建	7,211,634,544	—	7,569,508,237	△357,873,693	
	米ドル	714,673,200	—	784,176,000	△69,502,800	
	カナダドル	1,416,599,502	—	1,478,032,270	△61,432,768	
	ユーロ	1,337,483,005	—	1,381,594,570	△44,111,565	
	英ポンド	1,011,985,848	—	1,073,480,759	△61,494,911	
	スイスフラン	2,480,800,463	—	2,584,629,939	△103,829,476	
	スウェーデンクローネ	6,229,996	—	6,463,000	△233,004	
	ノルウェークローネ	182,273,922	—	196,031,700	△13,757,778	
	オーストラリアドル	18,633,700	—	19,920,000	△1,286,300	
	ニュージーランドドル	42,954,908	—	45,179,999	△2,225,091	
	合計		15,758,154,341	—	16,828,802,904	354,901,177

(2025年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	9,546,440,409	—	10,028,034,961	481,594,552
	米ドル	7,013,639,697	—	7,393,267,536	379,627,839
	カナダドル	493,378,051	—	514,572,912	21,194,861
	英ポンド	29,672,325	—	30,549,255	876,930
	スウェーデンクローネ	830,031,302	—	864,831,338	34,800,036
	オーストラリアドル	1,179,719,034	—	1,224,813,920	45,094,886
	売建	9,163,850,389	—	9,542,827,390	△378,977,001
	米ドル	1,377,377,990	—	1,435,790,439	△58,412,449
	カナダドル	765,059,720	—	797,908,104	△32,848,384
	ユーロ	2,227,007,686	—	2,300,617,223	△73,609,537
	英ポンド	1,148,021,348	—	1,182,459,828	△34,438,480
	スイスフラン	3,368,549,463	—	3,538,800,013	△170,250,550
	スウェーデンクローネ	7,246,293	—	7,530,522	△284,229
	ノルウェークローネ	207,646,225	—	215,799,873	△8,153,648
	オーストラリアドル	19,379,400	—	20,093,740	△714,340
	ニュージーランドドル	43,562,264	—	43,827,648	△265,384
	合計	18,710,290,798	—	19,570,862,351	102,617,551

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

- ・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

## (関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 18 日	自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 11 月 18 日
該当事項はありません。	同左

## (1口当たり情報に関する注記)

区分	2024 年 11 月 18 日現在	2025 年 11 月 18 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	8.1630 円 (81,630 円)	9.4750 円 (94,750 円)

## 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## ①株式

次表の通りです。

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
米ドル	CAMECO CORP	1,517	83.03	125,956.51	
	CHEVRON CORP	5,925	154.82	917,308.50	
	CONOCOPHILLIPS	5,382	88.72	477,491.04	
	COTERRA ENERGY INC	5,597	25.97	145,354.09	
	DEVON ENERGY CORP	10,151	35.07	355,995.57	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	468	146.37	68,501.16	
	EOG RESOURCES INC	6,142	109.48	672,426.16	
	EQT CORP	3,776	59.04	222,935.04	
	EXPAND ENERGY CORP	2,192	116.98	256,420.16	
	EXXON MOBIL CORP	15,780	117.68	1,856,990.40	
	NOV INC	76,676	15.02	1,151,673.52	
	TARGA RESOURCES CORP	956	168.32	160,913.92	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	206	957.47	197,238.82	
	VALERO ENERGY CORP	2,037	178.40	363,400.80	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,334	80.69	188,330.46	
	DOW INC	70,024	21.67	1,517,420.08	
	ECOLAB INC	592	255.46	151,232.32	
	FREEMONT-MCMORAN INC	2,677	39.00	104,403.00	
	KINROSS GOLD CORP	57,169	24.94	1,425,794.86	
	NEWMONT CORP	2,414	87.09	210,235.26	
NUCOR CORP	2,117	148.67	314,734.39		
PACKAGING CORP OF AMERICA	1,622	196.67	318,998.74		

RELIANCE INC	853	266.31	227,162.43
RPM INTERNATIONAL INC	1,081	103.97	112,391.57
SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	9,172	326.81	2,997,501.32
SMURFIT WESTROCK PLC	5,432	33.92	184,253.44
SOLSTICE ADV MATERIALS INC	1,341	41.58	55,758.78
WHEATON PRECIOUS METALS CORP	2,714	102.28	277,587.92
AERCAP HOLDINGS NV	3,787	132.97	503,557.39
AMETEK INC	3,828	191.19	731,875.32
BUILDERS FIRSTSOURCE INC	923	99.42	91,764.66
CARLISLE COS INC	557	300.16	167,189.12
CARRIER GLOBAL CORP	35,846	53.13	1,904,497.98
CUMMINS INC	862	455.98	393,054.76
CURTISS-WRIGHT CORP	327	543.73	177,799.71
EATON CORP PLC	377	342.75	129,216.75
EMCOR GROUP INC	922	611.40	563,710.80
EMERSON ELECTRIC CO	1,809	126.93	229,616.37
FASTENAL CO	9,728	39.70	386,201.60
GE VERNOVA INC	1,722	577.02	993,628.44
GENERAL DYNAMICS CORP	10,575	341.78	3,614,323.50
GENERAL ELECTRIC	1,730	300.13	519,224.90
GRACO INC	23,498	79.28	1,862,921.44
HEICO CORP-CLASS A	1,206	242.37	292,298.22
HONEYWELL INTERNATIONAL INC	5,365	196.08	1,051,969.20
HUBBELL INC	825	420.57	346,970.25
ILLINOIS TOOL WORKS	1,093	241.41	263,861.13
LOCKHEED MARTIN CORP	922	470.78	434,059.16
NORTHROP GRUMMAN CORP	4,620	563.03	2,601,198.60
NVENT ELECTRIC PLC	1,054	104.09	109,710.86
OTIS WORLDWIDE CORP	30,258	88.07	2,664,822.06
QUANTA SERVICES INC	279	426.87	119,096.73
ROCKWELL AUTOMATION INC	273	370.10	101,037.30
RTX CORP	9,267	175.63	1,627,563.21
SNAP-ON INC	766	328.69	251,776.54
TEXTRON INC	1,504	80.06	120,410.24
TRANE TECHNOLOGIES PLC	3,036	413.78	1,256,236.08
UNITED RENTALS INC	461	806.61	371,847.21

VERTIV HOLDINGS CO-A	1,667	166.65	277,805.55
WATSCO INC	222	337.92	75,018.24
WW GRAINGER INC	295	923.47	272,423.65
AUTOMATIC DATA PROCESSING	2,022	250.90	507,319.80
CINTAS CORP	3,313	183.76	608,796.88
COPART INC	53,672	41.33	2,218,263.76
PAYCHEX INC	4,716	110.48	521,023.68
REPUBLIC SERVICES INC	3,532	209.81	741,048.92
SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	31,858	81.16	2,585,595.28
VERALTO CORP	6,681	98.07	655,205.67
VERISK ANALYTICS INC	1,116	219.10	244,515.60
WASTE MANAGEMENT INC	2,774	207.97	576,908.78
CSX CORP	14,907	34.01	506,987.07
DELTA AIR LINES INC	27,063	55.76	1,509,032.88
EXPEDITORS INTL WASH INC	558	142.23	79,364.34
FEDEX CORP	1,718	264.73	454,806.14
GRAB HOLDINGS LTD - CL A	148,539	5.33	791,712.87
LYFT INC-A	4,856	21.58	104,792.48
OLD DOMINION FREIGHT LINE	1,744	129.89	226,528.16
UBER TECHNOLOGIES INC	72,386	92.11	6,667,474.46
UNION PACIFIC CORP	2,729	221.00	603,109.00
UNITED AIRLINES HOLDINGS INC	14,585	89.95	1,311,920.75
UNITED PARCEL SERVICE-CL B	2,080	94.19	195,915.20
APTIV PLC	1,199	76.85	92,143.15
GENERAL MOTORS CO	4,564	67.91	309,941.24
LEAR CORP	15,554	101.88	1,584,641.52
TESLA INC	6,336	408.92	2,590,917.12
DECKERS OUTDOOR CORP	1,972	80.72	159,179.84
GARMIN LTD	1,317	189.80	249,966.60
LULULEMON ATHLETICA INC	640	164.16	105,062.40
NEWELL BRANDS INC	96,024	3.34	320,720.16
NIKE INC -CL B	13,918	62.90	875,442.20
NVR INC	29	7,156.64	207,542.56
ON HOLDING AG-CLASS A	32,231	41.40	1,334,363.40
PULTEGROUP INC	2,550	113.88	290,394.00
PVH CORP	13,944	76.08	1,060,859.52

RALPH LAUREN CORP	340	324.10	110,194.00
TAYLOR MORRISON HOME CORP	1,613	57.80	93,231.40
TOPBUILD CORP	236	403.58	95,244.88
ADT INC	11,256	8.03	90,385.68
AIRBNB INC-CLASS A	17,346	117.60	2,039,889.60
BOOKING HOLDINGS INC	585	4,804.01	2,810,345.85
CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	7,964	30.53	243,140.92
DOORDASH INC - A	21,322	210.65	4,491,479.30
EXPEDIA GROUP INC	1,419	244.16	346,463.04
MCDONALD'S CORP	2,243	304.90	683,890.70
TRIP.COM GROUP LTD-ADR	36,986	70.89	2,621,937.54
VIKING HOLDINGS LTD	2,273	57.26	130,151.98
ALPHABET INC-CL A	60,180	285.02	17,152,503.60
ALPHABET INC-CL C	39,408	285.60	11,254,924.80
COMCAST CORP-CLASS A	7,078	27.22	192,663.16
ELECTRONIC ARTS INC	1,158	200.77	232,491.66
FOX CORP - CLASS B	7,578	58.06	439,978.68
LIBERTY MEDIA CORP-FORMULA-C	12,882	97.73	1,258,957.86
META PLATFORMS INC-CLASS A	25,097	602.01	15,108,644.97
NETFLIX INC	11,560	110.29	1,274,952.40
NEW YORK TIMES CO-A	2,012	62.97	126,695.64
PINTEREST INC- CLASS A	5,516	25.52	140,768.32
SPOTIFY TECHNOLOGY SA	7,033	640.62	4,505,480.46
TKO GROUP HOLDINGS INC	9,200	184.75	1,699,700.00
WALT DISNEY CO/THE	14,315	105.69	1,512,952.35
ALIBABA GROUP HOLDING-SP ADR	3,974	157.71	626,739.54
AMAZON.COM INC	50,833	232.87	11,837,480.71
AUTOZONE INC	1,724	3,855.26	6,646,468.24
BEST BUY CO INC	712	74.65	53,150.80
COUPANG INC	104,069	27.81	2,894,158.89
EBAY INC	3,674	82.16	301,855.84
HOME DEPOT INC	1,995	358.03	714,269.85
LKQ CORP	38,546	29.89	1,152,139.94
MERCADOLIBRE INC	2,207	2,057.72	4,541,388.04
O'REILLY AUTOMOTIVE INC	9,196	99.56	915,553.76
PDD HOLDINGS INC	10,058	129.04	1,297,884.32

ROSS STORES INC	1, 175	159. 41	187, 306. 75
TJX COMPANIES INC	28, 151	145. 18	4, 086, 962. 18
TRACTOR SUPPLY COMPANY	1, 090	53. 68	58, 511. 20
ULTA BEAUTY INC	1, 613	509. 57	821, 936. 41
WILLIAMS-SONOMA INC	684	181. 32	124, 022. 88
COSTCO WHOLESALE CORP	3, 011	912. 59	2, 747, 808. 49
DOLLAR GENERAL CORP	27, 916	103. 15	2, 879, 535. 40
KROGER CO	10, 057	66. 10	664, 767. 70
SPROUTS FARMERS MARKET INC	1, 734	82. 58	143, 193. 72
TARGET CORP	1, 952	88. 48	172, 712. 96
US FOODS HOLDING CORP	1, 441	71. 24	102, 656. 84
WALMART INC	13, 334	102. 95	1, 372, 735. 30
ALTRIA GROUP INC	17, 229	58. 13	1, 001, 521. 77
COCA-COLA CO/THE	8, 732	70. 68	617, 177. 76
HERSHEY CO/THE	1, 797	179. 00	321, 663. 00
HORMEL FOODS CORP	4, 217	22. 28	93, 954. 76
KELLANOVA	3, 311	83. 33	275, 905. 63
MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	3, 147	64. 57	203, 201. 79
MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	8, 668	55. 57	481, 680. 76
MONSTER BEVERAGE CORP	22, 349	71. 84	1, 605, 552. 16
PEPSICO INC	28, 966	147. 83	4, 282, 043. 78
PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	4, 586	152. 76	700, 557. 36
TYSON FOODS INC-CL A	25, 198	53. 11	1, 338, 265. 78
CLOROX COMPANY	1, 639	101. 21	165, 883. 19
COLGATE-PALMOLIVE CO	10, 308	78. 81	812, 373. 48
KIMBERLY-CLARK CORP	4, 856	103. 66	503, 372. 96
PROCTER & GAMBLE CO/THE	16, 588	145. 82	2, 418, 862. 16
ABBOTT LABORATORIES	9, 643	130. 03	1, 253, 879. 29
ALIGN TECHNOLOGY INC	808	132. 61	107, 148. 88
BAXTER INTERNATIONAL INC	140, 462	17. 77	2, 496, 009. 74
BOSTON SCIENTIFIC CORP	16, 958	101. 76	1, 725, 646. 08
CARDINAL HEALTH INC	8, 620	206. 18	1, 777, 271. 60
CENCORA INC	2, 584	365. 00	943, 160. 00
CVS HEALTH CORP	42, 785	78. 41	3, 354, 771. 85
EDWARDS LIFESCIENCES CORP	7, 333	84. 74	621, 398. 42
ELEVANCE HEALTH INC	6, 808	330. 91	2, 252, 835. 28

HCA HEALTHCARE INC	10,565	477.10	5,040,561.50
HUMANA INC	7,784	234.11	1,822,312.24
INSULET CORP	629	328.02	206,324.58
INTUITIVE SURGICAL INC	689	546.71	376,683.19
MCKESSON CORP	1,771	855.23	1,514,612.33
MEDTRONIC PLC	5,969	96.28	574,695.32
RESMED INC	1,339	244.71	327,666.69
THE CIGNA GROUP	11,394	271.33	3,091,534.02
UNITEDHEALTH GROUP INC	11,820	320.52	3,788,546.40
UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	9,358	226.50	2,119,587.00
VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	1,302	277.01	360,667.02
ABBVIE INC	13,528	234.00	3,165,552.00
AGILENT TECHNOLOGIES INC	2,198	144.52	317,654.96
ASTRAZENECA PLC-SPONS ADR	15,951	89.40	1,426,019.40
BIOGEN INC	1,375	164.68	226,435.00
BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	14,407	54.46	784,605.22
BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	84,445	46.81	3,952,870.45
ELI LILLY & CO	1,448	1,021.70	1,479,421.60
EXACT SCIENCES CORP	1,872	67.15	125,704.80
GILEAD SCIENCES INC	10,350	124.09	1,284,331.50
INCYTE CORP	7,508	104.17	782,108.36
JOHNSON & JOHNSON	26,013	199.58	5,191,674.54
MEDPACE HOLDINGS INC	183	585.76	107,194.08
MERCK & CO. INC.	26,128	92.86	2,426,246.08
METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,708	1,388.96	2,372,343.68
REGENERON PHARMACEUTICALS	586	704.31	412,725.66
UNITED THERAPEUTICS CORP	603	471.92	284,567.76
VERTEX PHARMACEUTICALS INC	799	434.02	346,781.98
WATERS CORP	642	377.98	242,663.16
ZOETIS INC	3,525	118.80	418,770.00
BANK OF AMERICA CORP	65,508	51.48	3,372,351.84
CITIGROUP INC	33,908	98.19	3,329,426.52
HDFC BANK LTD-ADR	108,862	36.84	4,010,476.08
ICICI BANK LTD-SPON ADR	87,127	31.07	2,707,035.89
JPMORGAN CHASE & CO	8,599	300.37	2,582,881.63
NU HOLDINGS LTD/CAYMAN ISL-A	122,940	15.60	1,917,864.00

WELLS FARGO & CO	18,594	83.42	1,551,111.48
AMERIPRISE FINANCIAL INC	480	440.80	211,584.00
APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC	1,810	124.34	225,055.40
BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	1,207	503.26	607,434.82
BLACKROCK INC	608	1,023.80	622,470.40
BLACKSTONE INC	4,267	138.42	590,638.14
BLOCK INC	26,490	58.89	1,559,996.10
CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	11,110	201.01	2,233,221.10
CBOE GLOBAL MARKETS INC	3,543	257.87	913,633.41
CME GROUP INC	21,700	279.13	6,057,121.00
COREBRIDGE FINANCIAL INC	48,964	27.83	1,362,668.12
FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	676	273.65	184,987.40
FISERV INC	2,995	62.70	187,786.50
GLOBAL PAYMENTS INC	19,724	72.58	1,431,567.92
JACK HENRY & ASSOCIATES INC	498	163.64	81,492.72
LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	1,156	361.40	417,778.40
MASTERCARD INC - A	20,513	536.85	11,012,404.05
MOODY'S CORP	14,191	472.12	6,699,854.92
MSCI INC	5,853	557.93	3,265,564.29
NASDAQ INC	1,661	85.70	142,347.70
NMI HOLDINGS INC	3,671	36.62	134,432.02
PAYPAL HOLDINGS INC	1,725	61.89	106,760.25
SCHWAB (CHARLES) CORP	3,688	91.91	338,964.08
TOAST INC-CLASS A	3,056	34.71	106,073.76
VISA INC-CLASS A SHARES	15,074	325.75	4,910,355.50
AFLAC INC	4,191	112.27	470,523.57
ALLSTATE CORP	2,574	209.21	538,506.54
AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	1,402	138.89	194,723.78
AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	6,342	76.46	484,909.32
ARCH CAPITAL GROUP LTD	3,774	91.81	346,490.94
AXIS CAPITAL HOLDINGS LTD	1,161	100.71	116,924.31
BROWN & BROWN INC	3,041	80.71	245,439.11
CINCINNATI FINANCIAL CORP	1,238	161.44	199,862.72
ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	761	287.28	218,620.08
HARTFORD INSURANCE GROUP INC	3,584	132.06	473,303.04
MARSH & MCLENNAN COS	2,482	180.87	448,919.34

METLIFE INC	19,584	75.53	1,479,179.52
PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	2,038	81.01	165,098.38
PROGRESSIVE CORP	6,575	225.35	1,481,676.25
REINSURANCE GROUP OF AMERICA	295	184.10	54,309.50
TRAVELERS COS INC/THE	1,756	284.51	499,599.56
ACCENTURE PLC-CL A	22,867	241.33	5,518,493.11
ADOBE INC	6,310	325.07	2,051,191.70
AKAMAI TECHNOLOGIES INC	2,107	87.62	184,615.34
AMDOCS LTD	29,736	75.05	2,231,686.80
ATLASSIAN CORP-CL A	1,086	146.02	158,577.72
AUTODESK INC	4,628	291.96	1,351,190.88
CADENCE DESIGN SYS INC	2,391	311.29	744,294.39
COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	47,826	71.17	3,403,776.42
CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	2,084	529.78	1,104,061.52
DOCUSIGN INC	2,534	64.67	163,873.78
DYNATRACE INC	1,656	45.15	74,768.40
FORTINET INC	4,089	81.94	335,052.66
GODADDY INC - CLASS A	6,331	125.19	792,577.89
HUBSPOT INC	625	369.10	230,687.50
INTUIT INC	1,588	645.98	1,025,816.24
MICROSOFT CORP	47,492	507.49	24,101,715.08
NUTANIX INC - A	1,758	64.60	113,566.80
ORACLE CORP	18,519	219.86	4,071,587.34
PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	3,475	171.25	595,093.75
PALO ALTO NETWORKS INC	906	202.90	183,827.40
ROPER TECHNOLOGIES INC	202	443.88	89,663.76
SALESFORCE INC	6,960	237.03	1,649,728.80
SERVICENOW INC	3,893	835.79	3,253,730.47
SHOPIFY INC - CLASS A	14,631	139.93	2,047,315.83
SYNOPSYS INC	721	390.24	281,363.04
VERISIGN INC	3,305	250.19	826,877.95
WIX.COM LTD	507	124.22	62,979.54
WORKDAY INC-CLASS A	1,793	224.95	403,335.35
ZOOM COMMUNICATIONS INC	1,239	81.86	101,424.54
AMPHENOL CORP-CL A	9,238	132.33	1,222,464.54
APPLE INC	46,557	267.46	12,452,135.22

ARISTA NETWORKS INC	10,701	127.26	1,361,809.26
AVNET INC	19,283	44.99	867,542.17
CISCO SYSTEMS INC	44,716	77.78	3,478,010.48
CORNING INC	11,318	81.06	917,437.08
F5 INC	2,035	228.64	465,282.40
KEYSIGHT TECHNOLOGIES INC	5,206	175.51	913,705.06
MOTOROLA SOLUTIONS INC	1,767	377.69	667,378.23
NETAPP INC	2,601	106.80	277,786.80
PURE STORAGE INC - CLASS A	3,480	84.15	292,842.00
SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	13,638	261.38	3,564,700.44
TE CONNECTIVITY PLC	10,604	234.21	2,483,562.84
ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	1,166	232.71	271,339.86
AT&T INC	17,856	25.47	454,792.32
T-MOBILE US INC	4,234	215.84	913,866.56
EDISON INTERNATIONAL	1,859	57.76	107,375.84
EXELON CORP	12,272	46.60	571,875.20
NRG ENERGY INC	2,520	163.21	411,289.20
P G & E CORP	12,844	16.33	209,742.52
VISTRA CORP	339	175.00	59,325.00
ADVANCED MICRO DEVICES	1,486	240.52	357,412.72
ANALOG DEVICES INC	6,342	229.94	1,458,279.48
APPLIED MATERIALS INC	18,457	228.71	4,221,300.47
BROADCOM INC	13,255	342.65	4,541,825.75
ENPHASE ENERGY INC	2,833	27.53	77,992.49
KLA CORP	218	1,133.70	247,146.60
LAM RESEARCH CORP	9,888	147.46	1,458,084.48
MICROCHIP TECHNOLOGY INC	1,478	51.70	76,412.60
MICRON TECHNOLOGY INC	1,982	241.95	479,544.90
MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	118	897.01	105,847.18
NVIDIA CORP	59,800	186.60	11,158,680.00
NXP SEMICONDUCTORS NV	509	190.51	96,969.59
ON SEMICONDUCTOR	2,689	46.02	123,747.78
QUALCOMM INC	12,910	166.75	2,152,742.50
SKYWORKS SOLUTIONS INC	30,954	63.16	1,955,054.64
TAIWAN SEMICONDUCTOR-SP ADR	65,622	282.01	18,506,060.22
TERADYNE INC	1,803	167.44	301,894.32

	TEXAS INSTRUMENTS INC	2,278	154.99	353,067.22
	CBRE GROUP INC - A	789	149.41	117,884.49
	米ドル 計	3,776,205		463,982,409.06 (72,075,027,423)
カナダドル	ARC RESOURCES LTD	8,860	24.67	218,576.20
	GIBSON ENERGY INC	9,674	23.65	228,790.10
	TOURMALINE OIL CORP	3,945	60.06	236,936.70
	BARRICK MINING CORP	7,293	51.98	379,090.14
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	2,087	84.56	176,476.72
	CENTERRA GOLD INC	11,113	16.60	184,475.80
	MDA SPACE LTD	5,121	21.44	109,794.24
	AIR CANADA	12,195	17.89	218,168.55
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	1,912	134.09	256,380.08
	MAGNA INTERNATIONAL INC	44,918	67.16	3,016,692.88
	DOLLARAMA INC	7,969	196.58	1,566,546.02
	WESTON (GEORGE) LTD	3,060	93.56	286,293.60
	ROYAL BANK OF CANADA	2,483	206.93	513,807.19
	INTACT FINANCIAL CORP	3,317	285.72	947,733.24
	MANULIFE FINANCIAL CORP	8,673	47.48	411,794.04
	SUN LIFE FINANCIAL INC	3,029	83.02	251,467.58
	カナダドル 計	135,649		9,003,023.08 (995,284,201)
ブラジルリアル	AMBEV SA	323,296	13.76	4,448,552.96
	ブラジルリアル 計	323,296		4,448,552.96 (129,648,182)
ユーロ	GAZTRANSPORT ET TECHNIGA SA	1,110	178.10	197,691.00
	SHELL PLC	53,284	32.57	1,735,726.30
	TENARIS SA	6,621	17.49	115,834.39
	ARCELORMITTAL	61,079	34.22	2,090,123.38
	BASF SE	41,214	42.57	1,754,479.98
	DSM-FIRMENICH AG	2,992	70.72	211,594.24
	AIRBUS SE	7,096	207.30	1,471,000.80
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	95,000	34.90	3,315,500.00
	LEGRAND SA	5,590	130.00	726,700.00
	REXEL SA	61,204	31.47	1,926,089.88
	SAFRAN SA	397	305.90	121,442.30

SCHNEIDER ELECTRIC SE	14,960	232.00	3,470,720.00
SIEMENS AG-REG	4,711	223.00	1,050,553.00
SIEMENS ENERGY AG	910	114.25	103,967.50
BUREAU VERITAS SA	4,122	27.96	115,251.12
RANDSTAD NV	38,884	33.53	1,303,780.52
MERCEDES-BENZ GROUP AG	3,946	58.52	230,919.92
MICHELIN (CGDE)	49,687	28.16	1,399,185.92
VALEO	10,026	12.23	122,668.11
HERMES INTERNATIONAL	940	2,125.00	1,997,500.00
LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUITTON SE	8,145	624.00	5,082,480.00
MONCLER SPA	36,423	56.04	2,041,144.92
ACCOR SA	9,318	46.01	428,721.18
SCOUT24 SE	6,530	86.30	563,539.00
VIVENDI SE	24,991	2.92	72,973.72
DANONE	5,081	78.26	397,639.06
HEINEKEN NV	11,288	69.48	784,290.24
PERNOD RICARD SA	4,472	81.36	363,841.92
HENKEL AG & CO KGAA VOR-PREF	1,208	70.54	85,212.32
ESSILORLUXOTTICA	2,591	315.60	817,719.60
FRESENIUS MEDICAL CARE AG	43,958	40.09	1,762,276.22
SIEMENS HEALTHINEERS AG	15,379	41.78	642,534.62
SANOFI	29,016	89.89	2,608,248.24
ABN AMRO BANK NV-CVA	6,391	27.32	174,602.12
AIB GROUP PLC	28,579	8.46	241,778.34
BANCA MONTE DEI PASCHI SIENA	41,960	8.73	366,352.76
BANCO DE SABADELL SA	62,899	3.16	199,012.43
BANK OF IRELAND GROUP PLC	86,608	15.36	1,330,298.88
BAWAG GROUP AG	954	112.70	107,515.80
BNP PARIBAS	33,974	68.30	2,320,424.20
BPER BANCA SPA	11,090	10.43	115,668.70
CREDIT AGRICOLE SA	6,987	16.22	113,329.14
FINECOBANK SPA	4,698	21.05	98,892.90
ING GROEP NV	188,582	22.09	4,165,776.38
RAIFFEISEN BANK INTERNATIONAL	3,252	32.02	104,129.04
SOCIETE GENERALE SA	8,833	58.14	513,550.62
UNICREDIT SPA	3,679	64.01	235,492.79

	AMUNDI SA	13,118	66.60	873,658.80
	EURONEXT NV	1,141	126.00	143,766.00
	AEGON LTD	29,514	6.70	197,979.91
	HANNOVER RUECK SE	846	257.20	217,591.20
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	2,919	540.60	1,578,011.40
	NN GROUP NV	5,263	61.34	322,832.42
	SAMPO OYJ-A SHS	23,835	9.99	238,159.32
	CAPGEMINI SE	3,332	131.70	438,824.40
	NEMETSCHEK SE	963	89.15	85,851.45
	NOKIA OYJ	428,625	5.77	2,476,595.25
	ELISA OYJ	1,100	38.46	42,306.00
	KONINKLIJKE KPN NV	159,957	3.90	624,632.08
	ORANGE	36,808	14.03	516,416.24
	ENEL SPA	243,376	9.08	2,210,340.83
	ASML HOLDING NV	6,176	876.40	5,412,646.40
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	3,290	34.38	113,110.20
	LEG IMMOBILIEN SE	1,055	63.75	67,256.25
	ユーロ計	2,111,977		64,758,151.65 (11,655,172,133)
英ポンド	GLENORE PLC	21,971	3.63	79,941.48
	RIO TINTO PLC	8,877	53.98	479,180.46
	BAE SYSTEMS PLC	19,383	18.05	349,863.15
	INTERTEK GROUP PLC	15,850	48.58	769,993.00
	EASYJET PLC	17,125	4.61	78,980.50
	INTL CONSOLIDATED AIRLINE-DI	22,331	3.81	85,081.11
	COMPASS GROUP PLC	46,380	24.44	1,133,527.20
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROUP	27,167	96.34	2,617,268.78
	SAINSBURY (J) PLC	437,818	3.18	1,393,136.87
	DIAGEO PLC	86,430	17.77	1,536,293.25
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	34,241	58.92	2,017,479.72
	UNILEVER PLC	39,575	44.66	1,767,419.50
	BARCLAYS PLC	568,789	4.10	2,336,585.21
	HSBC HOLDINGS PLC	291,527	10.93	3,187,556.21
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	1,516,449	0.90	1,377,542.27
	NATWEST GROUP PLC	300,224	5.98	1,795,939.96
	STANDARD CHARTERED PLC	39,004	15.98	623,283.92

	3I GROUP PLC	1,962	33.99	66,688.38	
	BEAZLEY PLC	9,212	8.93	82,263.16	
	VODAFONE GROUP PLC	783,487	0.93	733,500.52	
	CENTRICA PLC	94,973	1.66	157,892.61	
	DRAX GROUP PLC	14,211	7.45	105,943.00	
	英ポンド 計	4,396,986		22,775,360.26 (4,652,778,347)	
スイスフラン	AMRIZE LTD	2,901	38.60	111,978.60	
	HOLCIM LTD	2,901	71.30	206,841.30	
	ABB LTD-REG	11,202	56.40	631,792.80	
	ACCELLERON INDUSTRIES AG	1,621	63.20	102,447.20	
	GEBERIT AG-REG	2,800	616.80	1,727,040.00	
	SGS SA-REG	1,555	90.84	141,256.20	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	17,157	169.60	2,909,827.20	
	NESTLE SA-REG	47,567	79.87	3,799,176.29	
	SONOVA HOLDING AG-REG	616	199.65	122,984.40	
	NOVARTIS AG-REG	18,042	105.78	1,908,482.76	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	13,187	287.20	3,787,306.40	
	JULIUS BAER GROUP LTD	23,486	57.58	1,352,323.88	
	UBS GROUP AG-REG	53,927	30.88	1,665,265.76	
	SWISS RE AG	1,467	141.55	207,653.85	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	746	568.20	423,877.20	
LOGITECH INTERNATIONAL-REG	2,733	90.62	247,664.46		
	スイスフラン 計	201,908		19,345,918.30 (3,774,388,660)	
スウェーデン ローネ	BOLIDEN AB	2,711	425.90	1,154,614.90	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	5,966	138.45	825,992.70	
	ESSITY AKTIEBOLAG-B	4,777	261.80	1,250,618.60	
	スウェーデンローネ 計	13,454		3,231,226.20 (52,959,797)	
ノルウェー ローネ	EQUINOR ASA	25,414	246.80	6,272,175.20	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	24,325	248.95	6,055,708.75	
	ORKLA ASA	5,435	106.30	577,740.50	
	STOREBRAND ASA	7,155	159.30	1,139,791.50	
	TELENOR ASA	56,712	144.20	8,177,870.40	
	ノルウェーローネ 計	119,041		22,223,286.35	

				(341,127,445)
デンマーククローネ	DSV A/S	17,394	1,399.50	24,342,903.00
	PANDORA A/S	1,609	761.80	1,225,736.20
	DEMANT A/S	4,019	214.00	860,066.00
	GENMAB A/S	1,233	1,975.50	2,435,791.50
	ZEALAND PHARMA A/S	1,357	524.40	711,610.80
デンマーククローネ 計		25,612		29,576,107.50 (712,784,190)
オーストラリアドル	BHP GROUP LTD	36,045	42.48	1,531,191.60
	REGIS RESOURCES LTD	41,579	6.84	284,400.36
	SOUTH32 LTD	288,621	3.18	917,814.78
	BRAMBLES LTD	47,358	23.47	1,111,492.26
	TECHNOLOGY ONE LTD	4,884	35.34	172,600.56
	TELSTRA GROUP LTD	126,748	4.93	624,867.64
オーストラリアドル 計		545,235		4,642,367.20 (467,579,224)
ニュージーランドドル	MERIDIAN ENERGY LTD	22,025	5.95	131,048.75
ニュージーランドドル 計		22,025		131,048.75 (11,507,390)
香港ドル	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	29,000	89.05	2,582,450.00
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP LIMITED	331,052	41.34	13,685,689.68
	MEITUAN-B	129,098	100.30	12,948,529.40
	KUAISHOU TECHNOLOGY	82,600	66.80	5,517,680.00
	ALIBABA GROUP HOLDING LTD	55,200	154.90	8,550,480.00
	WH GROUP LTD	267,500	8.78	2,348,650.00
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	155,000	39.42	6,110,100.00
	HKT TRUST AND HKT LTD-SS	218,000	11.97	2,609,460.00
	CLP HOLDINGS LTD	16,500	69.00	1,138,500.00
	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	26,000	51.60	1,341,600.00
	CHINA OVERSEAS LAND & INVEST	930,500	13.64	12,692,020.00
	CK ASSET HOLDINGS LTD	50,500	40.48	2,044,240.00
香港ドル 計		2,290,950		71,569,399.08 (1,429,956,593)
シンガポールドル	SINGAPORE TECH ENGINEERING	123,200	8.68	1,069,376.00
	YANGZIJIANG SHIPBUILDING	313,500	3.42	1,072,170.00

	DBS GROUP HOLDINGS LTD	33,053	54.00	1,784,862.00	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	20,700	18.39	380,673.00	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	31,400	34.08	1,070,112.00	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	65,300	4.88	318,664.00	
	シンガポールドル 計	587,153		5,695,857.00	(678,604,402)
タイバーツ	KASIKORNBANK PCL-NVDR	80,633	185.50	14,957,421.50	
	SCB X PCL-NVDR	44,134	129.00	5,693,286.00	
	タイバーツ 計	124,767		20,650,707.50	(98,710,381)
韓国ウォン	KAKAOBANK CORP	15,335	21,700.00	332,769,500.00	
	SHINHAN FINANCIAL GROUP LTD	20,285	78,200.00	1,586,287,000.00	
	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	93,188	100,600.00	9,374,712,800.00	
	韓国ウォン 計	128,808		11,293,769,300.00	(1,198,268,922)
新台湾ドル	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING	152,293	1,445.00	220,063,385.00	
	新台湾ドル 計	152,293		220,063,385.00	(1,096,685,879)
イスラエルシェケル	ELBIT SYSTEMS LTD	1,606	1,665.00	2,673,990.00	
	BANK HAPOLIM BM	38,742	69.43	2,689,857.06	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	27,423	68.56	1,880,120.88	
	PHOENIX FINANCIAL LTD	16,362	140.10	2,292,316.20	
	イスラエルシェケル 計	84,133		9,536,284.14	(453,979,574)
	合計	15,039,492		99,824,462,743	(99,824,462,743)

②株式以外の有価証券  
次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約権証券	カナダドル	CONSTELLATION SOFTWARE INC	68.00	0.00	
	カナダドル 計		68.00	0.00 (0)	
新株予約権証券合計				0.00 (0)	
投資証券	米ドル	AMERICAN TOWER CORP	1,420	256,267.40	
		AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,124	199,521.24	
		CROWN CASTLE INC	3,245	293,834.75	
		EQUINIX INC	250	194,220.00	
		MID-AMERICA APARTMENT COMMUNITIES	927	120,760.29	
		RYMAN HOSPITALITY PROPERTIES	1,009	93,433.40	
		VICI PROPERTIES INC	4,087	123,141.31	
		WELLTOWER INC	3,814	752,387.78	
	米ドル 計		15,876	2,033,566.17 (315,894,168)	
	オーストラリアドル	CHARTER HALL GROUP	5,660	125,821.80	
オーストラリアドル 計		5,660	125,821.80 (12,672,771)		
投資証券合計				328,566,939 (328,566,939)	
合計				328,566,939 (328,566,939)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の( )内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	株式 312 銘柄	99.6%	-	72.0%
	投資証券 8 銘柄	-	0.4%	0.3%
カナダドル	株式 16 銘柄	100.0%	-	1.0%
	新株予約権証券 1 銘柄	-	0.0%	0.0%
ブラジルレアル	株式 1 銘柄	100.0%	-	0.1%
ユーロ	株式 64 銘柄	100.0%	-	11.6%
英ポンド	株式 22 銘柄	100.0%	-	4.6%
スイスフラン	株式 16 銘柄	100.0%	-	3.8%
スウェーデンクローネ	株式 3 銘柄	100.0%	-	0.1%
ノルウェークローネ	株式 5 銘柄	100.0%	-	0.3%
デンマーククローネ	株式 5 銘柄	100.0%	-	0.7%
オーストラリアドル	株式 6 銘柄	97.4%	-	0.5%
	投資証券 1 銘柄	-	2.6%	0.0%
ニュージーランドドル	株式 1 銘柄	100.0%	-	0.0%
香港ドル	株式 12 銘柄	100.0%	-	1.4%
シンガポールドル	株式 6 銘柄	100.0%	-	0.7%
タイバーツ	株式 2 銘柄	100.0%	-	0.1%
韓国ウォン	株式 3 銘柄	100.0%	-	1.2%
新台湾ドル	株式 1 銘柄	100.0%	-	1.1%
イスラエルシェケル	株式 4 銘柄	100.0%	-	0.5%

4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

5. 投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

貸借対照表

(単位：円)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	1,190,876,260	708,027,959
国債証券	6,771,058,075	7,421,779,706
地方債証券	1,607,504,900	-
特殊債券	974,077,280	-
社債券	2,078,135,200	4,084,713,900
派生商品評価勘定	860,000	-
未収入金	99,473,000	192,046,000
未収利息	22,265,071	34,062,970
前払費用	2,161,261	9,619,810
差入委託証拠金	36,229,796	5,478,475
流動資産合計	12,782,640,843	12,455,728,820
資産合計	12,782,640,843	12,455,728,820
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	3,177,465	1,293,475
未払金	99,485,000	186,656,000
未払解約金	7,825,323	654,900
流動負債合計	110,487,788	188,604,375
負債合計	110,487,788	188,604,375
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	9,296,749,491	9,361,534,884
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	3,375,403,564	2,905,589,561
元本等合計	12,672,153,055	12,267,124,445
純資産合計	12,672,153,055	12,267,124,445
負債純資産合計	12,782,640,843	12,455,728,820

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券 組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</li> </ul>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
<p>開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	<p>同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資 信託の元本額	8,587,056,257 円	9,296,749,491 円
期中追加設定元本額	1,392,719,420 円	1,013,133,719 円
期中一部解約元本額	683,026,186 円	948,348,326 円
元本の内訳		
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅡ (適格機関投資家限定)	2,010,542,835 円	2,244,031,236 円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅢ (適格機関投資家限定)	178,801,061 円	161,781,818 円
ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅠ－Ⅰ (適格機関投資家限定)	6,276,698,356 円	6,292,741,368 円
ラッセル・インベストメントDC国内債券F (運用会社厳選型)	692,008,491 円	517,919,971 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	16,070,363 円	12,523,599 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	88,562,068 円	100,056,120 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	34,066,317 円	32,480,772 円
計	9,296,749,491 円	9,361,534,884 円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受 益権の総数	9,296,749,491 円	9,361,534,884 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、流動性リスクに晒されております。  デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。  ・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。  ・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。  ・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および／またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△246,244,130	△286,169,716
地方債証券	△25,402,900	0
特殊債券	△16,645,860	0
社債券	△11,113,100	△25,651,100
合計	△299,405,990	△311,820,816

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	303,138,000	—	299,964,000	△3,174,000
	売建	143,710,000	—	142,850,000	860,000
合計		446,848,000	—	442,814,000	△2,314,000

(2025年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	367,949,020	—	366,660,000	△1,289,020
合計		367,949,020	—	366,660,000	△1,289,020

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023年11月21日 至 2024年11月18日	自 2024年11月19日 至 2025年11月18日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1口当たり純資産額	1.3631円	1.3104円
(1万口当たり純資産額)	(13,631円)	(13,104円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	第474回 利付国債(2年)	60,000,000	59,847,000	
	第477回 利付国債(2年)	555,000,000	555,965,700	
	第157回 利付国債(5年)	325,000,000	319,475,000	
	第163回 利付国債(5年)	100,000,000	98,345,000	
	第168回 利付国債(5年)	110,000,000	108,336,800	
	第178回 利付国債(5年)	340,000,000	337,130,400	
	第179回 利付国債(5年)	190,000,000	188,103,800	
	第180回 利付国債(5年)	390,000,000	387,796,500	
	第181回 利付国債(5年)	246,000,000	246,558,420	
	第2回 利付国債(40年)	52,000,000	44,933,200	
	第3回 利付国債(40年)	15,000,000	12,747,300	
	第4回 利付国債(40年)	266,000,000	220,455,480	
	第5回 利付国債(40年)	35,000,000	27,263,950	
	第13回 利付国債(40年)	46,000,000	19,965,840	
	第15回 利付国債(40年)	47,000,000	23,857,200	
	第16回 利付国債(40年)	37,000,000	20,478,020	
	第17回 利付国債(40年)	121,000,000	87,843,580	
	第18回 利付国債(40年)	128,000,000	116,349,440	
	第355回 利付国債(10年)	10,000,000	9,646,900	
	第362回 利付国債(10年)	100,000,000	93,970,000	
	第365回 利付国債(10年)	100,000,000	92,710,000	
	第367回 利付国債(10年)	49,000,000	45,291,680	
	第369回 利付国債(10年)	434,000,000	406,072,100	
	第375回 利付国債(10年)	178,000,000	170,637,920	
	第377回 利付国債(10年)	54,000,000	51,854,580	
	第378回 利付国債(10年)	200,000,000	194,932,000	
第379回 利付国債(10年)	350,000,000	343,238,000		

第380回 利付国債（10年）	230,000,000	229,130,600	
第23回 利付国債（30年）	80,000,000	85,129,600	
第28回 利付国債（30年）	42,000,000	44,055,480	
第29回 利付国債（30年）	155,000,000	160,023,550	
第30回 利付国債（30年）	165,000,000	167,476,650	
第31回 利付国債（30年）	86,000,000	85,636,220	
第32回 利付国債（30年）	150,000,000	150,160,500	
第33回 利付国債（30年）	134,000,000	128,275,520	
第34回 利付国債（30年）	152,000,000	148,259,280	
第36回 利付国債（30年）	27,000,000	25,258,500	
第44回 利付国債（30年）	10,000,000	8,538,200	
第46回 利付国債（30年）	10,000,000	8,154,600	
第47回 利付国債（30年）	15,000,000	12,401,700	
第52回 利付国債（30年）	62,000,000	39,327,840	
第61回 利付国債（30年）	188,000,000	116,402,080	
第66回 利付国債（30年）	38,000,000	20,660,220	
第67回 利付国債（30年）	8,000,000	4,569,040	
第69回 利付国債（30年）	30,000,000	17,268,600	
第72回 利付国債（30年）	198,000,000	111,030,480	
第74回 利付国債（30年）	41,000,000	24,734,480	
第75回 利付国債（30年）	18,000,000	11,745,900	
第77回 利付国債（30年）	2,000,000	1,401,480	
第80回 利付国債（30年）	17,000,000	12,417,480	
第81回 利付国債（30年）	5,000,000	3,458,550	
第82回 利付国債（30年）	11,000,000	7,992,930	
第83回 利付国債（30年）	11,000,000	8,787,130	
第84回 利付国債（30年）	76,000,000	59,200,200	
第87回 利付国債（30年）	80,000,000	72,652,000	
第88回 利付国債（30年）	69,000,000	67,860,120	
第160回 利付国債（20年）	50,000,000	43,793,000	
第162回 利付国債（20年）	77,000,000	65,801,120	
第167回 利付国債（20年）	6,000,000	4,881,780	
第170回 利付国債（20年）	34,000,000	26,216,040	
第176回 利付国債（20年）	59,000,000	44,731,440	
第179回 利付国債（20年）	27,000,000	19,991,070	
第181回 利付国債（20年）	29,000,000	22,708,450	

	第183回 利付国債(20年)	13,000,000	10,940,930	
	第186回 利付国債(20年)	31,000,000	26,128,350	
	第187回 利付国債(20年)	129,000,000	104,513,220	
	第188回 利付国債(20年)	88,000,000	74,619,600	
	第189回 利付国債(20年)	42,000,000	37,242,660	
	第191回 利付国債(20年)	40,000,000	35,774,800	
	第192回 利付国債(20年)	284,000,000	269,751,720	
	第193回 利付国債(20年)	105,000,000	101,015,250	
	第194回 利付国債(20年)	38,000,000	37,586,940	
	第1335回 国庫短期証券	190,000,000	189,875,360	
	第26回 利付国債(物価連動・10年)	100,000,000	116,945,600	
	第28回 利付国債(物価連動・10年)	68,000,000	73,447,636	
国債証券合計		8,058,000,000	7,421,779,706	
社債券	第41回 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債	100,000,000	99,591,000	
	第25回 クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債(2024)	100,000,000	99,457,000	
	第10回 エイチエスビーシー・ホールディングス・ピーエルシー	100,000,000	99,865,000	
	第27回 ルノー円貨社債(2025)	200,000,000	199,952,000	
	第16回 西松建設株式会社無担保社債	100,000,000	99,585,000	
	第10回 五洋建設株式会社無担保社債	100,000,000	99,689,000	
	第7回 日鉄興和不動産株式会社無担保社債	100,000,000	98,029,000	
	第10回 中央日本土地建物グループ株式会社無担保社債	100,000,000	98,652,000	
	第3回 東急不動産ホールディングス株式会社利払繰延条項・期限	100,000,000	100,111,000	
	第3回 住友化学株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	103,533,000	
	第1回 全共連第4回 劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項・	30,000,000	29,865,900	
	第2回 武田薬品工業株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無	100,000,000	99,436,000	
	第27回 LINEヤフー株式会社無担保社債	100,000,000	99,098,000	
	第5回 ENEOSホールディングス株式会社利払繰延条項・期限	100,000,000	95,682,000	
	第3回 インフロニア・ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	96,864,000	
	第3回 東海カーボン株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無	100,000,000	99,172,000	

第3回 株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ期限前償還条	100,000,000	99,302,000	
第3回 パナソニック株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無	100,000,000	91,981,000	
第9回 株式会社横浜フィナンシャルグループ期限前償還条項付無	100,000,000	99,519,000	
第1回 日本生命第6回 劣後ローン流動化株式会社利払繰延条項	100,000,000	93,579,000	
第1回 株式会社ゼンショーホールディングス利払繰延条項・期限	100,000,000	99,900,000	
第2回 ニプロ株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	100,666,000	
第8回 イオン株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保社	100,000,000	91,043,000	
第27回 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ任意償還	100,000,000	100,041,000	
第7回 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社無担保社債	100,000,000	99,068,000	
第22回 株式会社三井住友フィナンシャルグループ任意償還条項	100,000,000	100,161,000	
第15回 株式会社三井住友フィナンシャルグループ期限前償還条	100,000,000	99,302,000	
第3回 株式会社群馬銀行期限前償還条項付無担保社債	100,000,000	100,057,000	
第17回 株式会社みずほフィナンシャルグループ無担保社債	100,000,000	99,606,000	
第70回 アイフル株式会社無担保社債	100,000,000	99,679,000	
第24回 イオンフィナンシャルサービス株式会社無担保社債	100,000,000	100,062,000	
第7回 オリックス株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担	100,000,000	99,782,000	
第21回 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ期限前償	100,000,000	99,465,000	
第36回 東京建物株式会社無担保社債	100,000,000	98,546,000	
第4回 東京建物株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	99,298,000	
第30回 株式会社商船三井無担保社債	100,000,000	99,926,000	
第1回 日本航空株式会社利払繰延条項・期限前償還条項付無担保	100,000,000	98,662,000	
日本航空株式会社第1回 利払繰延条項・任意償還条項付無担保永	100,000,000	101,600,000	
第24回 ソフトバンク株式会社無担保社債	100,000,000	95,618,000	
第49回 株式会社光通信無担保社債	100,000,000	99,236,000	
第85回 東京電力パワーグリッド株式会社無担	100,000,000	100,033,000	

	保社債			
社債券合計		4,130,000,000	4,084,713,900	
合計			11,506,493,606	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
<b>資産の部</b>		
流動資産		
預金	226,539,181	463,328,108
コール・ローン	109,301,319	226,821,895
国債証券	11,508,099,123	19,039,183,998
地方債証券	73,294,625	82,788,697
特殊債券	245,988,446	253,411,524
社債券	51,420,688	-
派生商品評価勘定	81,244,516	160,734,522
未収利息	82,012,061	160,320,657
前払費用	8,145,586	15,879,814
差入委託証拠金	211,844,626	245,388,410
流動資産合計	12,597,890,171	20,647,857,625
資産合計	12,597,890,171	20,647,857,625
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	124,916,030	191,386,944
未払解約金	2,401,548	4,380,188
その他未払費用	964,603	964,876
流動負債合計	128,282,181	196,732,008
負債合計	128,282,181	196,732,008
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,911,505,519	4,364,187,963
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	9,558,102,471	16,086,937,654
元本等合計	12,469,607,990	20,451,125,617
純資産合計	12,469,607,990	20,451,125,617
負債純資産合計	12,597,890,171	20,647,857,625

(注)「ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド」の計算期間は毎年3月14日から翌年3月13日までであり、開示対象ファンドの計算期間と異なります。上記の貸借対照表は、2024年11月18日及び2025年11月18日における同親投資信託の状況であります。

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>有価証券 組入有価証券は個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・金融商品取引所等に上場されている有価証券 時価評価にあたっては、原則として金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。 開示対象ファンドの計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品取引所等における開示対象ファンドの計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</li> <li>・金融商品取引所等に上場されていない有価証券 時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</li> <li>・時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</li> </ul>
<p>2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として開示対象ファンドの計算期間末日において発表されている対顧客先物相場の仲値によっております。</p>
<p>3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項</p>	<p>外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(重要な会計上の見積りに関する注記)

2024 年 11 月 18 日現在	2025 年 11 月 18 日現在
<p>開示対象ファンドの計算期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが開示対象ファンドの計算期間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。</p>	<p>同左</p>

## (貸借対照表に関する注記)

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1. 本書における開示対象ファンドの期首における当該親投資 信託の元本額	3,047,041,779 円	2,911,505,519 円
期中追加設定元本額	741,834,818 円	2,098,384,729 円
期中一部解約元本額	877,371,078 円	645,702,285 円
元本の内訳		
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡAコース (為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	514,744,201 円	508,498,238 円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡBコース (為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	163,325,735 円	174,285,548 円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅠ-2 (適格機関投資家限定)	1,459,967,793 円	1,491,699,121 円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢAコース (為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	48,512,467 円	39,236,784 円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅢBコース (為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	11,719,012 円	9,719,926 円
ラッセル・インベストメントDC外国債券F (運用会社厳選型)	296,088,367 円	314,327,907 円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅠ-3 (適格機関投資家限定)	42,895,177 円	38,644,855 円
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド・プラス Ⅰ-2(為替ヘッジあり)	-円	1,437,395,079 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型	73,212,094 円	50,488,893 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型	256,964,929 円	259,796,844 円
ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型	44,075,744 円	40,094,768 円
計	2,911,505,519 円	4,364,187,963 円
2. 本書における開示対象ファンドの計算期間末日における受 益権の総数	2,911,505,519 円	4,364,187,963 円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及びそのリスク	<p>当ファンドが保有する主な金融商品は、有価証券及びデリバティブ取引等であり、投資対象とする金融商品は、価格変動リスク、金利変動リスク、債券の発行体の信用リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、流動性リスクに晒されております。</p> <p>デリバティブ取引等には、債券関連では債券先物取引、債券オプション取引、金利関連では金利先物取引、通貨関連では為替予約取引が含まれております。デリバティブ取引等は、信託財産に属する資産の効率的な運用、または将来の価格変動リスク及び為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図ることを目的としております。</p>
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>当ファンドは、運用を外部に委託しており、運用に関わるリスク管理は、ラッセル・インベストメントグループの協力を得て行われます。投資対象とする金融商品に係るリスク管理体制は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・外部委託先運用会社の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部が外部委託先運用会社毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、委託会社では、外部委託先運用会社毎に運用ガイドラインの遵守状況をモニタリングしています。外部委託先運用会社のコンプライアンス・リスク管理については、新規採用時に全般的な法令および社内規程遵守体制等について審査します。投資助言会社、グループ会社に対しても、必要な管理を行います。</li><li>・ファンド全体の管理については、運用部およびクライアント・ポートフォリオ・マネジメント部がファンド毎に運用リスク管理、パフォーマンス評価等を行っています。また、法務・コンプライアンス部が流動性リスク管理、法令・信託約款の遵守状況等のモニタリングを行っています。</li><li>・上記のモニタリング等の結果は、投資政策・運用委員会および/またはリスク管理・コンプライアンス委員会に報告され、検証が行われます。</li></ul>

## II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、原則として開示対象ファンドの計算期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。	同左
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引等に関する事項	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品については、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。</p> <p>有価証券</p> <p>「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。なお、市場価額がない場合には、事前に価額算出方法を確認した外部業者から入手する価額に基づく価額を合理的に算定された価額とし、同一銘柄の価額推移時系列比較を行っております。</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>「(デリバティブ取引等に関する注記)」の「取引の時価等に関する事項」に記載しております。</p>	<p>有価証券及びデリバティブ取引等以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>有価証券</p> <p>同左</p> <p>デリバティブ取引等</p> <p>同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引等に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引等における名目的な契約額、または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引等のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(単位：円)

種類	2024年11月18日現在	2025年11月18日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額	当期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	△44,934,463	258,899,563
地方債証券	2,175,392	2,157,658
特殊債証券	2,277,747	5,055,533
社債証券	1,213,233	0
合計	△39,268,091	266,112,754

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項

債券関連

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	3,924,283,624	—	3,879,865,348	△44,418,270
	売建	1,780,408,310	—	1,758,379,954	22,028,362
合計		5,704,691,934	—	5,638,245,302	△22,389,908

(2025年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	債券先物取引				
	買建	2,560,035,398	—	2,570,345,550	10,310,152
	売建	1,646,691,027	—	1,674,221,292	△27,530,265
合計		4,206,726,425	—	4,244,566,842	△17,220,113

(注) 1. 債券先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 債券先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

通貨関連

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	通貨先物取引				
	売建	262,428,185	—	262,802,098	△373,913
合計		262,428,185	—	262,802,098	△373,913

(注) 1. 通貨先物取引の評価方法

原則として開示対象ファンドの計算期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、開示対象ファンドの計算期間末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。

2. 通貨先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。

3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また、契約額等及び時価の邦貨換算は開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で行っており、換算において円未満の端数は切り捨てております。

(2025年11月18日現在)

該当事項はありません。

通貨関連

(2024年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	4,237,415,434	—	4,224,942,304	△12,473,130
	米ドル	1,935,591,724	—	1,954,535,897	18,944,173
	カナダドル	402,633,497	—	400,602,793	△2,030,704
	メキシコペソ	73,748,570	—	73,512,176	△236,394
	ユーロ	370,103,960	—	361,779,161	△8,324,799
	英ポンド	432,326,600	—	422,717,662	△9,608,938
	スイスフラン	4,972,937	—	4,867,184	△105,753
	スウェーデンクローネ	333,914,055	—	324,650,738	△9,263,317
	ノルウェークローネ	88,385,202	—	88,372,810	△12,392
	デンマーククローネ	8,798,636	—	8,645,985	△152,651
	ハンガリーフォリント	71,646,016	—	69,845,542	△1,800,474
	ポーランドズロチ	22,248,450	—	22,051,587	△196,863
	オーストラリアドル	7,218,594	—	7,108,639	△109,955
	ニュージーランドドル	16,425,630	—	16,065,719	△359,911
	シンガポールドル	4,209,581	—	4,144,538	△65,043
	イスラエルシェケル	8,475,492	—	8,585,573	110,081
	オフショア元	456,716,490	—	457,456,300	739,810
	売建	4,573,403,734	—	4,581,838,297	△8,434,563
	米ドル	2,632,024,037	—	2,667,447,913	△35,423,876
	カナダドル	132,201,964	—	130,716,610	1,485,354
	メキシコペソ	318,113,013	—	308,585,371	9,527,642
	ユーロ	216,214,805	—	213,331,137	2,883,668
	英ポンド	181,604,452	—	178,216,348	3,388,104
	スイスフラン	9,661,534	—	9,612,373	49,161
	スウェーデンクローネ	50,598,373	—	49,579,862	1,018,511
	ノルウェークローネ	17,345,583	—	17,344,006	1,577
	ハンガリーフォリント	35,657,986	—	35,208,919	449,067
	ポーランドズロチ	15,949,340	—	15,610,845	338,495
	オーストラリアドル	186,182,195	—	184,341,108	1,841,087
	ニュージーランドドル	602,136,143	—	596,004,830	6,131,313
	シンガポールドル	172,998,096	—	173,111,411	△113,315
オフショア元	2,716,213	—	2,727,564	△11,351	
合計		8,810,819,168	—	8,806,780,601	△20,907,693

(2025年11月18日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	9,960,064,434	—	10,094,793,406	134,728,972
	米ドル	5,110,886,410	—	5,164,347,055	53,460,645
	カナダドル	470,696,616	—	473,116,657	2,420,041
	メキシコペソ	136,158,218	—	138,696,416	2,538,198
	ユーロ	1,256,131,720	—	1,276,024,956	19,893,236
	英ポンド	389,723,475	—	396,462,873	6,739,398
	スウェーデンクローネ	384,143,445	—	387,997,154	3,853,709
	ノルウェークローネ	112,699,586	—	112,695,975	△3,611
	デンマーククローネ	1,715,769	—	1,733,544	17,775
	ハンガリーフォリント	59,575,853	—	64,614,173	5,038,320
	ポーランドズロチ	42,926,556	—	43,616,943	690,387
	オーストラリアドル	3,368,429	—	3,372,685	4,256
	ニュージーランドドル	21,129,802	—	21,226,790	96,988
	シンガポールドル	2,784,445	—	2,788,188	3,743
	イスラエルシェケル	51,499,797	—	51,630,760	130,963
	オフショア元	1,916,624,313	—	1,956,469,237	39,844,924
	売建	10,590,703,034	—	10,738,864,315	△148,161,281
	米ドル	5,641,408,720	—	5,751,950,970	△110,542,250
	カナダドル	336,067,951	—	340,339,429	△4,271,478
	メキシコペソ	563,549,877	—	563,895,209	△345,332
	ユーロ	1,001,731,764	—	1,014,216,383	△12,484,619
	英ポンド	436,437,469	—	437,745,659	△1,308,190
	スウェーデンクローネ	163,211,429	—	166,127,285	△2,915,856
	ノルウェークローネ	482,750,122	—	485,709,562	△2,959,440
	ハンガリーフォリント	62,202,651	—	64,614,173	△2,411,522
	ポーランドズロチ	348,076,613	—	351,671,224	△3,594,611
	オーストラリアドル	365,385,927	—	370,794,085	△5,408,158
	ニュージーランドドル	631,892,588	—	632,198,559	△305,971
	シンガポールドル	9,485,600	—	9,526,296	△40,696
	オフショア元	548,502,323	—	550,075,481	△1,573,158
		合計	20,550,767,468	—	20,833,657,721

(注) 1. 為替予約の評価方法

(1) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

① 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

② 開示対象ファンドの計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算しております。

・ 開示対象ファンドの計算期間末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

(2) 開示対象ファンドの計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、開示対象ファンドの計算期間末日の対顧客電信相場の仲値で評価しております。

(3) 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 18 日	自 2024 年 11 月 19 日 至 2025 年 11 月 18 日
該当事項はありません。	同左

(1口当たり情報に関する注記)

区分	2024 年 11 月 18 日現在	2025 年 11 月 18 日現在
1口当たり純資産額	4,2829 円	4,6861 円
(1万口当たり純資産額)	(42,829 円)	(46,861 円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

次表の通りです。

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	REPUBLIC OF CHILE-4.85%- 29/01/22	230,000.00	234,588.50	
		REPUBLIC OF CHILE-3.1%-41/05/07	390,000.00	299,344.50	
		REPUBLIC OF NIGERIA-8.631%- 36/01/13	200,000.00	205,737.36	
		REPUBLIC OF PANAMA-6.875%- 36/01/31	200,000.00	212,580.00	
		REPUBLIC OF SLOVENIA-5.0%- 33/09/19	310,000.00	320,862.72	
		TSY INFL IX N/B-2.125%-41/02/15	430,200.00	632,842.20	
		TSY INFL IX N/B-0.125%-52/02/15	362,700.00	228,906.86	
		UNITED MEXICAN STATES-5.0%- 29/05/07	550,000.00	558,030.00	
		US TREASURY N/B-3.75%-26/04/15	214,700.00	214,652.61	
		US TREASURY N/B-0.75%-26/04/30	814,200.00	803,163.75	
		US TREASURY N/B-1.5%-26/08/15	1,503,300.00	1,478,518.96	
		US TREASURY N/B-4.125%-27/01/31	155,000.00	155,744.72	
		US TREASURY N/B-4.125%-27/02/28	432,000.00	434,328.74	
		US TREASURY N/B-0.5%-27/04/30	221,700.00	211,914.01	
		US TREASURY N/B-2.75%-27/07/31	297,000.00	292,684.21	
		US TREASURY N/B-0.5%-27/08/31	636,900.00	602,766.10	
		US TREASURY N/B-3.125%-27/08/31	1,895,000.00	1,878,862.90	
		US TREASURY N/B-3.5%-27/09/30	1,027,000.00	1,024,873.79	
		US TREASURY N/B-3.875%-27/12/31	457,900.00	460,422.00	
		US TREASURY N/B-2.75%-28/02/15	3,250,000.00	3,190,712.87	
US TREASURY N/B-4.25%-28/02/15	155,000.00	157,131.25			
US TREASURY N/B-1.125%-28/02/29	348,600.00	329,794.65			
US TREASURY N/B-4.0%-28/02/29	310,300.00	312,990.87			
US TREASURY N/B-1.25%-28/05/31	1,400,000.00	1,320,703.13			
US TREASURY N/B-4.0%-28/06/30	310,000.00	313,063.65			

	US TREASURY N/B-5.5%-28/08/15	432,700.00	454,267.37
	US TREASURY N/B-4.875%-28/10/31	535,000.00	553,620.49
	US TREASURY N/B-4.25%-29/02/28	3,908,100.00	3,981,529.51
	US TREASURY N/B-4.0%-29/10/31	263,100.00	266,214.02
	US TREASURY N/B-4.0%-30/02/28	12,170,000.00	12,316,420.30
	US TREASURY N/B-0.625%-30/05/15	831,300.00	726,250.90
	US TREASURY N/B-4.625%-30/09/30	203,000.00	211,064.47
	US TREASURY N/B-4.25%-31/02/28	4,120,000.00	4,217,206.23
	US TREASURY N/B-1.625%-31/05/15	369,900.00	330,785.94
	US TREASURY N/B-2.875%-32/05/15	2,920,000.00	2,753,810.94
	US TREASURY N/B-2.75%-32/08/15	568,100.00	529,930.76
	US TREASURY N/B-4.125%-32/11/15	567,900.00	575,664.23
	US TREASURY N/B-4.0%-34/02/15	1,650,000.00	1,649,742.18
	US TREASURY N/B-3.875%-34/08/15	2,870,000.00	2,833,564.45
	US TREASURY N/B-4.25%-34/11/15	1,600,000.00	1,621,875.00
	US TREASURY N/B-4.625%-35/02/15	2,100,000.00	2,186,871.09
	US TREASURY N/B-4.25%-35/08/15	1,570,000.00	1,586,190.62
	US TREASURY N/B-4.25%-39/05/15	382,200.00	376,661.04
	US TREASURY N/B-1.125%-40/05/15	1,370,000.00	876,104.29
	US TREASURY N/B-1.125%-40/08/15	1,300,000.00	822,859.37
	US TREASURY N/B-1.875%-41/02/15	572,800.00	403,533.09
	US TREASURY N/B-2.375%-42/02/15	1,330,000.00	987,265.23
	US TREASURY N/B-4.625%-44/05/15	152,000.00	150,931.23
	US TREASURY N/B-2.5%-45/02/15	489,600.00	351,288.00
	US TREASURY N/B-2.0%-50/02/15	636,800.00	380,512.85
	米ドル 計	59,014,000.00	57,019,383.95 (8,857,391,102)
カナダドル	CANADIAN GOVERNMENT-2.75%-27/05/01	650,000.00	652,839.19
	CANADIAN GOVERNMENT-3.5%-28/03/01	255,000.00	260,473.05
	CANADIAN GOVERNMENT-1.25%-30/06/01	197,000.00	184,305.90
	CANADIAN GOVERNMENT-2.75%-33/06/01	519,000.00	507,742.35
	CANADIAN GOVERNMENT-5.0%-37/06/01	78,000.00	90,335.70
	CANADIAN GOVERNMENT-4.0%-41/06/01	270,000.00	286,958.16

	CANADIAN GOVERNMENT-2.0%- 51/12/01	310,000.00	223,716.14
	カナダドル 計	2,279,000.00	2,206,370.49 (243,914,257)
メキシコペソ	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%- 29/05/31	7,221,000.00	7,310,395.95
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%- 31/05/29	8,176,200.00	7,930,914.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.5%- 33/05/26	13,000,000.00	12,192,310.00
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%- 34/11/23	11,650,400.00	10,928,308.19
	MEX BONOS DESARR FIX RT-10.0%- 36/11/20	2,520,900.00	2,711,832.94
	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.5%- 38/11/18	6,372,600.00	6,055,117.03
	MEX BONOS DESARR FIX RT-7.75%- 42/11/13	15,175,600.00	13,065,129.27
	MEX BONOS DESARR FIX RT-8.0%- 47/11/07	4,598,300.00	3,994,405.24
	メキシコペソ 計	68,715,000.00	64,188,412.62 (540,845,145)
コロンビアペソ	TITULOS DE TESORERIA-7.25%- 50/10/26	82,100,000.00	51,267,345.00
	TITULOS DE TESORERIA B-7.5%- 26/08/26	473,100,000.00	466,386,711.00
	TITULOS DE TESORERIA B-7.75%- 30/09/18	107,100,000.00	91,968,912.00
	コロンビアペソ 計	662,300,000.00	609,622,968.00 (25,209,738)
ユーロ	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-2.7%- 30/01/31	1,100,000.00	1,109,636.00
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.45%- 34/10/31	517,000.00	530,856.63
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-3.2%- 35/10/31	527,000.00	526,569.44
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-4.2%- 37/01/31	865,000.00	934,587.52
	BONOS Y OBLIG DEL ESTADO-5.15%- 44/10/31	210,000.00	249,553.60
	BUNDESobligation-2.4%-30/04/18	750,000.00	754,299.00
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-0.0%- 30/08/15	1,073,208.00	965,864.39
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.2%- 34/02/15	1,110,000.00	1,077,365.24
	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.5%- 35/02/15	485,000.00	478,128.52

	BUNDESREPUB. DEUTSCHLAND-2.5%-44/07/04	397,798.00	361,135.34
	BUONI POLIENNALI DEL TES-3.45%-27/07/15	1,000,000.00	1,020,508.16
	BUONI POLIENNALI DEL TES-2.8%-29/06/15	785,000.00	793,839.10
	BUONI POLIENNALI DEL TES-3.7%-30/06/15	1,233,000.00	1,287,957.27
	BUONI POLIENNALI DEL TES-2.7%-30/10/01	1,621,000.00	1,619,792.41
	BUONI POLIENNALI DEL TES-3.6%-35/10/01	890,000.00	903,398.95
	BUONI POLIENNALI DEL TES-1.7%-51/09/01	710,000.00	437,051.86
	BUONI POLIENNALI DEL TES-4.3%-54/10/01	1,160,000.00	1,161,552.08
	BUONI POLIENNALI DEL TES-4.65%-55/10/01	752,000.00	792,024.44
	CROATIA-3.25%-37/02/11	290,000.00	285,132.88
	FINNISH GOVERNMENT-1.5%-32/09/15	500,000.00	461,344.25
	FRANCE (GOVT OF)-1.75%-66/05/25	265,000.00	134,371.43
	FRANCE GOVERNMENT-0.5%-72/05/25	340,000.00	87,601.00
	FRANCE GOVERNMENT-0.0%-30/11/25	520,000.00	454,558.00
	FRANCE GOVERNMENT-4.0%-38/10/25	430,000.00	443,232.37
	FRANCE GOVERNMENT-1.75%-39/06/25	200,000.00	158,122.00
	FRANCE GOVERNMENT-4.5%-41/04/25	1,315,000.00	1,414,545.50
	HELLENIC REPUBLIC-3.375%-34/06/15	187,000.00	189,392.85
	HUNGARY-0.125%-28/09/21	500,000.00	463,200.29
	IRISH TREASURY-1.7%-37/05/15	350,000.00	302,344.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT-0.0%-30/07/15	1,018,383.00	912,740.01
	NETHERLANDS GOVERNMENT-0.5%-32/07/15	1,250,000.00	1,092,025.00
	NETHERLANDS GOVERNMENT-2.5%-35/07/15	483,000.00	468,552.50
	NETHERLANDS GOVERNMENT-3.75%-42/01/15	326,509.00	348,183.32
	OBRIGACOES DO TESOURO-3.0%-35/06/15	400,000.00	398,404.00
	REPUBLIC OF AUSTRIA-0.9%-32/02/20	1,030,000.00	927,096.98
	REPUBLIC OF ESTONIA-4.0%-32/10/12	210,000.00	221,255.29

	ROMANIA-2.125%-28/03/07	370,000.00	362,739.03
	UNITED MEXICAN STATES-1.45%-33/10/25	100,000.00	81,642.97
	ユーロ 計	25,270,898.00	24,210,603.62 (4,357,424,439)
英ポンド	UK TSY-1.25%-27/07/22	310,000.00	297,857.50
	UK TSY-0.375%-30/10/22	480,000.00	405,654.73
	UK TSY-4.25%-34/07/31	206,490.00	203,149.37
	UK TSY-4.5%-34/09/07	70,766.00	71,007.83
	UK TSY-4.5%-35/03/07	191,000.00	190,452.45
	UK TSY-4.25%-36/03/07	34,410.00	33,336.43
	UK TSY-3.75%-38/01/29	348,696.00	314,444.49
	UK TSY-4.25%-39/09/07	69,669.00	65,143.51
	UK TSY-4.375%-40/01/31	111,000.00	104,553.89
	UK TSY-4.5%-42/12/07	146,478.00	136,477.37
	UK TSY-3.25%-44/01/22	800,000.00	617,869.40
	UK TSY-3.5%-45/01/22	43,410.00	34,437.01
	UK TSY-4.25%-46/12/07	152,694.00	133,335.16
	UK TSY-4.25%-49/12/07	154,969.00	133,172.69
	UK TSY-1.25%-51/07/31	1,075,048.00	465,766.74
	UK TSY-1.5%-53/07/31	3,910,000.00	1,752,324.65
	UK TSY-4.375%-54/07/31	104,000.00	89,162.54
	UK TSY-0.5%-61/10/22	375,000.00	95,016.08
	英ポンド 計	8,583,630.00	5,143,161.84 (1,050,696,532)
スウェーデンクローネ	SWEDISH GOVERNMENT-0.75%-29/11/12	2,060,000.00	1,947,828.88
	スウェーデンクローネ 計	2,060,000.00	1,947,828.88 (31,924,915)
ノルウェークローネ	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.5%-26/02/19	2,986,000.00	2,967,395.95
	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.75%-27/02/17	2,142,000.00	2,085,862.43
	NORWEGIAN GOVERNMENT-2.0%-28/04/26	2,845,000.00	2,722,213.83
	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.75%-29/09/06	3,964,000.00	3,664,701.51
	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.375%-30/08/19	5,291,000.00	4,710,069.34
	NORWEGIAN GOVERNMENT-1.25%-	4,201,000.00	3,613,700.20

	31/09/17			
	NORWEGIAN GOVERNMENT-2.125%- 32/05/18	1,222,000.00	1,091,391.20	
	NORWEGIAN GOVERNMENT-3.75%- 35/06/12	19,712,000.00	19,136,015.36	
	ノルウェークローネ 計	42,363,000.00	39,991,349.82 (613,867,219)	
デンマーククローネ	KINGDOM OF DENMARK-4.5%- 39/11/15	1,000,000.00	1,199,530.00	
	デンマーククローネ 計	1,000,000.00	1,199,530.00 (28,908,673)	
ポーランドズロチ	POLAND GOVERNMENT BOND-3.75%- 27/05/25	80,000.00	79,795.36	
	POLAND GOVERNMENT BOND-2.75%- 28/04/25	300,000.00	290,430.68	
	POLAND GOVERNMENT BOND-1.25%- 30/10/25	350,000.00	297,674.89	
	POLAND GOVERNMENT BOND-1.75%- 32/04/25	4,059,000.00	3,359,210.84	
	POLAND GOVERNMENT BOND-6.0%- 33/10/25	1,075,000.00	1,138,086.98	
	POLAND GOVERNMENT BOND-2.0%- 36/08/25	4,705,000.00	4,574,523.71	
	ポーランドズロチ 計	10,569,000.00	9,739,722.46 (413,993,720)	
オーストラリアドル	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.75%- 27/04/21	835,000.00	847,399.75	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.25%- 28/05/21	314,000.00	302,818.46	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.5%- 30/05/21	259,000.00	244,003.90	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.0%- 33/11/21	483,000.00	440,240.01	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.5%- 34/12/21	562,000.00	523,435.56	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-4.25%- 36/03/21	354,000.00	346,803.18	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.75%- 37/04/21	610,000.00	565,476.10	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-2.75%- 41/05/21	684,000.00	532,924.92	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-3.0%- 47/03/21	425,000.00	314,580.75	
	AUSTRALIAN GOVERNMENT-1.75%- 51/06/21	247,000.00	129,447.76	
	オーストラリアドル 計	4,773,000.00	4,247,130.39 (427,770,972)	

ニュージーランドドル	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%- 27/04/15	760,000.00	779,547.20	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-0.25%- 28/05/15	500,000.00	468,055.00	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-3.0%- 29/04/20	998,000.00	994,057.90	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%- 30/05/15	593,000.00	621,392.84	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-3.5%- 33/04/14	1,199,000.00	1,166,423.17	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.25%- 34/05/15	476,000.00	482,126.12	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-4.5%- 35/05/15	1,503,000.00	1,539,132.12	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-2.75%- 37/04/15	5,000.00	4,251.45	
	NEW ZEALAND GOVERNMENT-1.75%- 41/05/15	7,000.00	4,685.53	
	NEW ZEALAND GVT ILB-0.0%- 35/09/20	765,000.00	1,053,779.85	
	NEW ZEALAND GVT ILB-0.0%- 40/09/20	436,000.00	567,549.92	
ニュージーランドドル 計		7,242,000.00	7,681,001.10 (674,468,706)	
シンガポールドル	SINGAPORE GOVERNMENT-2.625%- 32/08/01	480,000.00	506,159.89	
シンガポールドル 計		480,000.00	506,159.89 (60,303,889)	
マレーシアリングgit	MALAYSIA GOVERNMENT-3.502%- 27/05/31	1,738,000.00	1,751,299.03	
	MALAYSIA GOVERNMENT-3.519%- 28/04/20	2,128,000.00	2,150,088.64	
	MALAYSIA GOVERNMENT-3.885%- 29/08/15	1,411,000.00	1,445,457.71	
	MALAYSIA GOVERNMENT-2.632%- 31/04/15	414,000.00	399,232.00	
	MALAYSIA GOVERNMENT-4.642%- 33/11/07	1,750,000.00	1,885,736.62	
	MALAYSIA GOVERNMENT-3.828%- 34/07/05	2,917,000.00	2,978,243.53	
マレーシアリングgit 計		10,358,000.00	10,610,057.53 (396,229,415)	
インドネシアルピア	INDONESIA GOVERNMENT-7.0%- 27/05/15	841,000,000.00	865,809,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT-8.25%- 29/05/15	2,181,000,000.00	2,380,561,500.00	
	INDONESIA GOVERNMENT-6.5%- 30/07/15	3,047,000,000.00	3,173,206,740.00	

		INDONESIA GOVERNMENT-6.5%-31/02/15	4,140,000,000.00	4,280,760,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.5%-35/06/15	2,446,000,000.00	2,668,586,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.25%-36/06/15	1,309,000,000.00	1,314,236,000.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-7.375%-48/05/15	5,031,000,000.00	5,385,182,400.00	
		INDONESIA GOVERNMENT-6.875%-51/08/15	5,761,000,000.00	5,856,056,500.00	
	インドネシアルピア 計		24,756,000,000.00	25,924,398,640.00	(241,096,907)
	オフショア元	CHINA GOVERNMENT BOND-2.05%-29/04/15	12,500,000.00	12,725,951.75	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.45%-30/04/25	8,870,000.00	8,826,035.49	
		CHINA GOVERNMENT BOND-2.35%-34/02/25	3,000,000.00	3,131,858.12	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.61%-35/02/15	14,150,000.00	13,933,051.91	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.83%-35/08/25	2,500,000.00	2,504,131.60	
		CHINA GOVERNMENT BOND-1.92%-55/01/15	8,520,000.00	8,095,650.91	
	オフショア元 計		49,540,000.00	49,216,679.78	(1,075,138,369)
国債証券合計					19,039,183,998 (19,039,183,998)
地方債証券	ユーロ	LAND SACHSEN-ANHALT-0.125%-29/06/21	500,000.00	459,988.32	
	ユーロ 計		500,000.00	459,988.32	(82,788,697)
地方債証券合計					82,788,697 (82,788,697)
特殊債券	ユーロ	AFRICAN DEVELOPMENT BANK-0.5%-27/03/22	565,000.00	552,537.58	
		EUROPEAN INVESTMENT BANK-0.375%-27/09/15	150,000.00	145,319.79	
	ユーロ 計		715,000.00	697,857.37	(125,600,369)
	オーストラリアドル	NEW S WALES TREASURY CRP-4.25%-36/02/20	482,000.00	449,599.96	
		TREASURY CORP VICTORIA-2.25%-33/09/15	128,000.00	106,526.72	
		TREASURY CORP VICTORIA-2.25%-	426,000.00	340,395.30	

		34/11/20		
		TREASURY CORP VICTORIA-2.0%- 35/09/17	491,000.00	372,452.96
	オーストラリアドル 計		1,527,000.00	1,268,974.94 (127,811,155)
特殊債券合計				253,411,524 (253,411,524)
	合計			19,375,384,219 (19,375,384,219)

#### 有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の( )内は邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の( )内は外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入株式以外 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券 50 銘柄	-	100.0%	45.9%
カナダドル	国債証券 7 銘柄	-	100.0%	1.3%
メキシコペソ	国債証券 8 銘柄	-	100.0%	2.8%
コロンビアペソ	国債証券 3 銘柄	-	100.0%	0.1%
ユーロ	国債証券 38 銘柄	-	95.4%	22.5%
	地方債証券 1 銘柄	-	1.8%	0.4%
	特殊債券 2 銘柄	-	2.8%	0.6%
英ポンド	国債証券 18 銘柄	-	100.0%	5.4%
スウェーデンクローネ	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.2%
ノルウェークローネ	国債証券 8 銘柄	-	100.0%	3.2%
デンマーククローネ	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.1%
ポーランドズロチ	国債証券 6 銘柄	-	100.0%	2.1%
オーストラリアドル	国債証券 10 銘柄	-	77.0%	2.2%
	特殊債券 4 銘柄	-	23.0%	0.7%
ニュージーランドドル	国債証券 11 銘柄	-	100.0%	3.5%
シンガポールドル	国債証券 1 銘柄	-	100.0%	0.3%
マレーシアリングgit	国債証券 6 銘柄	-	100.0%	2.0%
インドネシアルピア	国債証券 8 銘柄	-	100.0%	1.2%
オフショア元	国債証券 6 銘柄	-	100.0%	5.5%

#### 4. 通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

#### 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

#### 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「注記表（デリバティブ取引等に関する注記）」に記載しております。

## 2 【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2025年11月28日現在です。

### 【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	336,394,616円
II 負債総額	6,172,540円
III 純資産総額 (I - II)	330,222,076円
IV 発行済口数	198,028,331口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.6675円

### 【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	2,689,863,841円
II 負債総額	17,750,414円
III 純資産総額 (I - II)	2,672,113,427円
IV 発行済口数	1,116,328,475口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	2.3937円

### 【ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型】

#### 【純資産額計算書】

I 資産総額	953,269,533円
II 負債総額	2,732,621円
III 純資産総額 (I - II)	950,536,912円
IV 発行済口数	287,366,535口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	3.3078円

(参考)

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	46,955,349,295円
II 負債総額	50,845,433円
III 純資産総額 (I - II)	46,904,503,862円
IV 発行済口数	7,647,027,342口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	6.1337円

ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	108,004,141,030円
II 負債総額	736,860,263円
III 純資産総額 (I - II)	107,267,280,767円
IV 発行済口数	10,976,291,081口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	9.7726円

ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	12,961,844,589円
II 負債総額	288,903,677円
III 純資産総額 (I - II)	12,672,940,912円
IV 発行済口数	9,696,922,213口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	1.3069円

ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド

純資産額計算書

I 資産総額	20,741,666,187円
II 負債総額	329,582,869円
III 純資産総額 (I - II)	20,412,083,318円
IV 発行済口数	4,294,953,057口
V 1口当たり純資産額 (III/IV)	4.7526円

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

① 譲渡制限はありません。

② 受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

③ 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

### 第三部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

##### 1【委託会社等の概況】

###### (1) 資本金の額（2025年11月末現在）

資本金の額	490百万円
委託会社が発行する株式総数	40,000株
発行済株式総数	34,090株
過去5年間における主な資本金の増減	該当事項はありません。

###### (2) 会社の機構（2025年11月末現在）

###### ①会社の意思決定機構

経営の意思決定機関として取締役会を置きます。取締役会は、取締役および執行役員の職務の執行を監督し、会社の業務執行上重要な事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行われます。取締役会は、原則として、代表取締役社長が招集し、議長となります。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者の残存期間と同一とします。

代表取締役は、取締役会の決議によって選定します。代表取締役の中から、社長を選定します。代表取締役社長は、委託会社を代表し、全般の業務執行について指揮統括します。

更に、委託会社の業務執行にかかる重要事項を審議する機関として経営委員会、会社が持つリスクを一元的に監視、監督し、法令等遵守態勢を確立するための諮問機関としてリスク管理・コンプライアンス委員会を置きます。

###### ②投資運用の意思決定機構

投資方針の企画・立案は、マルチ・マネージャー運用（運用スタイルの異なる複数の外部委託先運用会社（投資助言会社を含みます。）を組み合わせて行う運用）の場合は、運用部がラッセル・インベストメントグループからの助言等に基づいて行い、その他の場合は、運用部が行います。

投資方針については、代表取締役社長兼CEO、運用部長およびジェネラル・カウンセルを含む議決権を有する委員と、議決権を有しない準委員で構成される投資政策・運用委員会によって審議、決定されます。

同委員会は投資政策・運用委員会規程に基づき、原則月に一度、資産評価・運用状況、運用ガイドライン遵守状況等について報告を受けるとともに、その検証を行っています。

##### 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務等を行っています。

2025年11月末現在、委託会社の運用する証券投資信託（親投資信託は除きます。）は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	31本	215,606,608,530円
単位型株式投資信託	0本	0円
追加型公社債投資信託	0本	0円
単位型公社債投資信託	0本	0円
合計	31本	215,606,608,530円

### 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第 2 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。  
また、委託会社の中間財務諸表は、財務諸表等規則並びに同規則第 282 条及び第 306 条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
2. 委託会社は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 27 期事業年度(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)の財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による監査を受けております。  
また、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、当中間会計期間（自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日）の中間財務諸表について、PwC Japan 有限責任監査法人による中間監査を受けております。

# 独立監査人の監査報告書

2025年3月21日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

# 独立監査人の中間監査報告書

2025年9月26日

ラッセル・インベストメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan 有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保直毅  
業務執行社員

## 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているラッセル・インベストメント株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ラッセル・インベストメント株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続

企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

## (1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 26 期 (2023 年 12 月 31 日現在)	第 27 期 (2024 年 12 月 31 日現在)
資産の部		
流動資産		
預金	2,352,886	2,547,397
前払費用	25,942	31,232
未収委託者報酬	340,826	414,269
未収運用受託報酬	1,623,297	1,743,217
未収投資助言報酬	202,177	219,532
その他流動資産	97,472	136,037
流動資産合計	4,642,603	5,091,688
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備	123,021	109,601
器具備品	34,300	39,520
有形固定資産合計	※1 157,322	149,122
無形固定資産		
ソフトウェア	136	90
無形固定資産合計	136	90
投資その他の資産		
長期差入保証金	138,106	122,091
繰延税金資産	38,022	82,701
投資その他の資産合計	176,128	204,792
固定資産合計	333,586	354,005
資産合計	4,976,190	5,445,693

(単位：千円)

第 26 期  
(2023 年 12 月 31 日現在)      第 27 期  
(2024 年 12 月 31 日現在)

負債の部		
流動負債		
預り金	31,112	32,434
未払金		
未払手数料	73,479	95,107
未払委託調査費	619,648	1,051,341
未払委託計算費	6,964	7,473
その他未払金	727,878	463,948
未払金合計	1,427,970	1,617,871
未払費用	83,058	168,131
未払消費税等	339,337	520,812
未払法人税等	72,130	121,314
前受金	57,857	58,269
賞与引当金	376,568	355,549
リース債務	1,620	-
流動負債合計	2,389,656	2,874,383
固定負債		
資産除去債務	49,821	58,005
長期未払金	1,013,800	857,998
長期未払費用	17,714	21,653
固定負債合計	1,081,335	937,657
負債合計	3,470,992	3,812,040
純資産の部		
株主資本		
資本金	490,000	490,000
資本剰余金		
資本準備金	13,685	13,685
資本剰余金合計	13,685	13,685
利益剰余金		
利益準備金	108,814	108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	892,697	1,021,152
利益剰余金合計	1,001,511	1,129,966
株主資本合計	1,505,197	1,633,652
純資産合計	1,505,197	1,633,652
負債純資産合計	4,976,190	5,445,693

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第26期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)	第27期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	1,287,240	1,662,357
運用受託報酬	8,714,947	11,925,306
投資助言報酬	556,402	560,827
その他収益	476,132	628,379
営業収益合計	11,034,722	14,776,871
営業費用		
支払手数料	283,332	376,633
広告宣伝費	1,570	3,870
調査費		
委託調査費	7,104,581	10,470,612
図書費	1,416	1,780
調査費合計	7,105,998	10,472,393
委託計算費	72,844	81,068
業務委託費	373,668	425,552
営業雑経費		
通信費	6,232	6,768
印刷費	7,889	7,456
協会費	10,664	11,062
営業雑経費合計	24,786	25,288
営業費用合計	7,862,200	11,384,806
一般管理費		
給料		
役員報酬	38,211	48,952
給料・手当	1,105,538	1,176,304
賞与	3,018	15,042
賞与引当金繰入額	376,568	355,549
給料合計	1,523,337	1,595,849
福利厚生費	170,060	168,170
交際費	7,847	8,208
寄付金	355	396
旅費交通費	14,477	22,976
租税公課	26,380	33,675
不動産賃借料	163,321	133,821
退職給付費用	157,168	193,579
消耗器具備品費	532,877	556,883
修繕費	5,551	6,328
水道光熱費	6,251	5,850
会議費用	1,217	1,764
固定資産減価償却費	36,152	29,496

諸経費	135,936	158,232
一般管理費合計	2,780,935	2,915,234
営業利益又は営業損失 (△)	391,586	476,830
営業外収益		
受取利息	47	205
その他営業外収益	3,578	2,905
営業外収益合計	3,626	3,110
営業外費用		
為替差損	70,887	128,232
営業外費用合計	70,887	128,232
経常利益又は経常損失 (△)	324,325	351,708
特別損失		
割増退職金	53,875	138,553
特別損失合計	53,875	138,553
税引前当期純利益又は 税引前当期純損失 (△)	270,449	213,154
法人税、住民税及び事業税	55,945	129,378
法人税等調整額	△ 38,022	△ 44,678
法人税等合計	17,923	84,700
当期純利益又は当期純損失 (△)	252,526	128,454

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:千円)

第26期 (自 2023年1月1日 至 2023年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	640,171	748,985	1,252,671	1,252,671
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失(△)	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	252,526	252,526	252,526	252,526
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197

(単位:千円)

第27期 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)									
	株主資本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	892,697	1,001,511	1,505,197	1,505,197
当期変動額									
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期純利益又は 当期純損失(△)	-	-	-	-	-	128,454	128,454	128,454	128,454
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	128,454	128,454	128,454	128,454
当期末残高	490,000	13,685	-	13,685	108,814	1,021,152	1,129,966	1,633,652	1,633,652

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p>
5. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p>

## (重要な会計上の見積り)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
当事業年度の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが当事業年度の翌事業年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクを識別していないため、注記を省略しております。	同左

## (未適用の会計基準等)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第 34 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会)</li> <li>・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 33 号 2024 年 9 月 13 日 企業会計基準委員会) 等</li> </ul> <p>(1) 概要 企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS 第 16 号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS 第 16 号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS 第 16 号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費およびリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。</p> <p>(2) 適用予定日 2028 年 12 月期の期首より適用予定であります。</p> <p>(3) 当該会計基準等の適用による影響 「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。</p>
---

## (貸借対照表関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
*1 有形固定資産の減価償却累計額	*1 有形固定資産の減価償却累計額
建物付属設備 79,554 千円	建物付属設備 99,246 千円
器具備品 50,344 千円	器具備品 60,102 千円

## (損益計算書関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
該当事項はありません。	同左

## (株主資本等変動計算書関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日					第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日				
1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項					1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項				
株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)	株式の種類	当期首 株式数 (株)	当期増加 株式数 (株)	当期減少 株式数 (株)	当期末 株式数 (株)
発行済 株式					発行済 株式				
普通株式	34,090	-	-	34,090	普通株式	34,090	-	-	34,090
合計	34,090	-	-	34,090	合計	34,090	-	-	34,090
2. 配当に関する事項 (1) 配当金支払額 該当事項はありません。					2. 配当に関する事項 (1) 配当金支払額 同左				
(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 該当事項はありません。					(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの 同左				

## (リース取引関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
注記すべきリース取引を行っていないため、該当事項はありません。	同左

## (金融商品関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
<p>1. 金融商品の状況に関する事項</p> <p>(1) 金融商品に対する取組方針 当社は、資金運用については預金等に限定し、また、必要な資金についてはグループ会社より調達しております。デリバティブに該当する事項はありません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制 当社が保有する金融資産は、主として預金、国内の取引先に対する未収委託者報酬及び未収運用受託報酬であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&amp;コーポレート・サービス部において取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。</p> <p>未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されております。未払金には、外貨建てのものが含まれており、為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、ファイナンス&amp;コーポレート・サービス部においてリスク管理及び残高管理を行う体制としております。</p>	
<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。</p>	<p>2. 金融商品の時価等に関する事項</p> <p>預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払金及び未払消費税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。</p>
<p>3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</p> <p>2023 年 12 月 31 日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。</p>	<p>3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項</p> <p>2024 年 12 月 31 日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。</p>

## (有価証券関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
<p>1. その他有価証券で時価のあるもの 該当事項はありません。</p> <p>2. 当期中に売却したその他有価証券 注記すべき有価証券の売却取引を行っていないため、該当事項はありません。</p>	<p>1. その他有価証券で時価のあるもの 同左</p> <p>2. 当期中に売却したその他有価証券 同左</p>

## (デリバティブ取引関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
該当事項はありません。	同左

## (退職給付関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在																				
<p>1. 採用している退職給付制度の概要 退職一時金規程に基づく退職一時金制度と企業型年金規約に基づく確定拠出年金制度を採用しております。なお当社が有する退職一時金制度は、簡便法により長期未払金及び退職給付費用を計上しております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 同左</p>																				
<p>2. 退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1) 長期未払金の当期首残高と 当期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td> <td>1,001,162</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>110,661</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額等</td> <td>△ 98,022</td> </tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td> <td><u>1,013,800</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>110,661</td> </tr> </table>	長期未払金の当期首残高	1,001,162	退職給付費用	110,661	退職給付の支払額等	△ 98,022	長期未払金の当期末残高	<u>1,013,800</u>	簡便法で計算した退職給付費用	110,661	<p>2. 退職一時金制度 (単位：千円)</p> <p>(1) 長期未払金の当期首残高と 当期末残高の調整表</p> <table> <tr> <td>長期未払金の当期首残高</td> <td>1,013,800</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>118,256</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額等</td> <td>△ 274,058</td> </tr> <tr> <td>長期未払金の当期末残高</td> <td><u>857,998</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付費用 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>簡便法で計算した退職給付費用</td> <td>118,256</td> </tr> </table>	長期未払金の当期首残高	1,013,800	退職給付費用	118,256	退職給付の支払額等	△ 274,058	長期未払金の当期末残高	<u>857,998</u>	簡便法で計算した退職給付費用	118,256
長期未払金の当期首残高	1,001,162																				
退職給付費用	110,661																				
退職給付の支払額等	△ 98,022																				
長期未払金の当期末残高	<u>1,013,800</u>																				
簡便法で計算した退職給付費用	110,661																				
長期未払金の当期首残高	1,013,800																				
退職給付費用	118,256																				
退職給付の支払額等	△ 274,058																				
長期未払金の当期末残高	<u>857,998</u>																				
簡便法で計算した退職給付費用	118,256																				
<p>3. 確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td> <td>47,895</td> </tr> </table>	確定拠出制度への要拠出額	47,895	<p>3. 確定拠出制度 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>確定拠出制度への要拠出額</td> <td>44,660</td> </tr> </table>	確定拠出制度への要拠出額	44,660																
確定拠出制度への要拠出額	47,895																				
確定拠出制度への要拠出額	44,660																				

## (ストック・オプション等関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日	第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日
該当事項はありません。	同左

## (税効果会計関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳  (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳  (単位：千円)
繰延税金資産	繰延税金資産
税務上の繰越欠損金	税務上の繰越欠損金
56,359	-
未払費用	未払費用
197,882	355,735
賞与引当金	賞与引当金
115,305	108,869
資産除去債務	資産除去債務
10,697	12,078
長期未払金	長期未払金
310,425	262,719
長期未払費用	長期未払費用
5,424	6,630
その他	その他
17,993	16,508
繰延税金資産小計	繰延税金資産小計
714,087	762,540
評価性引当額	評価性引当額
△ 676,065	△ 679,839
繰延税金資産合計	繰延税金資産合計
38,022	82,701
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳 法定実効税率
30.62%	30.62%
(調整)	(調整)
交際費等永久に損金に算入されない項目	交際費等永久に損金に算入されない項目
5.05%	6.74%
住民税均等割	住民税均等割
0.06%	0.07%
評価性引当額の増減	評価性引当額の増減
△ 27.30%	1.54%
その他	その他
△ 2.33%	△ 4.31%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	税効果会計適用後の法人税等の負担率
6.09%	34.66%
3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第 42 号 2021 年 8 月 12 日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。	3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理 同左

## (資産除去債務関係)

第 26 期 2023 年 12 月 31 日現在	第 27 期 2024 年 12 月 31 日現在
資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの	
1. 当該資産除去債務の概要 建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。	
2. 当該資産除去債務の金額の算定方法 物件ごとに使用見込期間を見積り、割引率は使用見込期間に応じた割引率を使用して資産除去債務の金額を計算しております。	
3. 当該資産除去債務の総額の増減	3. 当該資産除去債務の総額の増減
(単位：千円)	(単位：千円)
当期首残高 43,517	当期首残高 49,821
時の経過による調整額 2,573	時の経過による調整額 1,911
見積りの変更による増加額 3,730	見積りの変更による増加額 6,272
当期末残高 49,821	当期末残高 58,005
<p>当事業年度において資産除去債務に係る契約の更新があり、使用見込期間が延長し、また、資産の除去時点において必要とされる除去費用が、固定資産取得時における見積額を大幅に超過する見込みであることが明らかになりました。従って、契約変更時の見積り期間、割引率で資産除去債務を見積り直し、新たな見積額と変更前の資産除去債務残高との調整額として 3,730 千円加算しております。</p>	<p>当事業年度において当社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務として計上していた資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い、原状回復費用に関して見積りの変更を行いました。この見積りの変更による増加額として 6,272 千円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。</p>

## (収益認識関係)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,287,240	8,437,457	556,402	476,132	10,757,233
成功報酬	-	277,489	-	-	277,489
合計	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

第 27 期 自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日					
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (単位：千円)					
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	1,662,357	11,914,670	560,827	628,379	14,766,235
成功報酬	-	10,636	-	-	10,636
合計	1,662,357	11,925,306	560,827	628,379	14,776,871
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					
3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 重要性が乏しいため、記載を省略しております。					

(セグメント情報等)

第 26 期 自 2023 年 1 月 1 日 至 2023 年 12 月 31 日					
1. セグメント情報 当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。 従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。					
2. 関連情報					
(1) 製品及びサービスごとの情報					
(単位：千円)					
	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,287,240	8,714,947	556,402	476,132	11,034,722
(2) 地域ごとの情報					
① 営業収益 本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。					
② 有形固定資産 本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。					
(3) 主要な顧客ごとの情報					
(単位：千円)					
顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント			
A 社 (※)	7,373,732	投資一任業・投資助言業			
(※) A 社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。					
3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 該当事項はありません。					
4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 該当事項はありません。					
5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 該当事項はありません。					

第 27 期  
自 2024 年 1 月 1 日  
至 2024 年 12 月 31 日

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	1,662,357	11,925,306	560,827	628,379	14,776,871

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A 社 (※)	10,588,938	投資一任業・投資助言業

(※) A 社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第26期 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)

1. 関連当事者との取引  
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	823,415	未払金	494,997
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,631,387	未払金	120,828

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。  
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社 (非上場)  
Russell Investments Group, Ltd. (非上場)  
TA Associates Management, L.P. (非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第27期 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)

1. 関連当事者との取引  
兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社の子会社	Russell Investments Group, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	コーポレートサポート	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	グループ会社間取引の資金決済	918,690	未払金	229,370
親会社の子会社	Russell Investments Implementation Services, LLC	アメリカ合衆国, ワシントン州 シアトル市	-	運用執行サービス	なし	兼任 0人	業務委託契約の締結	委託調査費	1,326,042	未払金	109,749

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)Russell Investments Implementation Services, LLC と、直接、資金決済を行っております。  
なお、取引の内容については、グループ会社との間で合理的な基準により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

Russell Investments Japan Holdco 合同会社 (非上場)  
Russell Investments Group, Ltd. (非上場)  
TA Associates Management, L.P. (非上場)

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

第26期 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日		第27期 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	
1株当たり純資産額	44,153.64円	1株当たり純資産額	47,921.74円
1株当たり当期純利益	7,407.64円	1株当たり当期純利益	3,768.10円
損益計算書上の当期純利益	252,526千円	損益計算書上の当期純利益	128,454千円
1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に関する 当期純利益	252,526千円	1株当たり当期純利益の算定に 用いられた普通株式に関する 当期純利益	128,454千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数 普通株式	34,090株	期中平均株式数 普通株式	34,090株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	

## (重要な後発事象)

第26期 自 2023年1月1日 至 2023年12月31日	第27期 自 2024年1月1日 至 2024年12月31日
該当事項はありません。	同左

中間財務諸表  
 (1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第 28 期中間会計期間末  
 (2025 年 6 月 30 日現在)

資産の部		
流動資産		
預金		5,715,069
前払費用		31,066
未収委託者報酬		394,049
未収運用受託報酬		1,680,325
未収投資助言報酬		107,816
その他流動資産		138,179
流動資産合計		8,066,506
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備		98,851
器具備品		35,921
有形固定資産合計	*1	134,772
無形固定資産		
ソフトウェア		68
無形固定資産合計		68
投資その他の資産		
長期差入保証金		122,091
繰延税金資産		132,806
投資その他の資産合計		254,897
固定資産合計		389,739
資産合計		8,456,245

(単位：千円)

第 28 期中間会計期間末  
(2025 年 6 月 30 日現在)

負債の部		
流動負債		
預り金		33,423
未払金		
未払手数料		90,773
未払委託調査費		2,023,858
未払委託計算費		7,817
その他未払金		1,655,587
未払金合計		3,778,036
未払費用		58,045
未払消費税等	*2	610,295
未払法人税等		718,096
前受金		63,332
賞与引当金		177,775
流動負債合計		5,439,005
固定負債		
資産除去債務		59,216
長期未払金		817,761
長期未払費用		24,297
固定負債合計		901,275
負債合計		6,340,281
純資産の部		
株主資本		
資本金		490,000
資本剰余金		
資本準備金		13,685
資本剰余金合計		13,685
利益剰余金		
利益準備金		108,814
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		1,503,464
利益剰余金合計		1,612,278
株主資本合計		2,115,964
純資産合計		2,115,964
負債純資産合計		8,456,245

## (2) 中間損益計算書

(単位：千円)

第 28 期中間会計期間  
(自 2025 年 1 月 1 日  
至 2025 年 6 月 30 日)

営業収益		
委託者報酬		810,644
運用受託報酬		9,935,803
投資助言報酬		235,646
その他収益		310,438
営業収益合計		11,292,534
営業費用		8,733,922
一般管理費	*1	1,336,877
営業利益		1,221,734
営業外収益		
受取利息		543
為替差益		108,414
その他営業外収益		2,461
営業外収益合計		111,419
経常利益		1,333,154
特別損失		
割増退職金		25,410
特別損失合計		25,410
税引前中間純利益		1,307,743
法人税、住民税及び事業税		675,538
法人税等調整額		△ 50,105
法人税等合計		625,432
中間純利益		682,311

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	該当事項はありません。
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p>
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
4. 収益及び費用の計上基準	<p>当社は、資産運用サービスから (1) 委託者報酬、(2) 運用受託報酬、(3) 投資助言報酬、並びに (4) その他収益を稼得しております。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、運用期間にわたり収益として認識しております。運用受託報酬には成功報酬が含まれる場合があります。成功報酬は、対象となる特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬が確定する際に、それまでに計上された収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り、収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) その他収益 その他収益は、当社のグループ会社等との契約に基づき認識され、当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、契約期間にわたり収益として認識しております。</p>
5. 引当金の計上基準	<p>賞与引当金 従業員に対し支給する賞与の支出に充てるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。</p>

(中間貸借対照表関係)

第 28 期中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	173,698 千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」に含めて表示しております。	

(中間損益計算書関係)

第 28 期中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	
*1 減価償却実施額	有形固定資産 14,349 千円 無形固定資産 22 千円

(リース取引関係)

第 28 期中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	
該当事項はありません。	

(金融商品関係)

第 28 期中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日現在)	
1. 金融商品の時価等に関する事項 預金、未収運用受託報酬、未払金、未払消費税等及び未払法人税等は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。	
2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項 2025 年 6 月 30 日現在、前項にて注記を省略しているため、記載を省略しております。	

(有価証券関係)

第 28 期中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日現在)	
該当事項はありません。	

(デリバティブ取引関係)

第 28 期中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日現在)	
該当事項はありません。	

(ストック・オプション等関係)

第 28 期中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	
該当事項はありません。	

## (資産除去債務関係)

第 28 期中間会計期間末 (2025 年 6 月 30 日現在)	
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
当期首残高	58,005 千円
時の経過による調整額	1,211 千円
当中間期末残高	<u>59,216 千円</u>

## (収益認識関係)

第 28 期中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)					
1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報					
					(単位：千円)
	委託者報酬	運用受託報酬	投資助言報酬	その他収益	合計
運用報酬	810,644	9,120,579	235,646	310,438	10,477,310
成功報酬	-	815,223	-	-	815,223
合計	810,644	9,935,803	235,646	310,438	11,292,534
2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 (重要な会計方針) 4. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。					

(セグメント情報等)

第 28 期中間会計期間  
(自 2025 年 1 月 1 日  
至 2025 年 6 月 30 日)

1. セグメント情報

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っております。上記の他に、資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を行っております。当社は投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業及びこれらの附帯業務並びに資産運用に関する情報提供及びコンサルティング業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	投資信託業	投資一任業	投資助言業	その他	合計
外部顧客への営業収益	810,644	9,935,803	235,646	310,438	11,292,534

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の 90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益	関連するセグメント
A 社 (※)	9,132,104	投資一任業・投資助言業

(※) A 社との間で守秘義務契約を負っているため、社名の公表は控えております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

4. 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

5. 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第 28 期中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	
1 株当たり純資産額	62,069.93 円
1 株当たり中間純利益	20,015.01 円
中間損益計算書上の中間純利益	682,311 千円
1 株当たり中間純利益の算定に用いられた普通株式に関する中間純利益 差額	682,311 千円 —
期中平均株式数 普通株式	34,090 株

なお、潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第 28 期中間会計期間 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 6 月 30 日)	
該当事項はありません。	

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）、（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記（3）、（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- (1) 定款の変更  
委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項  
委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス  
安定型

信託約款

## 運用の基本方針

信託約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

#### (2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、外国株式、日本債券、外国債券に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の長期的成長を目指します。

② 基本資産配分を、日本株式15%、外国株式10%、日本債券5%、外国債券70%とします。ただし、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託者の裁量により当該基本資産配分を±10%以内の範囲で変更するものとします。基本資産配分については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

③ 前項の規定による基本資産配分からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。

④ ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券については為替ヘッジを行うことを基本とします。

⑤ 前項の規定による場合を除き、実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行うことがあります。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

#### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の45%以内とします。

② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③ 外貨建資産への実質投資割合へは、制限を設けません。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

### 3. 収益分配方針

年1回の毎決算時（11月18日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定型

### 信託約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### (信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限とする信託金を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

#### (信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第7項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行われます。

#### (当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

② 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第32条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

④ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関

(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)および証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下、登録金融機関と総称して「取扱金融機関等」といいます。)に当該申請の手続きを委任することができます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額等)

第13条 委託者の指定する取扱金融機関等は、毎年12月25日を除く毎営業日に、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が別途定める申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。
- ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第4項、第6項または第7項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日目の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。ただし、当該手数料の額は、受益権1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に2.00%を乗じて得た額を超えないものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する取扱金融機関等が受益権の取得申込者との間に結んだ自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合、1口当たりの受益権の価額は、原則として第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の一部解約金の手取金をもって取得の申込みをする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益

権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**(受益権の譲渡の対抗要件)**

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

**(投資の対象とする資産の種類)**

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ. 有価証券
  - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条ないし第29条に定めるものに限りません。）
  - ハ. 金銭債権
  - ニ. 約束手形
  - ホ. 匿名組合出資持分（イ. に該当するものを除きます。）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

**(運用の指図範囲等)**

第21条 委託者（第24条第1項に規定する委託者からの運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第23条、第25条ないし第32条、第34条、第35条第3項第3号、第39条および第40条において同じ。）は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
 なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の45%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。また、信託財産に属する資産の額と信託財産に属するとみなした当該資産の額との合計額を信託財産の実質投資額といいます（以下同じ。）。
- ⑦ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑨ 前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

**（受託者の自己または利害関係人等との取引）**

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第35条において同じ。）、第35条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第26条ないし第32条、第34条、第39条ないし第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

**（運用の基本方針）**

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**（運用の権限委託）**

第24条 委託者は、運用の指図のうち外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券に係る、ヘッジ目的での外国為替予約取引の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー

所在地：米国ワシントン州 シアトル

委託内容：外国為替予約取引の指図

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第47条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、当該委

託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から当該委託を受けた者に対して支払うものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### (投資する株式等の範囲)

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

#### (信用取引の指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**(公社債の空売りの指図範囲)**

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

**(公社債の借入れ)**

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

**(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第33条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**(外国為替予約取引の指図および範囲)**

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

**(信託業務の委託等)**

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り、）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第36条 (削除)

**(混蔵寄託)**

第37条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマース・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

**(信託財産の登記等および記載等の留保等)**

- 第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
  - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
  - ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

**（有価証券売却等の指図）**

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

**（再投資の指図）**

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

**（資金の借入れ）**

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

**（損益の帰属）**

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

**（受託者による資金立替え）**

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

**（信託の計算期間）**

第44条 この信託の計算期間は、毎年11月19日から翌年11月18日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成18年4月28日から平成18年11月20日までとします。

- ② 前項の規定に関わらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

**（信託財産に関する報告）**

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

**（信託事務等の諸費用）**

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

**（信託報酬等の総額）**

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の112の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

**(収益の分配方法)**

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品賃料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

**(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)**

第49条 委託者は、収益分配金を原則として毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に支払われます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

- ④ 一部解約金（第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から委託者の指定する取扱金融機関等において当該受益者に支払います。

- ⑤ 第2項を除く前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとしします。本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等の預金口座等への払い込みをもって免責されるものとしします。かかる払い込みがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとしします。

- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

- ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとしします。

**(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)**

第50条 受託者は、原則として、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

**(収益分配金および償還金の時効)**

第51条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、また償還金について第49条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (信託の一部解約)

第52条 毎年12月25日を除く毎営業日に、受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、当初設定から1年経過後信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第53条の規定にしたがいます。

#### (質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

第53条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、第52条第7項の場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議ある者は一定期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

#### (受託者の辞任または解任に伴う取扱い)

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ③ 委託者は、受益者の利益のため合理的に必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。
- ④ 本条に基づき受託者が辞任したまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意だった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

#### (信託約款の変更)

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### (反対者の買取請求権)

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する取扱金融機関等を通じて受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

#### (運用状況に係る情報の提供)

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

- ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

#### (公告)

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.russellinvestments.com/jp/>

- ② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### (信託約款に関する疑義の取扱い)

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

#### (附則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第29条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第29条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為

替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ③ 第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年4月28日

委託者 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ  
ラッセル・インベストメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 約款第13条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	安定型
追加型証券投資信託	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	安定成長型
追加型証券投資信託	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	成長型

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス  
安定成長型

信託約款

## 運用の基本方針

信託約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

#### (2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、外国株式、日本債券、外国債券に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の長期的成長を目指します。

② 基本資産配分を、日本株式30%、外国株式20%、日本債券5%、外国債券45%とします。ただし、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託者の裁量により当該基本資産配分を±10%以内の範囲で変更するものとします。基本資産配分については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。

③ 前項の規定による基本資産配分からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。

④ ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券については為替ヘッジを行うことを基本とします。

⑤ 前項の規定による場合を除き、実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行うことがあります。

⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

#### (3) 投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の70%以内とします。

② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の85%以内とします。

④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

### 3. 収益分配方針

年1回の毎決算時（11月18日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 安定成長型

### 信託約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### (信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限とする信託金を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

#### (信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第7項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行われます。

#### (当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

② 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第32条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

④ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関

(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)および証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下、登録金融機関と総称して「取扱金融機関等」といいます。)に当該申請の手続きを委任することができます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額等)

第13条 委託者の指定する取扱金融機関等は、毎年12月25日を除く毎営業日に、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が別途定める申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第4項、第6項または第7項の受益権の価額に当該取得申込みの口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日目の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。ただし、当該手数料の額は、受益権1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に2.00%を乗じて得た額を超えないものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する取扱金融機関等が受益権の取得申込者との間に結んだ自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合、1口当たりの受益権の価額は、原則として第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の一部解約金の手取金をもって取得の申込みをする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益

権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**(受益権の譲渡の対抗要件)**

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

**(投資の対象とする資産の種類)**

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条ないし第29条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- ホ. 匿名組合出資持分（イ. に該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

**(運用の指図範囲等)**

第21条 委託者（第24条第1項に規定する委託者からの運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第23条、第25条ないし第33条、第34条、第35条第3項第3号、第39条および第40条において同じ。）は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
 なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の70%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。また、信託財産に属する資産の額と信託財産に属するとみなした当該資産の額との合計額を信託財産の実質投資額といいます（以下同じ。）。
- ⑦ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑨ 前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

**（受託者の自己または利害関係人等との取引）**

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第35条において同じ。）、第35条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第26条ないし第32条、第34条、第39条ないし第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

**（運用の基本方針）**

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**（運用の権限委託）**

第24条 委託者は、運用の指図のうち外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券に係る、ヘッジ目的での外国為替予約取引の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー

所在地：米国ワシントン州 シアトル

委託内容：外国為替予約取引の指図

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第47条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、当該委

託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から当該委託を受けた者に対して支払うものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### (投資する株式等の範囲)

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

#### (信用取引の指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**(公社債の空売りの指図範囲)**

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

**(公社債の借入れ)**

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

**(外貨建資産への投資制限)**

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の85を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の85を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

**(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第33条の2 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**(外国為替予約取引の指図および範囲)**

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

**(信託業務の委託等)**

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第36条 (削除)

**(混蔵寄託)**

第37条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国

の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎年11月19日から翌年11月18日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成18年4月28日から平成18年11月20日までとします。

- ② 前項の規定に関わらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務等の諸費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬等の総額)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の114の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配方法)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
  2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 委託者は、収益分配金を原則として毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に支払われます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。
- ④ 一部解約金（第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から委託者の指定する取扱金融機関等において当該受益者に支払います。
- ⑤ 第2項を除く前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等の預金口座等への払い込みをもって免責されるものとし、かかる払い込みがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとし、
- ⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第50条 受託者は、原則として、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込ん

だ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、また償還金について第49条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (信託の一部解約)

第52条 毎年12月25日を除く毎営業日に、受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、当初設定から1年経過後信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第53条の規定にしたがいます。

#### (質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

第53条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、第52条第7項の場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議ある者は一定期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**(受託者の辞任または解任に伴う取扱い)**

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

③ 委託者は、受益者の利益のため合理的に必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

④ 本条に基づき受託者が辞任または解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意だった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

**(信託約款の変更)**

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**(反対者の買取請求権)**

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する取扱金融機関等を通じて受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

**(運用状況に係る情報の提供)**

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

**(公告)**

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.russellinvestments.com/jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**(附則)**

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第29条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済

日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第29条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ③ 第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年4月28日

委託者 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ  
ラッセル・インベストメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 約款第13条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	安定型
追加型証券投資信託	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	安定成長型
追加型証券投資信託	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	成長型

追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス  
成長型

信託約款

## 運用の基本方針

信託約款第23条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

### 1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。

### 2. 運用方法

#### (1) 投資対象

ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下総称して「マザーファンド」ということがあります。）の受益証券を主要投資対象とします。なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。

#### (2) 投資態度

- ① マザーファンド受益証券への投資を通して、国内株式、外国株式、日本債券、外国債券に分散投資を行うことにより、リスクを軽減しつつ信託財産の長期的成長を目指します。
- ② 基本資産配分を、日本株式40%、外国株式35%、日本債券5%、外国債券20%とします。ただし、市場環境等の変化により信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、委託者の裁量により当該基本資産配分を±10%以内の範囲で変更するものとします。基本資産配分については、年2回見直しを行う他、運用環境の見通し等の大きな変更が信託財産の中長期的な成長に影響を及ぼす可能性が高いと判断した場合には、見直しを行うことがあります。
- ③ 前項の規定による基本資産配分からの乖離幅は、±5%以内に収まるように管理します。また、現金等の短期金融資産を5%以内で保有することがあります。
- ④ ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券については為替ヘッジを行うことを基本とします。
- ⑤ 前項の規定による場合を除き、実質組入外貨建資産に対する為替ヘッジは、市況動向、資金動向等により委託者が適切と判断した場合に行うことがあります。
- ⑥ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、デリバティブ取引を行うことができます。

#### (3) 投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の95%以内とします。
- ② 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場不動産投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の75%以内とします。
- ④ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

### 3. 収益分配方針

年1回の毎決算時（11月18日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 収益分配金額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

## 追加型証券投資信託

ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス 成長型

### 信託約款

#### (信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）の適用を受けます。

#### (信託事務の委託)

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

② 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

#### (信託の目的および金額)

第3条 委託者は、金1,000億円を上限とする信託金を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

#### (信託金の限度額)

第4条 委託者は、受託者と合意のうえ、1兆円を限度として信託金を追加することができます。

② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

#### (信託期間)

第5条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第7項、第53条第1項、第54条第1項、第55条第1項および第57条第2項の規定による信託終了または信託契約解約の日までとします。

#### (受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第6条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」といいます。）第2条第8項で定める公募により行われます。

#### (当初の受益者)

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第8条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

#### (受益権の分割および再分割)

第8条 委託者は、第3条の規定による受益権については1,000億口を上限とする口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第9条第2項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

#### (追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第9条 追加信託は、原則として毎営業日に行うものとします。

② 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

③ この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第32条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

④ 第34条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。ただし、一般社団法人投資信託協会規則に別段の定めがある場合には同規則の定めるところによります。

#### (信託日時の異なる受益権の内容)

第10条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

#### (受益権の帰属と受益証券の不発行)

第11条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関

(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)および証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下、登録金融機関と総称して「取扱金融機関等」といいます。)に当該申請の手続きを委任することができます。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額等)

第13条 委託者の指定する取扱金融機関等は、毎年12月25日を除く毎営業日に、第8条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が別途定める申込単位をもって取得の申込みに応じることができるものとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- ③ 第1項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金(第4項、第6項または第7項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日目の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤ 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。ただし、当該手数料の額は、受益権1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に2.00%を乗じて得た額を超えないものとします。
- ⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者の指定する取扱金融機関等が受益権の取得申込者との間に結んだ自動けいぞく投資契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。以下「別に定める契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応じることができるものとします。その場合、1口当たりの受益権の価額は、原則として第44条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑦ 別に定める各信託(この信託を除きます。)の受益者が、当該信託の一部解約金の手取金をもって取得の申込みをする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

#### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益

権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

- ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

**(受益権の譲渡の対抗要件)**

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

**(投資の対象とする資産の種類)**

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投信法第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条ないし第29条に定めるものに限りません。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

- ホ. 匿名組合出資持分（イ. に該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

**(運用の指図範囲等)**

第21条 委託者（第24条第1項に規定する委託者からの運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、第23条、第25条ないし第33条、第34条、第35条第3項第3号、第39条および第40条において同じ。）は、信託金を、主としてラッセル・インベストメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド、ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド、ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド（以下、総称して「マザーファンド」といいます。）の受益証券に投資するほか、以下の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りません。）

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
 なお、第1号の証券または証書ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第14号の証券のうち投資法人債券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（新投資口予約権証券および投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
  2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
  3. コール・ローン
  4. 手形割引市場において売買される手形
  5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
  6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券以外の投資信託証券（上場不動産投資信託証券を除きます。以下本項において同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の95%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥ 前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます（以下同じ。）。また、信託財産に属する資産の額と信託財産に属するとみなした当該資産の額との合計額を信託財産の実質投資額といいます（以下同じ。）。
- ⑦ 委託者は、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用の指図を行うにあたり、一般社団法人投資信託協会の規則に基づき、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託者が定めた合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑧ 委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑨ 前項の比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うものとします。

**（受託者の自己または利害関係人等との取引）**

第22条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第35条において同じ。）、第35条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資を、信託業法、投信法ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱いは、第26条ないし第32条、第34条、第39条ないし第41条における委託者の指図による取引についても同様とします。

**（運用の基本方針）**

第23条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

**（運用の権限委託）**

第24条 委託者は、運用の指図のうち外国債券マザーファンドを通して投資する外国債券に係る、ヘッジ目的での外国為替予約取引の指図に関する権限を次の者に委託します。

商号：ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー

所在地：米国ワシントン州 シアトル

委託内容：外国為替予約取引の指図

- ② 前項の委託を受けた者が受ける報酬は、第47条に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、当該委

託を受けた者と委託者の間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から当該委託を受けた者に対して支払うものとし、信託財産からの直接的な支弁は行いません。

- ③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が法律に違反した場合、この信託約款の違反となる運用の指図に関する権限の行使をした場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

#### (投資する株式等の範囲)

第25条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、および取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

- ② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託者が投資することを指図することができます。

#### (信用取引の指図範囲)

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことの指図をすることができます。

- ② 前項の信用取引の指図は、当該売付に係る建玉の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該売付にかかる建玉のうち当該信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

#### (先物取引等の運用指図・目的・範囲)

第27条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

- ② 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ③ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため（ヘッジ目的に限定されません。）、国内および国外において行われる、金融商品取引法第2条第22項第1号から第4号（ただし、第3号に規定する「前2号及び第5号から第7号までに掲げる取引」は「前2号に掲げる取引」のみとします。）に規定する店頭デリバティブ取引を行うことができます。

#### (スワップ取引の運用指図・目的・範囲)

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、または価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第5条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

**(公社債の空売りの指図範囲)**

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付ることの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

- ② 前項の売付の指図は、当該売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付に係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

**(公社債の借入れ)**

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。

- ② 前項の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- ④ 第1項の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

**(外貨建資産への投資制限)**

第33条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の75を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の75を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

**(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)**

第33条の2 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

**(外国為替予約取引の指図および範囲)**

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

**(信託業務の委託等)**

第35条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
  1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第36条 (削除)

**(混蔵寄託)**

第37条 金融機関または証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国

の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。) から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第38条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

#### (有価証券売却等の指図)

第39条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### (再投資の指図)

第40条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### (資金の借入れ)

第41条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、および再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### (損益の帰属)

第42条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

#### (受託者による資金立替え)

第43条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### (信託の計算期間)

第44条 この信託の計算期間は、毎年11月19日から翌年11月18日までとします。ただし、第1期計算期間は、平成18年4月28日から平成18年11月20日までとします。

- ② 前項の規定に関わらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が始まるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は第5条に定める信託期間の終了日とします。

#### (信託財産に関する報告)

第45条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

#### (信託事務等の諸費用)

第46条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券の売買時の売買委託手数料、売買委託手数料にかかる消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物・オプション取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

### (信託報酬等の総額)

第47条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の117の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

### (収益の分配方法)

第48条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第49条 委託者は、収益分配金を原則として毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第51条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に支払われます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は、別に定める契約に基づき、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第11条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金（第52条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）は、第52条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、6営業日目から委託者の指定する取扱金融機関等において当該受益者に支払います。

⑤ 第2項を除く前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する取扱金融機関等の営業所等において行うものとし、本条に定める受益者への支払いについては、委託者は当該委託者の指定する取扱金融機関等の預金口座等への払い込みをもって免責されるものとし、かかる払い込みがなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託者が一定期間経過後当該委託者の指定する取扱金融機関等より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとし、

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、

⑦ 前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

### (収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第50条 受託者は、原則として、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込ん

だ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第51条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、また償還金について第49条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

#### (信託の一部解約)

第52条 毎年12月25日を除く毎営業日に、受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者の指定する取扱金融機関等が別途定める解約単位をもって、一部解約の実行を請求することができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ⑤ 委託者は、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他合理的な事情があると委託者が判断したときは、委託者の判断により、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- ⑥ 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。
- ⑦ 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、当初設定から1年経過後信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第53条の規定にしたがいます。

#### (質権口記載または記録の受益権の取り扱い)

第52条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

#### (信託契約の解約)

第53条 委託者は、第5条の規定による信託終了前に、第52条第7項の場合の他、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告および書面には、受益者で異議ある者は一定期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

#### (信託契約に関する監督官庁の命令)

第54条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第58条の規定にしたがいます。

#### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第55条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第58条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第56条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

**(受託者の辞任または解任に伴う取扱い)**

第57条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は第58条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

③ 委託者は、受益者の利益のため合理的に必要と認めるときは、法令に従い受託者を解任することができます。受託者の解任に伴う取扱いについては、前2項に定める受託者の辞任に伴う取扱いに準じます。

④ 本条に基づき受託者が辞任したまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託者が本信託約款に定める受託者の義務を適切に履行する能力ある新受託者を選任することが不可能または困難であるときは、委託者は解任権を行使する義務も新受託者を選任する義務も負いません。委託者は本条に基づく受託者の解任または新受託者の選任についての判断を誠実に行うよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託者または選任された新受託者が倒産等により本信託約款に定める受託者の義務を履行できなくなった場合には、委託者は、当該判断時において悪意だった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

**(信託約款の変更)**

第58条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

**(反対者の買取請求権)**

第59条 第53条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において第53条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、委託者の指定する取扱金融機関等を通じて受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとします。

**(運用状況に係る情報の提供)**

第59条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

**(公告)**

第60条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.russellinvestments.com/jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

**(信託約款に関する疑義の取扱い)**

第61条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

**(附則)**

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条から第19条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 第29条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済

日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

- ② 第29条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ③ 第29条に規定する「直物為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年4月28日

委託者 東京都港区赤坂七丁目3番37号 プラス・カナダ  
ラッセル・インベストメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号  
三菱UFJ信託銀行株式会社

1. 約款第13条第7項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。

追加型証券投資信託	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	安定型
追加型証券投資信託	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	安定成長型
追加型証券投資信託	ラッセル・インベストメント・グローバル・バランス	成長型

